

(8) 公共施設等の状況

ア 公共施設等

計画地周辺地域の公共施設等の分布状況は、表 3-7 及び図 3-15 に示すとおりである。

計画地近隣の公共施設としては、行政施設は計画地北西側約 60m に鷺沼行政サービスコーナー (No.1) が、認可保育園は計画地北側約 120m にさぎ沼なごみ保育園 (No.3)、計画地北西側約 100m にピュアリー鷺沼 (No.19)、計画地西側約 100m にナーサリールームベリベア鷺沼 (No.14) 及びハッピーキッズ・プチ園 (No.23) が、計画地南西側約 170m にハッピーキッズ・ちびっこ園 (No.24) が、計画地南側約 100m にドリームキッズさぎぬまナーサリー (No.25) が、教育施設は計画地北東側約 300m にさぎぬま幼稚園 (No.27) が、計画地西側約 400m に鷺沼小学校 (No.29) が、医療機関は計画地西側約 160m に鷺沼産婦人科医院 (No.34) が、福祉施設等は計画地東側約 30m に地域相談支援センターシリウス (No.40) が、計画地北側約 100m に地域子育て支援センターページブル (No.36) が、スポーツ施設等は計画地北側約 120m にフロンタウンさぎぬま (No.42) が分布している。

計画地及びその周辺地域の学校区については、「ガイドマップかわさき 市立小中学校通学区域図」(川崎市ホームページ)によれば、計画地の駅前街区は鷺沼小学校 (No.29)、有馬中学校 (No.32)、北街区については土橋小学校 (No.30)、宮前平中学校(富士見台小学校 (No.31) の北北東約 400m) に属している。また、町内会については、「宮前区町内会・自治会エリアマップ」(宮前区ホームページ)によれば、計画地の駅前街区は鷺沼町会(鷺沼一丁目～四丁目)に、北街区は小台町内会(小台一丁目、二丁目)に属している。

表 3-7 計画地周辺地域の公共施設等

種別	No.	施設名称
行政施設	1	鷺沼行政サービスコーナー
認可保育園	2	土橋保育園
	3	さぎ沼なごみ保育園
	4	アスクさぎぬま保育園
	5	アスク宮前平えきまえ保育園
	6	小学館アカデミーさぎぬま保育園
	7	ぶどうの実鷺沼園
	8	たつのこのはら保育園
	9	明日葉保育園鷺沼園
	10	西有馬おひさま保育園
	11	まなびの森保育園宮前平
	12	かわさき犬蔵保育園
	13	有馬の杜コスモス保育園
	14	ナーサリールームベリーベア鷺沼
	15	宮前空翠保育園
	16	わらべうた鷺沼保育園
	17	あおぞら保育園
	18	ぶどうの実第2さぎぬま園
	19	ピュアリー鷺沼
	20	くぬぎ保育園
	21	あい・あい保育園 宮前平園
	22	まなびの森保育園鷺沼
	23	ハッピーキッズ・プチ園
	24	ハッピーキッズ・ちびっこ園
	25	ドリームキッズさぎぬまナーサリ
	26	にじいろ保育園有馬
	教育施設	幼稚園
小学校		28 西有馬小学校
		29 鷺沼小学校
		30 土橋小学校
		31 富士見台小学校
中学校	32 有馬中学校	
医療機関	33 東横恵愛病院	
	34 鷺沼産婦人科医院	
福祉施設等	子育て施設	35 地域子育て支援センターさぎぬま
		36 地域子育て支援センターページブル
		37 地域子育て支援センターたつのこのこ
	こども・青少年	38 有馬こども文化センター
	高齢者	39 有馬老人いこいの家
障害者	40 地域相談支援センターシリウス	
スポーツ施設等	41 鷺沼ふれあい広場	
	42 フロントウンさぎぬま	

注1：表中の「No.」は、図3-15の番号と対応する。

注2：医療機関は病床を備えている施設を対象とした。

出典：「みやまえガイドマップ」令和4年2月現在、宮前区役所

「病院・診療所名簿」令和4年6月1日現在、川崎市

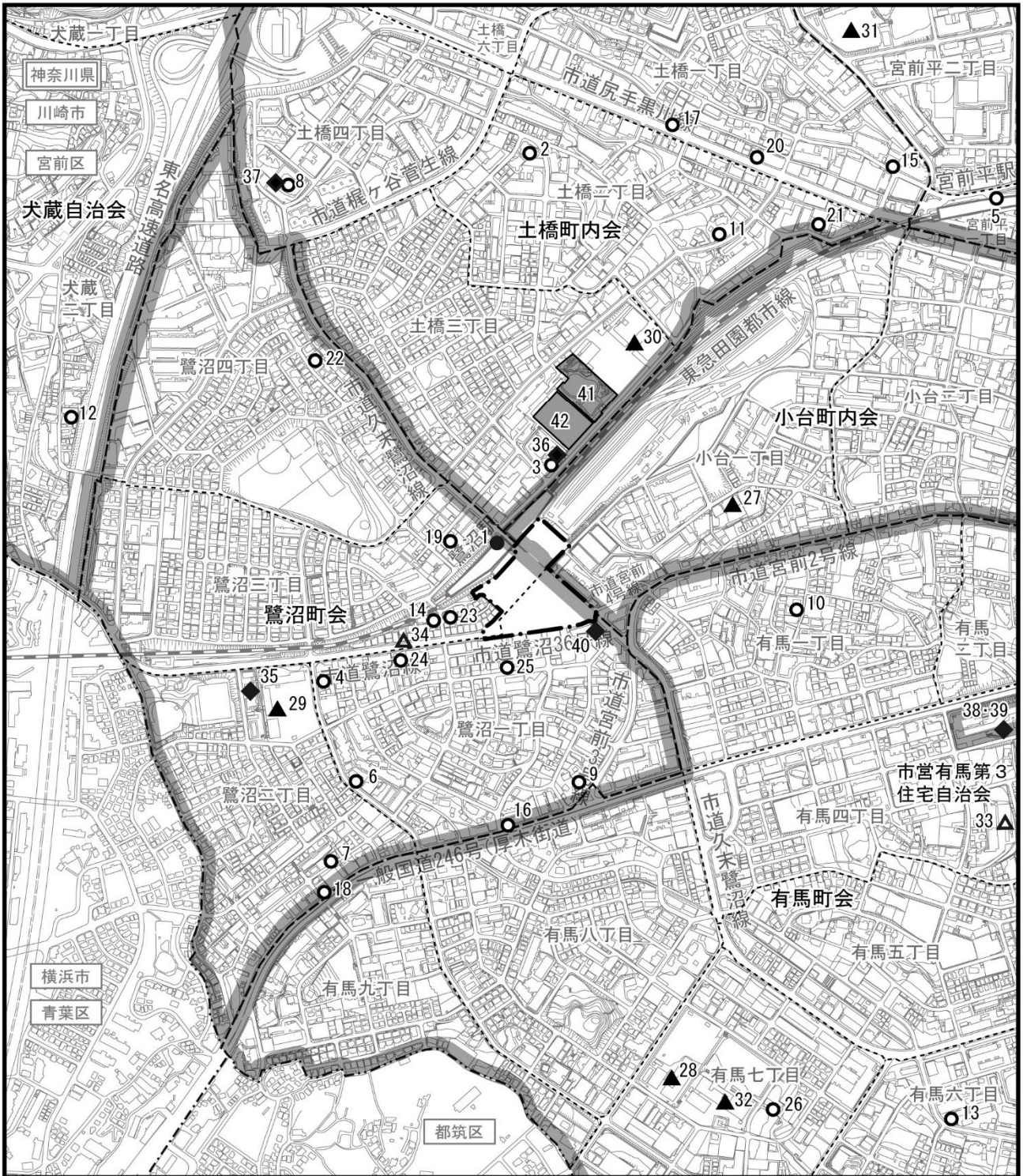


図3-15 公共施設等位置図

- | 凡 | 例 |
|-----|-----------|
| 計画地 | ● 行政施設 |
| 市界 | ○ 認可保育園 |
| 区界 | ▲ 教育施設 |
| 町内会 | △ 医療機関 |
| | ◆ 福祉施設等 |
| | ■ スポーツ施設等 |



0 100 200 400m

出典：「みやまえガイドマップ」令和4年2月現在、宮前区役所
「病院・診療所名簿」令和4年6月1日現在、川崎市
「宮前区 町内会・自治会エリアマップ」宮前区ホームページ
203

イ 公園

計画地周辺地域における公園の状況は、表 3-8 及び図 3-16 に示すとおりである。

近隣公園は計画地南側約 600m に有馬ふるさと公園 (No.1) が、計画地西側約 450m に鷺沼公園 (No.2) が、街区公園は計画地北東側約 160m に小台 1 丁目こども公園 (No.16) が、計画地東側約 160m に有馬 1 丁目公園 (No.3) が、計画地南西側約 180m に鷺沼第 1 公園 (No.21) が、計画地北側約 300m に土橋南公園 (No.35) が分布している。

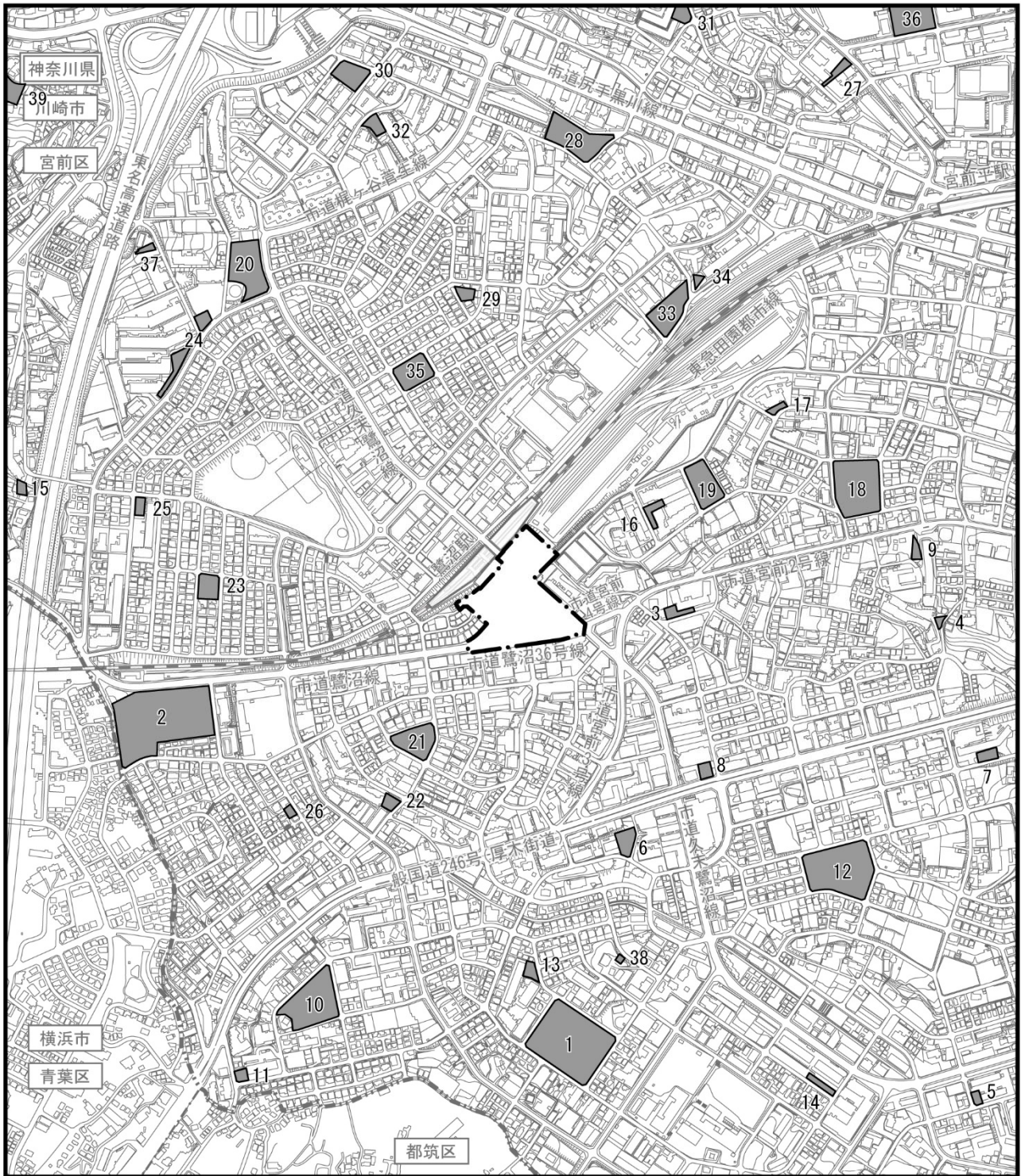
表 3-8 計画地周辺地域の公園一覧

公園種別	No.	公園名	面積 (m ²)		
近隣公園	1	有馬ふるさと公園	11,853		
	2	鷺沼公園	15,337		
都市公園	3	有馬 1 丁目公園	450		
	4	有馬 1 丁目こども公園	269		
	5	有馬 6 丁目公園	346		
	6	有馬かえで公園	1,000		
	7	有馬北公園	276		
	8	有馬北耕地公園	257		
	9	有馬けやき公園	480		
	10	有馬さくら公園	6,008		
	11	有馬しいの木公園	439		
	12	有馬中央公園	8,375		
	13	有馬やまぼうし公園	411		
	14	有馬らいらっく公園	700		
	15	犬蔵 2 丁目丘の上公園	277		
	16	小台 1 丁目こども公園	418		
	17	小台北公園	278		
	18	小台公園	6,562		
	19	小台西公園	2,968		
	街区公園	20	鷺沼北公園 (旧土橋第 4 公園)	4,797	
		21	鷺沼第 1 公園	2,900	
		22	鷺沼第 2 公園	567	
		23	鷺沼第 3 公園	1,404	
		24	鷺沼くすのき公園	1,602	
		25	鷺沼つつじ公園	259	
		26	鷺沼ときわ木公園	200	
		27	土橋 1 丁目こども公園	234	
		28	土橋 2 丁目公園 (旧土橋第 2 公園)	4,345	
		29	土橋 3 丁目公園	201	
		30	土橋 4 丁目公園 (旧土橋第 5 公園)	1,964	
		31	土橋太田公園	693	
		32	土橋こども公園	649	
		33	土橋原台公園 (旧土橋第 3 公園)	3,049	
		34	原台まちかど公園	273	
		35	土橋南公園 (旧鷺沼第 2 公園)	2,641	
		36	宮前平公園	4,523	
		37	鷺沼 4 丁目はな公園	339	
		38	有馬 8 丁目ポケットパーク	133	
		市営公園	街区公園	39	東名犬蔵公園

注：表中の「No.」は、図 3-16 の番号と対応する。

出典：「川崎の公園 令和 3 年 3 月 31 日」川崎市

「川崎市公園・緑地等位置図 令和 3 年度版」、令和 4 年 3 月現在、川崎市



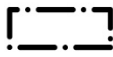
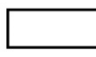

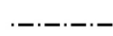
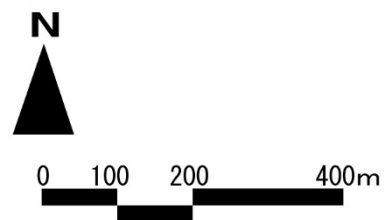
- | 凡 | 例 |
|---|--|
|  計画地 |  公園 |
|  市界 | |
|  区界 | |

図3-16 公園位置図



出典：「川崎市公園・緑地等位置図 令和3年度版」 令和4年3月現在、川崎市

(9) 史跡・文化財の状況

計画地及びその周辺地域の史跡・文化財の分布状況は、「かわさきの文化財 市内文化財案内（指定文化財紹介）」（川崎市教育委員会ホームページ）によれば図 3-17 に示す範囲には文化財保護法、神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例により指定された建造物、史跡及び天然記念物の文化財は存在しない。

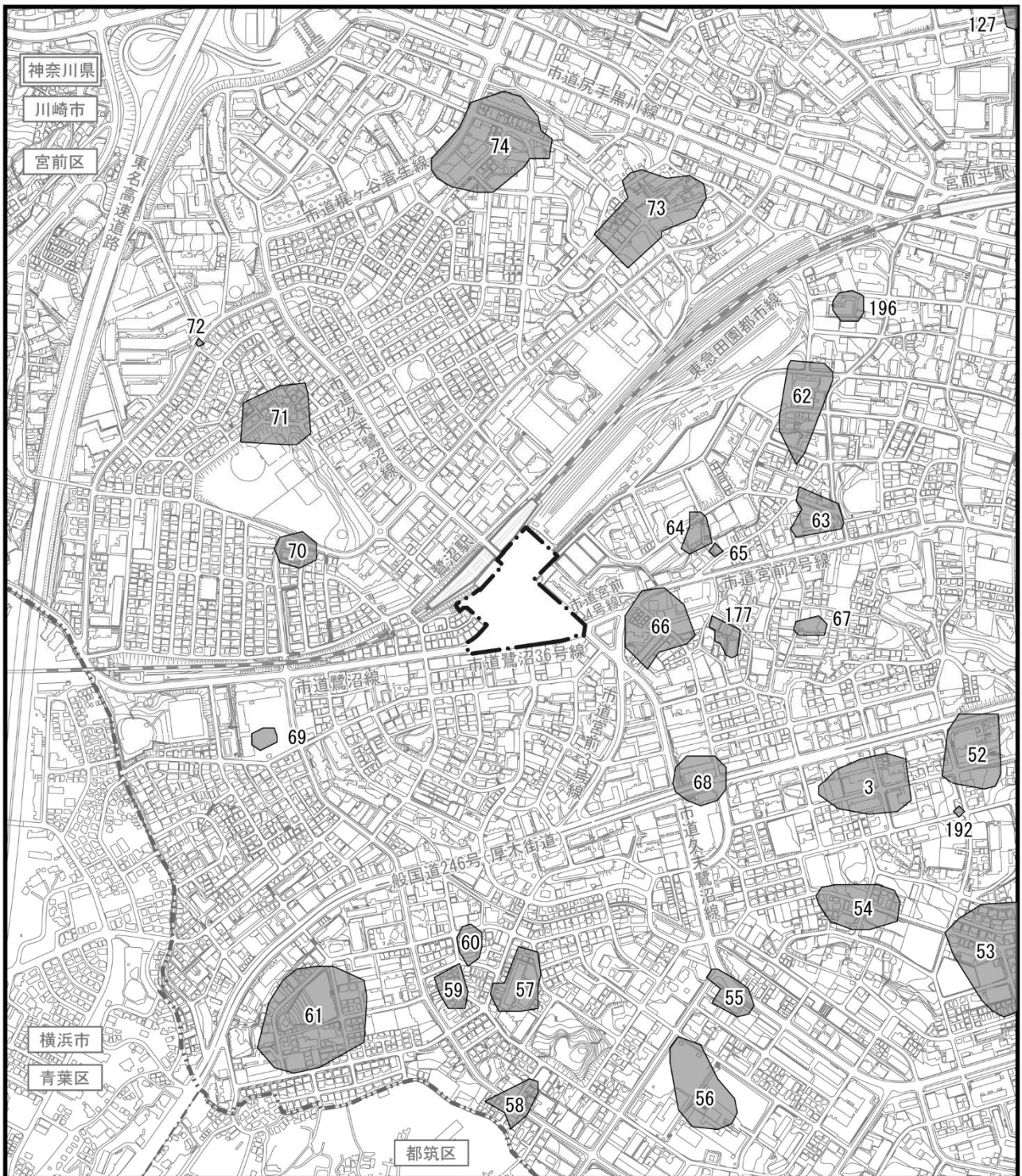
また、「ガイドマップかわさき その他の土地規制（埋蔵文化財）」（川崎市ホームページ）によれば、計画地周辺地域には表 3-9 に示す埋蔵文化財包蔵地が確認されており、その分布状況は図 3-17 に示すとおりである。なお、計画地内には埋蔵文化財包蔵地は存在しない。計画地に最も近い埋蔵文化財包蔵地は、計画地東側約 100m に宮前 No.66（散布地・火葬骨蔵器）が分布している。

表 3-9 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	種別
宮前 No.3	散布地
宮前 No.52	集落跡
宮前 No.53	散布地
宮前 No.54	散布地
宮前 No.55	散布地・火葬骨蔵器
宮前 No.56	散布地
宮前 No.57	散布地
宮前 No.58	散布地
宮前 No.59	その他の墓
宮前 No.60	散布地
宮前 No.61	散布地
宮前 No.62	散布地
宮前 No.63	散布地
宮前 No.64	散布地
宮前 No.65	その他の墓
宮前 No.66	散布地・火葬骨蔵器
宮前 No.67	その他の墓
宮前 No.68	散布地
宮前 No.69	集落跡
宮前 No.70	散布地
宮前 No.71	散布地
宮前 No.72	その他の墓
宮前 No.73	散布地
宮前 No.74	集落跡
宮前 No.127	散布地
宮前 No.177	散布地
宮前 No.192	その他の墓
宮前 No.196	散布地

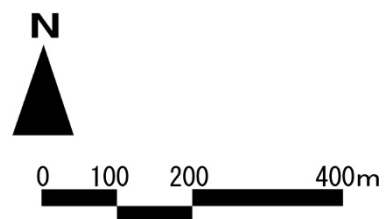
注：表中の「No.」は、図 3-17 の番号と対応する。

出典：「ガイドマップかわさき その他の土地規制（埋蔵文化財）」川崎市ホームページ



- | | |
|-----|----------|
| 凡 | 例 |
| 計画地 | 埋蔵文化財包蔵地 |
| 市界 | |
| 区界 | |

図3-17 埋蔵文化財包蔵地分布図



出典：「ガイドマップかわさき その他の土地規制（埋蔵文化財）」川崎市ホームページ

(10) 公害等の状況

ア 公害苦情の発生状況

令和2年度における宮前区及び川崎市の苦情発生件数は、表3-10に示すとおりである。

宮前区の苦情発生件数は100件で、種類別には騒音が最も多く、次いで、振動、大気汚染、悪臭、水質汚濁の順となっている。

表3-10 宮前区及び川崎市の苦情発生件数（令和2年度）

種類 区名	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
宮前区	12	6	0	52	19	0	9	2	100
川崎市	97	22	0	564	109	0	109	6	907

出典：「令和3年度 環境局事業概要－公害編－令和2年度の取組 よりよい環境をめざして」令和4年2月、川崎市

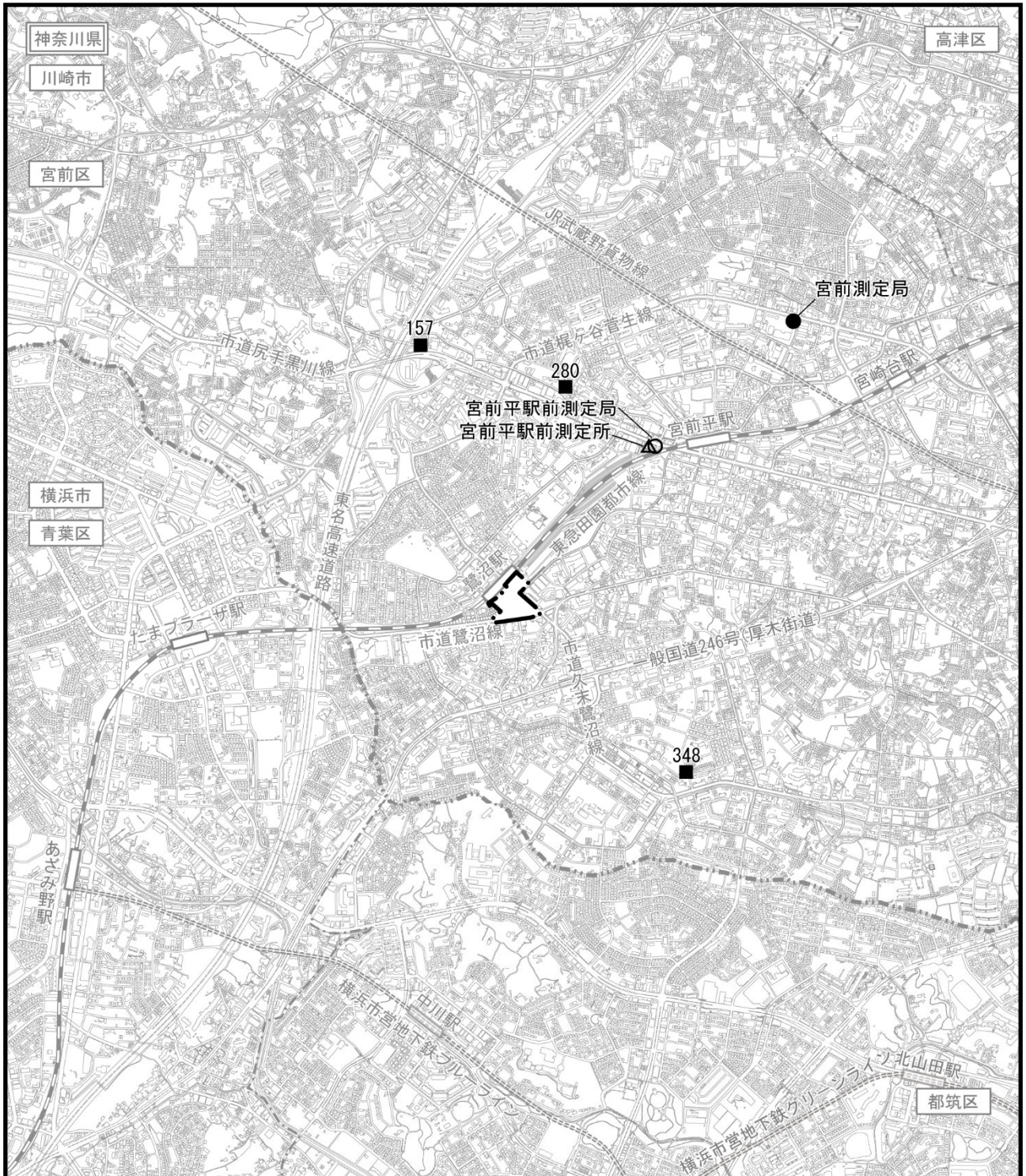
イ 大気汚染

計画地周辺地域の大气測定局の位置は、図3-18に示すとおりであり、一般環境大气測定局である宮前測定局及び自動車排出ガス測定局である宮前平駅前測定局が設置されている。

当該測定局の令和3年度における二酸化窒素（NO₂）濃度及び浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果は表3-11に示すとおりであり、二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度は、両測定局とも環境基準を達成している。

また、平成29～令和3年度における濃度の推移は図3-19に示すとおりである。

なお、計画地は商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等となっており、著しい大気汚染物質を発生させる施設等はない。



凡 例





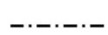


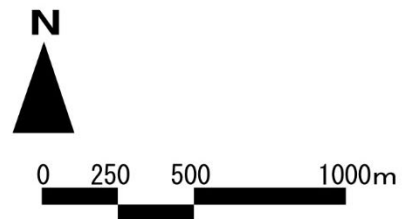
- | | | | |
|---|-----|---|------------------|
|  | 計画地 |  | 一般環境大気測定局 |
|  | 市界 |  | 自動車排出ガス測定局 |
|  | 区界 |  | 自動車騒音・道路交通振動測定地点 |
| | |  | 地盤変動測定地点 |

図3-18
大気質、自動車騒音・道路交通振動
及び地盤変動測定地点位置図

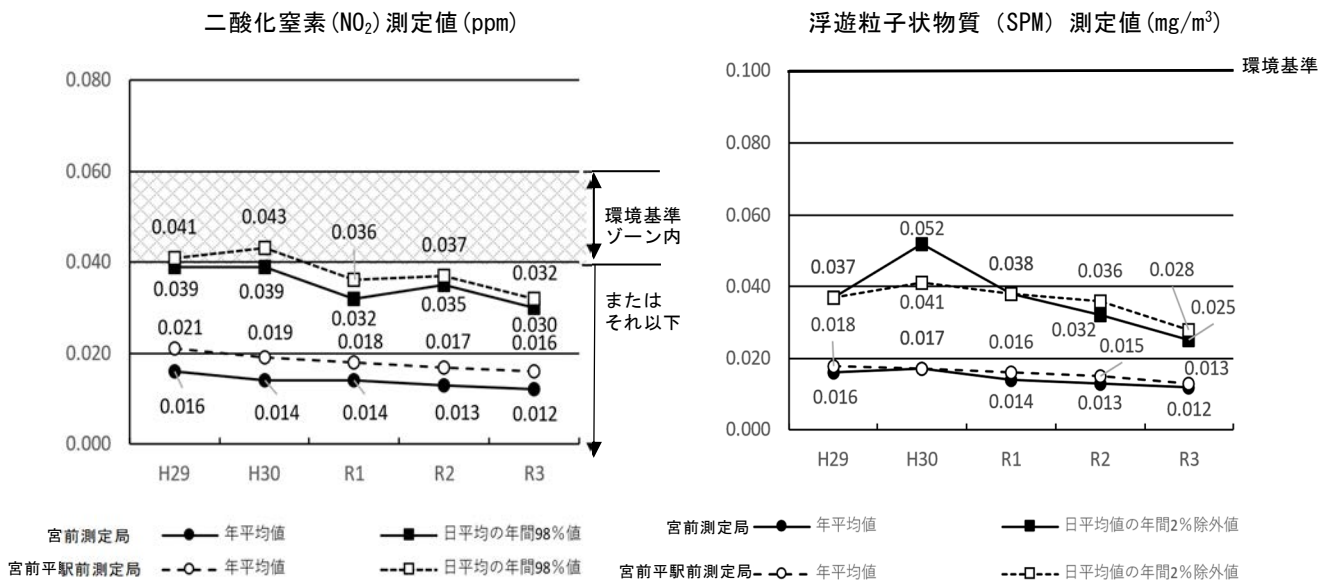


出典：「令和3年度大気環境及び水環境の状況等について」令和4年7月、川崎市
「令和3年度 環境局事業概要—公害編—令和2年度の取組 よりよい環境をめざして」令和4年2月、川崎市
「ガイドマップかわさき 公共水準点情報」川崎市ホームページ

表 3-11 大気汚染測定結果（令和 3 年度）

測定項目		測定局		環境基準		評価方法
		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局	環境基準		
二酸化窒素 (NO ₂)	年平均値 (ppm)	0.012		0.016		1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm~0.06ppm のゾーン内、又はそれ以下
	日平均値の年間 98% 値 (ppm)	0.030	(○)	0.032	(○)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	年平均値 (mg/m ³)	0.012		0.013		1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続の有無とその回数	無	(○)	無	(○)	
	日平均値の年間 2% 除外値 (mg/m ³)	0.025		0.028		
	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	0 時間 0%	(○)	0 時間 0%	(○)	
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	0 日 0%	(○)	0 日 0%	(○)	

注：(○)内は環境基準達成状況について示す。○：環境基準達成、×：環境基準非達成
 出典：「令和 3 年度 大気環境及び水環境の状況等について」令和 4 年 7 月、川崎市



出典：「令和 3 年度 大気環境及び水環境の状況等について」令和 4 年 7 月、川崎市

図 3-19 宮前測定局及び宮前平駅前測定局における二酸化窒素 (NO₂) 濃度及び浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の推移

ウ 水質汚濁

計画地は鶴見川水系に含まれており、計画地周辺地域の公共用水域水質測定地点の位置は図 3-20 に示すとおりである。また、計画地周辺地域の公共用水域水質測定地点における生物化学的酸素要求量 (BOD) の測定結果は表 3-12 に、年間平均値の経年変化は表 3-13 に示すとおりである。

令和 2 年度の公共用水域水質調査結果をみると、代表的な水質汚濁指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) については、両地点とも環境基準を達成している。

また、計画地は商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等となっており、大規模な水質汚濁物質の発生源はなく、計画地からの汚水及び雨水は、公共下水道に排水されている。

表 3-12 公共用水域水質測定結果 (令和 2 年度)

水系	対象河川	測定地点	年間 BOD (75%値)	環境基準 (BOD75%値)
鶴見川	矢上川	矢上川橋	1.7mg/L	C 類型 : 5mg/L 以下
	有馬川	五月橋	1.6 mg/L	

出典 : 「令和 3 年度 環境局事業概要-公害編-令和 2 年度の取組 よりよい環境をめざして」 令和 4 年 2 月、川崎市

表 3-13 生物化学的酸素要求量 (BOD) の経年変化 (年間平均値)

単位 : mg/L

測定地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
大目橋	1.0	1.8	1.2	1.8	1.1
矢上川橋	3.1	1.5	1.6	1.6	2.2
五月橋	1.2	1.6	1.2	1.5	1.4

出典 : 「令和 3 年度 環境局事業概要-公害編-令和 2 年度の取組 よりよい環境をめざして」 令和 4 年 2 月、川崎市



注 : 位置図は「水質年報」(川崎市ホームページ)を参考に作成

図 3-20 水質測定地点位置図

エ 騒音及び振動

宮前区及び川崎市における「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく令和3年3月31日現在の特定施設設置届出工場・事業場数、特定施設設置届出施設数は、表3-14及び表3-15に示すとおりである。

宮前区における騒音規制法及び振動規制法の対象となる特定施設を設置している工場・事業場数は88施設及び25施設であり、川崎市全域のそれぞれ7.2%、4.0%を占めている。

また、計画地北東側約800mに位置する市道尻手黒川線の宮前平駅前測定所（位置は図3-18（209ページ）参照）における令和2年度の自動車騒音に係る環境基準の適合状況は表3-16に、自動車騒音に係る要請限度の適合状況は表3-17に、道路交通振動に係る要請限度の適合状況は表3-18に示すとおりである。

宮前平駅前測定所での自動車騒音の騒音レベル測定結果は昼間、夜間とも環境基準を上回っているが、自動車騒音に係る要請限度（市長が自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている判断基準の値）は昼間、夜間とも限度内である。また、同測定所における道路交通振動の測定結果は、昼間、夜間とも限度内である。

騒音・振動の発生源としては、計画地周辺地域では、東名高速道路、一般国道246号（厚木街道）、市道尻手黒川線等の主な幹線道路における自動車の走行に伴う道路交通騒音・振動、計画地北西側の東急田園都市線の鉄道交通騒音及び振動が、計画地では商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等を利用する自動車の走行に伴う道路交通騒音・振動が考えられる。

なお、計画地周辺地域に著しい低周波音の発生源となる施設はない。

表 3-14 騒音規制法に基づく特定施設設置届出工場・事業場数、特定施設設置届出施設数

名 称		地 区	
		宮前区	川崎市
工場・事業場		88	1,214
特定施設	金属加工機械	36	1,081
	空気圧縮機及び送風機	353	7,151
	土石用破砕機等	0	29
	建設用資材製造機械	0	20
	木材加工機械	3	79
	印刷機械	7	213
	合成樹脂用射出成形機	23	504
	全施設	422	9,077

注：工場・事業場数は令和 3 年 3 月 31 日現在の値

出典：「令和 3 年度 環境局事業概要－公害編－令和 2 年度の取組 よりよい環境をめざして」令和 4 年 2 月、川崎市

表 3-15 振動規制法に基づく特定施設設置届出工場・事業場数、特定施設設置届出施設数

名 称		地 区	
		宮前区	川崎市
工場・事業場		25	622
特定施設	金属加工機械	44	1,544
	圧縮機	28	746
	土石用破砕機等	0	23
	木材加工機械	0	1
	印刷機械	6	106
	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	1
	合成樹脂用射出成形機	9	332
	全施設	87	2,753

注：工場・事業場数は令和 3 年 3 月 31 日現在の値

出典：「令和 3 年度 環境局事業概要－公害編－令和 2 年度の取組 よりよい環境をめざして」令和 4 年 2 月、川崎市

表 3-16 自動車騒音に係る環境基準の適合状況（令和 2 年度）

単位：デシベル

道路名称	住 所	道路端の 用途地域	測定結果（道路端）		環境基準値（道路端）	
			昼間	夜間	昼間	夜間
市道尻手黒川線	宮前区土橋 2-1-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業地域	71	67	70 以下	65 以下

注：測定所の位置は、図 3-18（209 ページ）に示す。

出典：「自動車騒音に係る環境基準適合状況調査結果 令和 2 年度環境基準適合状況調査結果」川崎市ホームページ

表 3-17 自動車騒音に係る要請限度の適合状況（令和 2 年度）

単位：デシベル

道路名称	住 所	道路端の 用途地域	測定結果（道路端）		要請限度値（道路端）	
			昼間	夜間	昼間	夜間
市道尻手黒川線	宮前区土橋 2-1-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業地域	71	67	75 以下	70 以下

注：測定所の位置は、図 3-18（209 ページ）に示す。

出典：「自動車交通騒音・道路交通振動に係る要請限度の適合状況調査結果 令和 2 年度要請限度の適合状況」川崎市ホームページ

表 3-18 道路交通振動に係る要請限度の適合状況（令和 2 年度）

単位：デシベル

道路名称	住 所	道路端の 用途地域	測定結果（道路端）		要請限度値（道路端）	
			昼間	夜間	昼間	夜間
市道尻手黒川線	宮前区土橋 2-1-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業地域	52	48	70 以下	65 以下

注：測定所の位置は、図 3-18（209 ページ）に示す。

出典：「自動車交通騒音・道路交通振動に係る要請限度の適合状況調査結果 令和 2 年度要請限度の適合状況」川崎市ホームページ

オ 悪 臭

計画地周辺地域は、計画地北東側は鉄道用地、集合住宅が分布しており、計画地南側から西側の道路（市道鷺沼 36 号線、市道鷺沼線）沿道は集合住宅、商業施設が分布し、その背後には集合住宅が分布している。また、計画地北西側は、鉄道用地を挟んで商業施設、集合住宅が集中し、その周囲に集合住宅が分布しており、特に悪臭の発生源となる施設はみられない。

また、計画地は鷺沼駅に接し、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等として利用されており、特に著しい悪臭の発生源となる施設はみられない。

カ 土 壌 汚 染

計画地の土地利用は、駅前街区は、昭和 7 年(1932 年)は樹林であり、昭和 41 年(1966 年)に建物や造成地、道路、駅舎の一部が、昭和 45 年(1970 年)に造園展示場、店舗や事務所、駐車場などが確認できる。昭和 53 年(1978 年)に計画地駅前街区内の南側にショッピングセンターが新築され、西側には店舗や事務所、北側には鷺沼駅ビル、交通広場及び駐車場などが確認でき、現在に至る。

北街区は、昭和 7 年(1932 年)は樹林であり、昭和 41 年(1966 年)に樹林や造成地が、昭和 45 年(1970 年)に郵便局、農協支店が確認できる。昭和 58 年(1983 年)以降、三和銀行支店、JA 支店、横浜銀行支店及び駐車場が確認され、現在に至る。

以上のこと及び計画地の土地利用状況により、駅前街区及び北街区の土壌環境に影響を及ぼすおそれのある施設や事項は確認されていない。

キ 地盤沈下

計画地周辺地域の水準点における平成 29 年度～令和 3 年度の 5 年間の地盤変動量の推移は表 3-19 に、地盤変動測定地点の位置は図 3-18 (209 ページ) に示すとおりである。

計画地周辺地域の地盤変動測定地点における年間変動量は、-3.2mm～+6.4mm の範囲にあり、川崎市における地盤沈下の監視目安(年間 20mm 以下の沈下)を下回っている。また、5 年間の変動量は+0.9mm～+2.3mm である。

表 3-19 地盤変動量の推移

水準点 番号	所在地	項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 年間の 変動量
157	宮前区土橋 6-11-1	標高 (m)	43.5602	43.5588	43.5652	43.5626	43.5625	-
		変動量 (mm)	-0.6	-1.4	6.4	-2.6	-0.1	2.3
280	宮前区土橋 1-10-2	標高 (m)	39.7188	39.7183	39.7218	39.7193	39.7197	-
		変動量 (mm)	-0.8	-0.5	3.5	-2.5	0.4	0.9
348	宮前区有馬 5-13-24	標高 (m)	38.8803	38.8799	38.8837	38.8805	38.8818	-
		変動量 (mm)	-1.7	-0.4	3.8	-3.2	1.3	1.5

注 1：変動量は、当該年の水準点の標高から前年の値を差し引いた量を、また、5 年間の変動量は令和 3 年度の標高から平成 29 年度の標高を差し引いた量を示す。

注 2：表中の「水準点番号」は、下記出典の番号と対応する。

注 3：水準点の位置は図 3-18 (209 ページ) に示す。

出典：「ガイドマップかわさき 公共水準点情報」川崎市ホームページ

「地盤情報 市内の標高 宮前区経年成果 (平成 23 年度以降)」川崎市ホームページ

(11) 法令等の状況

ア 関連する法令等

環境関連及び対象事業関連の法令、条例、要綱及び計画等は、表3-20(1)・(2)に示すとおりである。

表3-20(1) 関連する法令等

区分	名称	備考	
環境全般	環境基本法	平成5年11月19日、法律第91号	
	第五次環境基本計画	平成30年4月17日、閣議決定	
	川崎市環境基本条例	平成3年12月25日、条例第28号	
	川崎市環境基本計画	令和2年2月全面改定、川崎市	
環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成11年12月24日、条例第48号	
	地域環境管理計画	令和3年3月改定、川崎市	
	川崎市環境影響評価等技術指針	令和3年3月第7次改訂、川崎市	
温室効果ガス	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	昭和54年6月9日、法律第49号	
	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年10月9日、法律第117号	
	地球温暖化対策計画	令和3年10月22日、閣議決定	
	パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略	令和3年10月22日、閣議決定	
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	平成27年7月8日、法律第53号	
	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	平成21年12月24日、条例第52号	
	川崎市地球温暖化対策推進基本計画	令和4年3月改定、川崎市	
環境関連 公害防止等生活環境の保全	全般	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成11年12月24日、条例第50号
		環境への負荷の低減に関する指針	平成22年4月30日、川崎市
		川崎市大気・水環境計画	令和4年3月、川崎市
	大気汚染	大気汚染防止法	昭和43年6月10日、法律第97号
		中央公害対策審議会答申における指針	昭和53年3月22日、中公審第163号
	悪臭	悪臭防止法	昭和46年6月1日、法律第91号
	水質汚濁	下水道法	昭和33年4月24日、法律第79号
		水質汚濁防止法	昭和45年12月25日、法律第138号
	地盤沈下	工業用水法	昭和31年6月11日、法律第146号
	土壌汚染	土壌汚染対策法	平成14年5月29日、法律第53号
	騒音	騒音規制法	昭和43年6月10日、法律第98号
	振動	振動規制法	昭和51年6月10日、法律第64号
	廃棄物等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月25日、法律第137号
		資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年4月26日、法律第48号
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年5月31日、法律第104号
循環型社会形成推進基本法		平成12年6月2日、法律第110号	
建設廃棄物処理指針（平成22年度版）		平成23年3月30日、環境省	
建設副産物適正処理推進要綱		平成14年5月30日改正、国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号	
神奈川県土砂の適正処理に関する条例		平成11年3月16日、神奈川県条例第3号	
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例		平成4年12月24日、条例第51条	
廃棄物保管施設設置基準要綱		平成29年6月1日改正、川崎市	
建設廃棄物の適正管理の手引き（事業者用）		令和4年4月、川崎市	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律		平成7年6月16日、法律第112号	
特定家庭用機器再商品化法		平成17年6月5日、法律第97号	
川崎市一般廃棄物処理基本計画		平成28年3月、川崎市	
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律		令和3年3月11日、法律第60号	
緑の回復・育成	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成11年12月24日、条例第49号	
	川崎市緑の基本計画	平成30年3月改定、川崎市	
	第2期 川崎市緑の実施計画	令和4年3月、川崎市	
	川崎市緑化指針	令和4年2月28日一部改正、川崎市	
	生物多様性かわさき戦略	令和4年3月改定、川崎市	

表 3-20 (2) 関連する法令等

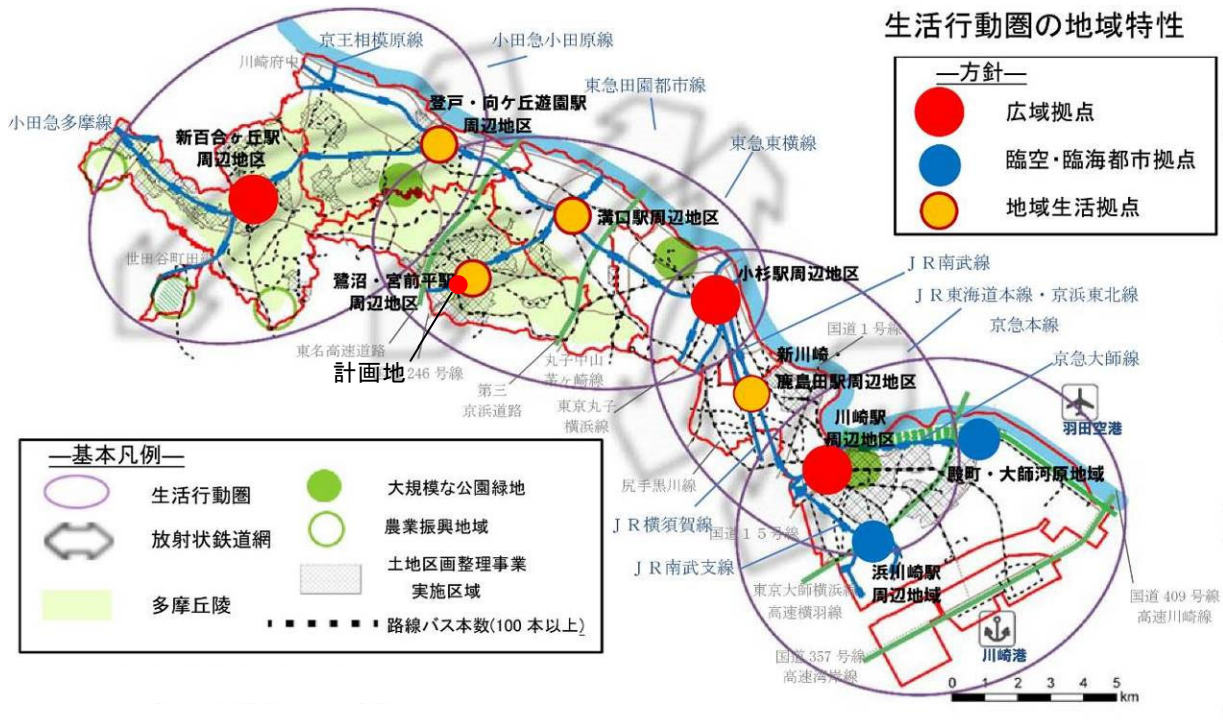
区 分		名 称	備 考
環 境 関 連	景 観	景観法	平成 16 年 6 月 18 日、法律第 110 号
		川崎市都市景観条例	平成 6 年 12 月 26 日、条例第 38 号
		川崎市景観計画	平成 30 年 12 月改定、川崎市
		景観計画届出マニュアル	令和元年 7 月改定、川崎市
対 象 事 業 関 連		建築基準法	昭和 25 年 5 月 24 日、法律第 201 号
		都市計画法	昭和 43 年 6 月 15 日、法律第 100 号
		都市再開発法	昭和 44 年 6 月 3 日、法律第 38 号
		大規模小売店舗立地法	平成 10 年 6 月 3 日、法律第 91 号
		川崎市建築基準条例	昭和 35 年 9 月 9 日、条例第 20 号
		川崎市福祉のまちづくり条例	平成 9 年 7 月 1 日、条例第 36 号
		川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	平成 7 年 12 月 26 日、条例第 48 号
		川崎市建築物環境配慮制度	平成 24 年 10 月改定、川崎市
		川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例	平成 15 年 7 月 4 日、条例第 29 号
		川崎市総合計画	平成 28 年 3 月、川崎市
		川崎市都市計画マスタープラン「全体構想」	平成 29 年 3 月、川崎市
		川崎市都市計画マスタープラン「宮前区構想」	令和 2 年 12 月、川崎市

イ 「川崎市総合計画」(平成28年3月、川崎市)

「川崎市総合計画」では、「都市構造と交通体系の考え方」において、「生活行動圏の各エリアの特徴とまちづくりの方向性」として、図3-21に示すとおり、拠点整備の波及効果を効率的かつ効果的に活用し、地域生活拠点を中心に、4つの生活行動圏の各エリアのそれぞれの特性を活かした身近なまちづくりを推進することを位置付けている。

地域生活拠点である「鷺沼・宮前平駅周辺地区」を含む「中部エリア」では、鉄道整備と同時期に区画整理などの計画的な市街地整備が進められ、同年代の居住者が一定期間に増加した。今後、高齢化や建物の高経年化が同時期、かつ、急激に発生することが懸念されるとともに、地形的に山坂が多く、駅勢圏に比べエリアの奥行きが広く、路線バスでの駅前でのアクセスが多いエリアとなっている。

これらを踏まえ、「鷺沼・宮前平駅周辺地区」では、民間活力を活かした駅前広場の再整備等により、鷺沼駅周辺を中心に商業、都市型住宅、文化・交流など多様な都市機能の集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進する地区として位置づけられており、計画地である鷺沼駅前地区は、上記方針を実現するための土地利用計画を検討している。



出典：「川崎市総合計画」平成28年3月、川崎市

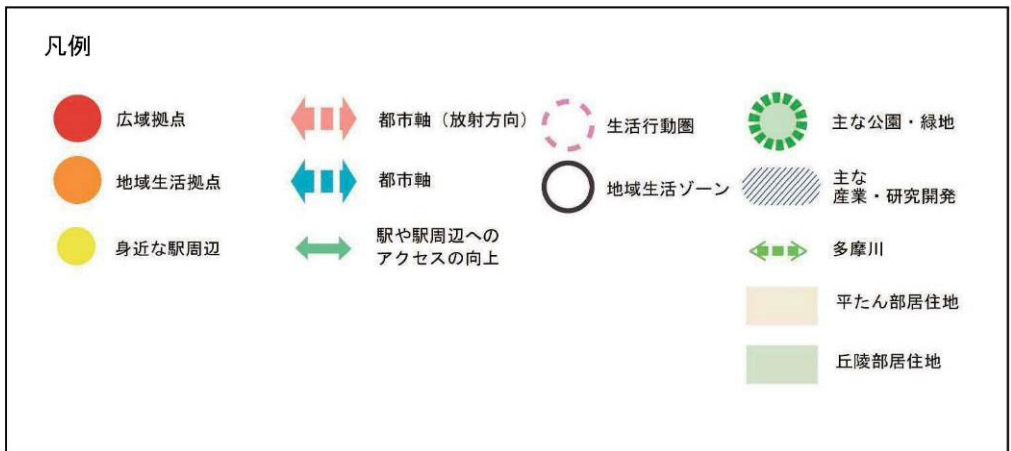
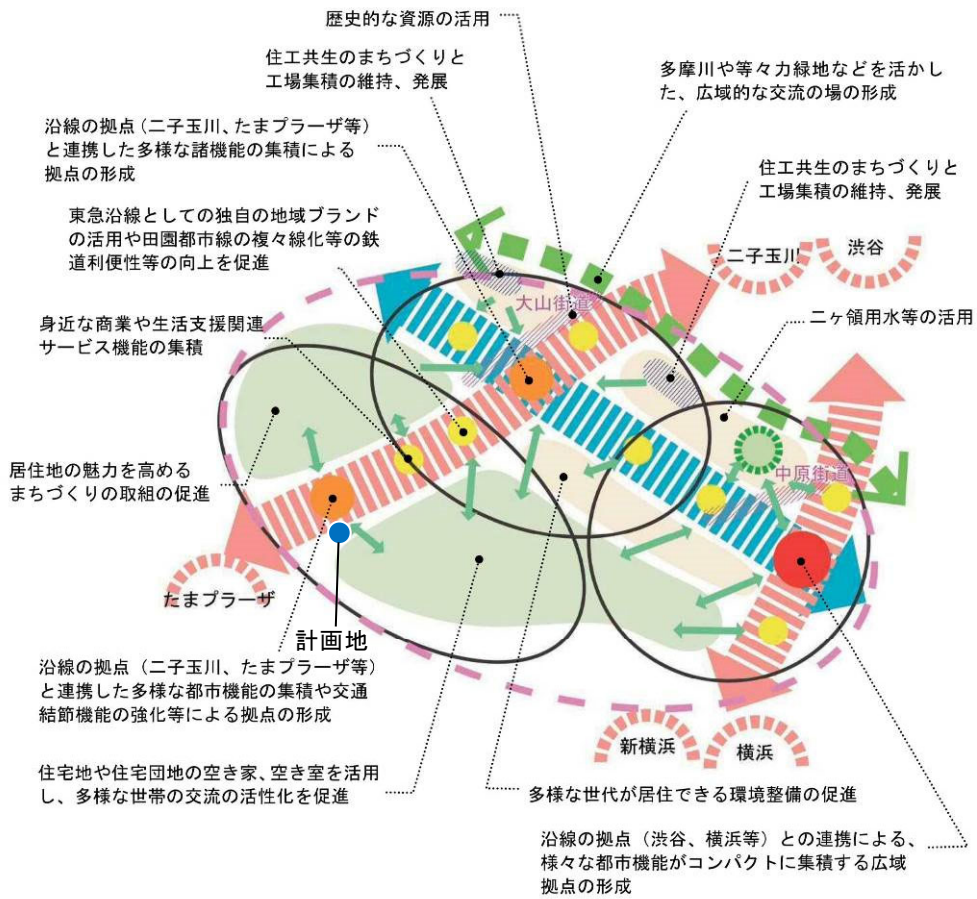
図3-21 生活行動圏の地域特性

ウ 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」(平成29年3月、川崎市)

「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」は、平成29年3月に改定され、改定の主なポイントとして、拠点整備の波及効果を効率的かつ効果的に活用し、より身近なまちづくりを推進するため、市民の生活行動圏に着目した鉄道沿線のまちづくりをめざすことを掲げている。

計画地を含む鷺沼駅前地区は、「中部エリア」に含まれ、まちづくりの考え方として、図3-22に示すとおり、「鷺沼・宮前平駅周辺地区」は、市内における主要な駅としての特性を活かすとともに、隣接都市（たまプラーザ等）との連携・調和のもと、商業・業務、文化、良質な都市型住宅等の諸機能の集積及び交通結節機能の強化を図り、概ね行政区の単位である地域生活ゾーンの核となる拠点の形成をめざすこととしている。

中部エリアのまちづくり概念イメージ図



出典：「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」平成29年3月、川崎市

図3-22 中部エリアのまちづくり概念イメージ図

2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

(1) 立地特性

計画地は川崎市宮前区の中央南部に位置し、東急田園都市線鷺沼駅の正面口に接している。計画地内は、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等が存在している。

計画地周辺地域には、計画地北東側は鉄道用地、集合住宅が分布しており、計画地南側から西側の道路（市道鷺沼 36 号線、市道鷺沼線）沿道は集合住宅、商業施設が分布し、その背後には集合住宅が分布している。計画地北西側は、鉄道用地を挟んで商業施設、併用集合住宅が集中し、その周囲には集合住宅が分布している。計画地の用途地域は商業地域に指定されており、計画地周辺には、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、第二種住居地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種低層住居専用地域に指定されている。なお、鷺沼駅周辺には「鷺沼地区地区計画」が指定されており、変更が予定されている。

計画地周辺地域の主な幹線道路は、計画地西側約 800m に東名高速道路、南側約 400m に国道 246 号（厚木街道）、北東側約 800m に市道尻手黒川線が通っている。また、計画地付近の主な道路は、東急田園都市線を横断する形で市道久末鷺沼線が、並行する形で市道鷺沼線、市道鷺沼 36 号線が通っている。また、計画地周辺地域の主要な鉄道は、計画地北西側に東急田園都市線が通っている。

(2) 環境の特性

計画地及びその周辺地域の概況を踏まえ、「地域環境管理計画」の大項目に沿って環境の特性を整理すると以下のとおりである。

ア 地球環境

計画地周辺地域は、商業施設、業務施設、鉄道用地及び集合住宅・戸建住宅等からなる市街地であり、温室効果ガスの発生要因として電気・都市ガスの使用が挙げられる。また、駐車場利用及び周辺道路を利用する自動車の走行やアイドリングが挙げられる。

計画地は商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等となっており、温室効果ガスの主な発生要因として、商業施設、業務施設に設置された冷暖房施設等、駐車場利用及び走行中の自動車が挙げられる。また、商業施設、業務施設において、電気、都市ガスの使用がある。

イ 大気

計画地周辺地域には、一般環境大気測定局である宮前測定局及び自動車排出ガス測定局である宮前平駅前測定局が設置されている。令和 3 年度の二酸化窒素濃度（NO₂）及び浮遊粒子状物質濃度（SPM）は、両測定局とも環境基準を達成している。

計画地は商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等となっており、著しい大気汚染物質及び悪臭等を発生させる施設等はない。

ウ 水

計画地周辺地域の水質調査地点である大日橋・五月橋における令和2年度の生物化学的酸素要求量（BOD75%水質値）の測定結果は、大日橋 1.7mg/L、五月橋 1.6mg/L であり、環境基準（C 類型 5mg/L 以下）を達成している。また、計画地内に井戸、河川、水路等はない。

なお、計画地の舗装面などに降った雨水の一部は、雨水管を通じて、公共用水域（河川）へ流入している。

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、地下水の水質及び水温、底質に影響を及ぼす要因はない。

エ 地盤

計画地周辺地域の水準点における平成29年度～令和3年度の年間地盤変動量は、－3.2mm～＋6.4mm 範囲にあり、川崎市における地盤沈下の監視目安（年間 20 mm 以下の沈下）を下回っている。また、5年間の変動量は＋0.9mm～＋2.3mm である。

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、ほぼ平坦な地形で（標高（T.P.）約 67m）である。

なお、計画地に井戸等の地下水を汲み上げる施設はない。

オ 土壌汚染

計画地駅前街区は、昭和7年(1932年)は樹林であり、昭和41年(1966年)に建物や造成地、道路、駅舎の一部が、昭和45年(1970年)に造園展示場、店舗や事務所、駐車場などが確認できる。昭和53年(1978年)に計画地駅前街区内の南側にショッピングセンターが新築され、西側には店舗や事務所、北側には鷺沼駅ビル、交通広場、駐車場などが確認でき、現在に至る。

北街区は、昭和7年(1932年)は樹林であり、昭和41年(1966年)に樹林や造成地が、昭和45年(1970年)に郵便局、農協支店が確認できる。昭和58年(1983年)以降、三和銀行支店、JA支店、横浜銀行支店、駐車場が確認され、現在に至る。

以上のこと及び計画地の土地利用状況により、駅前街区及び北街区の土壌環境に影響を及ぼすおそれのある施設や事項は確認されていない。

カ 騒音・振動・低周波音

計画地周辺地域の騒音・振動の発生源としては、東名高速道路、一般国道246号（厚木街道）、市道尻手黒川線等の主な幹線道路や、計画地南側の市道鷺沼36号線及び計画地の間を通る市道久未鷺沼線等の主な道路における交通騒音及び振動、計画地北西側の東急田園都市線の鉄道交通騒音及び振動等が挙げられる。

計画地北東側約800mに位置する宮前平駅前測定所での自動車騒音の騒音レベル測定結果は昼間、夜間とも環境基準を上回っているが、自動車騒音に係る要請限度については昼間、夜間とも限度内である。また、道路交通振動に係る要請限度は、昼間、夜間とも限度内である。

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、騒音及び振動の主な発生要因として、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等を利用する自動車の走行に伴う道路交通・振動が考えられる。

計画地及びその周辺地域に著しい低周波音の発生源は存在しない。

キ 廃棄物等

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等が存在し、計画地周辺地域には商業施設、業務施設、鉄道用地及び集合住宅・戸建住宅等が分布しており、それらの施設の活動等により一般廃棄物及び産業廃棄物の発生がある。

ク 水 象

計画地周辺地域の河川については、計画地南側約 400m を東側に向かって有馬川（普通河川・準用河川）が、また、北側約 700m を矢上川（普通河川・準用河川）が東側に向かって流れている。有馬川は矢上川に合流し、矢上川は最終的に鶴見川に合流している。

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、計画地内に井戸、河川、水路等はない。

なお、計画地の舗装面などに降った雨水の一部は、雨水管を通じて、公共用水域（河川）へ流入している。

計画地及びその周辺地域に湧水地及び海域は存在しない。また、上記以外の水環境に影響を及ぼす施設や要因は無い。

ケ 生 物

計画地周辺地域には、商業施設、業務施設、鉄道用地及び集合住宅・戸建住宅等からなる市街地であり、公園、商業施設、住宅地等に植栽樹木がみられるが、自然植生や注目される種、群落、生育地はない。

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等として利用されており、駅前広場及び歩道周辺の一部に緑地帯があり、街路樹等の植栽樹木がみられるが、自然植生や注目される種、群落及び動物の主要な生育環境は確認されていない。

コ 緑

計画地周辺地域には、商業施設、業務施設、鉄道用地及び集合住宅・戸建住宅等からなる市街地であり、公園、商業施設、住宅地等に植栽樹木がみられるが、自然植生等は存在していない。

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等として利用されており、駅前広場及び歩道周辺の一部に緑地帯があり、街路樹等の植栽樹木がみられるが、自然植生等は存在していない。

サ 人と自然とのふれあい活動の場

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等が存在し、計画地周辺地域には商業施設、業務施設、鉄道用地及び集合住宅・戸建住宅等が分布しており、人と自然とのふれあい活動の場は存在していない。

シ 歴史的文化的遺産

計画地には文化財保護法等により指定された建造物、史跡及び天然記念物の文化財は存在しない。また、計画地周辺地域では、計画地の北西側約 400m、西側約 250m、東側約 100m に埋蔵文化財包蔵地が存在するが、計画地内には存在しない。なお、計画地に最も近い埋蔵文化財包蔵地は計画地東側約 100m に宮前 No.66（散布地・火葬骨蔵器）が分布している。

ス 景 観

計画地及び計画地周辺地域の景観特性としては、計画地北西側に鉄道施設、北側に業務施設、東側に商業施設が存在している。計画地周辺地域は、市道久末鷺沼線に沿って北側に向って高台となっており、低層、中高層集合住宅や商業施設等が存在し、低層～高層集合住宅、業務施設、商業施設、運輸施設、鷺沼橋、道路等といった景観構成要素が一体となった市街地景観が形成されている。また、計画地は下末吉台地に位置し、ほぼ平坦な地形であり、地域景観に大きな影響を及ぼす高層構造物等は存在しない。

セ 構造物の影響

計画地周辺地域には、商業施設、業務施設及び集合住宅等の中高層の構造物が存在しており、日照、テレビ受信及び風環境への影響が考えられる。

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等が存在するが、日照、テレビ受信及び風環境へ大きな影響を及ぼす高層構造物等は存在しない。

ソ コミュニティ施設

計画地近隣の公共施設としては、行政施設は計画地北西側約 60m に鷺沼行政サービスコーナーが、認可保育園については計画地北側約 120m にさぎ沼なごみ保育園、計画地北西側約 100m にピュアリー鷺沼、計画地西側約 100m にナーサリールームベアーベアー鷺沼及びハッピーキッズ・プチ園が、計画地南西側約 170m にハッピーキッズ・ちびっこ園が、計画地南側約 100m にドリームキッズさぎぬまナーサリールームが、教育施設については計画地西側約 400m に鷺沼小学校、計画地北側約 400m に土橋小学校、計画地南側約 900m に有馬中学校がある。計画地は、駅前街区が鷺沼、北街区が小台の町丁に分かれており、学校区は駅前街区が鷺沼小学校、有馬中学校、北街区は土橋小学校、宮前平中学校となっている。

また、計画地周辺地域の町内会は、駅前街区が鷺沼町会、北街区が小台町内会となっている。

計画地周辺地域の近隣公園としては計画地南側約 600m に有馬ふるさと公園が、計画地西側約 450m に鷺沼公園が、街区公園としては計画地北東側約 160m に小台 1 丁目こ

ども公園が、計画地東側約 160m に有馬 1 丁目公園が、計画地南西側約 180m に鷺沼第 1 公園が、計画地北側約 300m に土橋南公園が分布している。

タ 地域交通

計画地周辺地域の主要な道路は、駅前街区と北街区の間に通る市道久末鷺沼線、駅前街区南側に面して市道鷺沼 36 号線、北街区南東側に面して市道小台 23 号線があるほか、計画地南側約 400m に一般国道 246 号（厚木街道）、北東側約 800m に市道尻手黒川線、西側約 800m に東名高速道路がある。

道路交通センサス交通量調査によると、計画地近傍に位置する一般国道 246 号（地点番号：Q21030、平成 27 年度）における平日（昼間）12 時間交通量は、32,139 台、計画地北側に位置する市道尻手黒川線（地点番号：Q40530、平成 27 年度）25,179 台となっている。

計画地の駅前街区内を市道鷺沼線が通り、市道久末鷺沼線と接続しており、各交差点部等には、信号機付きの横断歩道が設置されている。

チ 地形・地質

計画地及びその周辺地域は、下末吉台地にあたり、大部分がオシ沼砂礫層（砂・礫）及び T2（多摩Ⅱ）ローム層となっており、計画地付近は表層から 10m までは有機質土混じり粘土質ローム、それ以下では有機質土混じり砂となっている。

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、ほぼ平坦な地形で（標高（T.P.）約 67m）である。

ツ 安全

計画地周辺地域には、商業施設、業務施設、鉄道用地及び集合住宅・戸建住宅等が分布しており、事故等により生活に特に危険を及ぼす可能性のある施設（工場、研究所等）は分布していない。

計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等となっており、計画地周辺地域の安全確保に影響を及ぼす可能性のある施設はない。

第4章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価項目の選定等

1 環境影響要因の抽出

環境影響要因の抽出結果は、表4-1に示すとおりである。

対象事業の実施に伴う環境影響の調査、予測及び評価にあたっては、対象事業の計画内容と、計画地及びその周辺地域の環境特性、地域特性を勘案し、環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

表4-1 環境影響要因の抽出

対象時期	環境影響要因	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
供用時	施設の存在	緑の回復育成
		高層建築物の存在
	施設の供用	施設の供用
		冷暖房施設等の設置
		駐車場の利用
		施設関連車両の走行
		人口の増加
		歩行者の往来

2 環境影響評価項目の選定

「地域環境管理計画」に掲げられている環境影響評価項目の中から環境影響の調査、予測及び評価項目を選定した。

対象事業に係る環境影響評価項目の選定結果は、表4-2に示すとおりである。

また、選定する理由又は選定しない理由は、表4-3(1)~(7)に示すとおりである。

なお、環境影響評価項目の分類及び名称等については、「地域環境管理計画」及び「川崎市環境影響評価等技術指針」（川崎市）の令和3年3月の改定に伴い変更した。

表 4-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境影響評価項目		環境影響要因		工事中			供用時						
				建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	施設の存在			施設の供用			
							緑の回復育成	高層建築物の存在	施設の供用	冷暖房施設等の設置	駐車場の利用	施設関連車両の走行	人口の増加
地球環境	温室効果ガス								○				
大気	大気質	○	○							○	○	○	
	悪臭												
	上記以外の大気環境要素												
水	水質												
	水温												
	水底質												
地盤	地下水水位												
	地盤沈下												
	変状												
土壌汚染	土壌汚染												
騒音・振動・低周波音	騒音	○	○						○		○		
	振動	○	○								○		
	低周波音												
廃棄物等	一般廃棄物							○				○	
	産業廃棄物			○				○					
	建設発生土			○									
水象	水量・流量・流出量												
	湧水												
	潮流												
	上記以外の水環境要素												
生物	植物												
	動物												
	生態系												
緑	緑の質					○							
	緑の量					○							
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場												
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産												
景観	景観、圧迫感							○					
建造物の影響	日照障害							○					
	テレビ受信障害							○					
	風害							○					
コミュニティ施設	コミュニティ施設											○	
地域交通	交通安全、交通混雑		○								○		○
	地域分断												
地形・地質	土砂流出												
	崩壊												
	斜面安定												
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等												

表 4-3 (1) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由																					
地球環境	温室効果ガス	○	<p>計画地周辺地域は、商業施設、業務施設、鉄道用地及び集合住宅・戸建住宅等からなる市街地であり、温室効果ガスの発生要因として電気・都市ガスの使用が挙げられる。また、駐車場利用及び周辺道路を利用する自動車の走行やアイドリングが挙げられる。</p> <p>計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、温室効果ガスの主な発生要因として、商業施設、業務施設に設置された冷暖房施設等、駐車場利用及び走行中の自動車が挙げられる。その他、商業施設、業務施設において、電気、都市ガスの使用がある。</p>	<p>本事業においては、商業施設及び業務施設、公共施設等の冷暖房設備等は、極力省エネルギー型の設備機器を選定するとともに計画建物の断熱性能の向上等に努める計画としているが、原油換算エネルギー使用量が年間1,500キロリットル以上となることが推測されることから、環境影響評価項目（以下「評価項目」という。）として選定する。</p>																					
			<p>計画地周辺地域の一般環境大気測定局（宮前測定局）及び自動車排出ガス測定局（宮前平駅前測定局）における令和3年度の測定結果では、二酸化窒素濃度の評価、浮遊粒子状物質濃度の長期的評価及び短期的評価ともに各測定局で環境基準を達成している。</p> <p>計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等となっており、著しい大気汚染物質を発生させる施設等はない。</p> <p>二酸化窒素（NO₂） 令和3年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定局</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮前（一般局）</td> <td>0.012</td> <td>0.030</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>宮前平駅前（自排局）</td> <td>0.016</td> <td>0.032</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価：○=環境基準達成、×=環境基準非達成</p> <p>浮遊粒子状物質（SPM） 令和3年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定局</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮前（一般局）</td> <td>0.012</td> <td>0.025</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>宮前平駅前（自排局）</td> <td>0.013</td> <td>0.028</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価：○=環境基準達成、×=環境基準非達成</p>	測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	評価	宮前（一般局）	0.012	0.030	○	宮前平駅前（自排局）	0.016	0.032	○	測定局	年平均値	日平均値の年間2%除外値	評価	宮前（一般局）	0.012	0.025	○	宮前平駅前（自排局）	0.013
測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	評価																						
宮前（一般局）	0.012	0.030	○																						
宮前平駅前（自排局）	0.016	0.032	○																						
測定局	年平均値	日平均値の年間2%除外値	評価																						
宮前（一般局）	0.012	0.025	○																						
宮前平駅前（自排局）	0.013	0.028	○																						
大気	大気質	○																							

注) ○：選定した項目、－：選定しない項目

表 4-3 (2) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
大気	悪臭	—	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、著しい悪臭を発生させる施設等はない。	<p>工事中の舗装工事及び防水工事等において、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努める計画であり、著しい悪臭を発生させることはない。</p> <p>また、供用時には商業施設及び業務施設、公共施設等並びに住宅が新設され、著しい悪臭の発生源となる施設等の計画はない。</p> <p>以上のことから、評価項目として選定しない。</p>
	上記以外の大気環境要素	—	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす施設や要因はない。	工事中、供用時ともに上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
水	水質 (公共用水域)	—	<p>計画地周辺地域の水質調査地点である大日橋・五月橋における令和2年度の生物化学的酸素要求量(BOD75%水質値)の測定結果は、大日橋1.7mg/L、五月橋1.6mg/Lであり、環境基準(C類型5mg/L以下)を達成している。</p> <p>また、計画地内に井戸、河川、水路等はない。</p> <p>なお、計画地の舗装面などに降った雨水の一部は、雨水管を通じて、公共用水域(河川)へ流入している。</p>	<p>工事中の雨水排水は、仮設沈砂槽等を設置し、砂利等を取り除いた上で既設の公共下水道に放流する計画である。</p> <p>また、供用時には、計画建物からの排水は、既設または新設の公共下水道に放流するため、公共用水域の水質に影響を及ぼすような要因はない。</p> <p>以上のことから、評価項目として選定しない。</p>
	水質 (地下水)	—	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、地下水の水質に影響を及ぼす要因はない。	<p>工事中の雨水排水は、仮設沈砂槽等を設置し、砂利等を取り除いた上で既設の公共下水道に放流する計画である。</p> <p>また、供用時には、計画建物からの排水は、既設または新設の公共下水道に放流するため、地下水の水質に影響を及ぼすような要因はない。</p> <p>以上のことから、評価項目として選定しない。</p>
	水 (水温)	—	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はない。	工事中、供用時ともに、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	底質	—	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はない。	工事中、供用時ともに、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 4-3 (3) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
地盤	地下水位	—	<p>計画地周辺地域の水準点における平成29年度～令和3年度の年間地盤変動量は、-3.2mm～$+6.4\text{mm}$範囲にあり、川崎市における地盤沈下の監視目安（年間20 mm以下の沈下）を下回っている。また、5年間の変動量は$+0.9\text{mm}$～$+2.3\text{mm}$である。</p> <p>計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、ほぼ平坦な地形で（標高（T.P.）約67m）である。</p> <p>なお、計画地に井戸等の地下水を汲み上げる施設はない。</p>	<p>工事中の掘削工事には過剰な揚水は行わず、遮水性の高い土留壁を構築するなどにより、側方及び下方からの地下水の流出を抑制するため、周辺地域の地下水位の低下及びそれに伴う地盤沈下が生じるおそれはない。</p> <p>なお、山留支保工等にて土留壁を構築し、地盤変状の監視及び防止に努める。</p> <p>また、供用時には、地下水を汲み上げる施設は存在しない。</p> <p>以上のことから、評価項目として選定しない。</p>
	地盤沈下	—		
	変状	—		
土壌汚染	土壌汚染	—	<p>計画地駅前街区は、昭和7年(1932年)は樹林であり、昭和41年(1966年)に建物や造成地、道路、駅舎の一部が、昭和45年(1970年)に造園展示場、店舗や事務所、駐車場などが確認できる。昭和53年(1978年)に計画地駅前街区内の南側にショッピングセンターが新築され、西側には店舗や事務所、北側には鷺沼駅ビル、交通広場、駐車場などが確認でき、現在に至る。</p> <p>北街区は、昭和7年(1932年)は樹林であり、昭和41年(1966年)に樹林や造成地が、昭和45年(1970年)に郵便局、農協支店が確認できる。昭和58年(1983年)以降、三和銀行支店、JA支店、横浜銀行支店、駐車場が確認され、現在に至る。</p> <p>以上のこと及び計画地の土地利用状況により、駅前街区及び北街区の土壌環境に影響を及ぼすおそれのある施設や事項は確認されていない。</p>	<p>計画地においては、既存の土地利用履歴調査等により、汚染された土壌はないと考えられる。</p> <p>また、供用時には商業施設及び業務施設、公共施設等並びに住宅が新設され、土壌汚染の要因となる施設等の計画はない。</p> <p>以上のことから、評価項目として選定しない。</p>

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 4-3 (4) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
騒音・振動・低周波音	騒音	○	<p>計画地周辺地域の発生源としては、東名高速道路、一般国道246号（厚木街道）、市道尻手黒川線等の主な幹線道路や、計画地南側の市道鷺沼36号線及び計画地の間を通る市道久末鷺沼線等の主な道路における交通騒音・振動、計画地北西側に接した東急田園都市線の鉄道騒音・振動などが挙げられる。</p> <p>計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、騒音及び振動の主な発生要因として、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等を利用する自動車の走行に伴う道路交通・振動が考えられる。</p>	<p>工事中の建設機械の稼働及び工使用車両の走行により発生する騒音は、計画地周辺地域の生活環境に一時的に影響を及ぼす可能性があると考えられる。</p> <p>また、供用時には、施設関連車両の走行並びに商業施設及び業務施設、公共施設等に設置する冷暖房施設等の稼働による騒音が、計画地周辺地域の生活環境へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。</p> <p>以上のことから、評価項目として選定する。</p> <p>なお、供用時には、駐車場の利用による騒音の発生が考えられるが、自走式駐車場及び荷捌き場所は地下に、機械式駐車場はタワー型とすることで自走しない計画とするため、計画地周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすような要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	振動	○		<p>工事中の建設機械の稼働及び工使用車両の走行により発生する振動は、計画地周辺地域の生活環境に一時的に影響を及ぼす可能性があると考えられる。</p> <p>また、供用時には、施設関連車両の走行による振動が発生し、計画地周辺地域の生活環境への影響を及ぼす可能性があると考えられる。</p> <p>以上のことから、評価項目として選定する。</p> <p>なお、供用時には、駐車場の利用による振動の発生が考えられるが、自走式駐車場及び荷捌き場所は地下に、機械式駐車場はタワー型とすることで自走しない計画とする。また、商業施設及び業務施設、公共施設等に設置する冷暖房施設等の稼働による振動の発生が考えられるが、建物の屋上部等に設置するため、計画地周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすような要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	低周波音	—	計画地及びその周辺地域に著しい低周波音の発生源は存在しない。	工事中、供用時に著しい低周波音を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しない。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 4-3 (5) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
廃棄物等	一般廃棄物	○	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、商業施設等の事業に伴い一般廃棄物が発生している。	供用時において、住宅、商業施設、業務施設、公共施設等から一般廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。
	産業廃棄物	○	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、商業施設等の事業に伴い産業廃棄物が発生している。	工事中において、既存建物等解体工事及び計画建物等の建設に伴い、産業廃棄物が発生する。 また、供用時において、商業施設、業務施設、公共施設などの事業活動に伴い、産業廃棄物が発生する。 以上のことから、評価項目として選定する。
	建設発生土	○	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、建設発生土の発生はない。	工事中において、建設発生土が発生することから、評価項目として選定する。
水象	水量・流量・流出量	—	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、計画地内に井戸、河川、水路等はない。 なお、計画地の舗装面などに降った雨水の一部は、雨水管を通じて、公共用水域（河川）へ流入している。	工事中の雨水排水は仮設沈砂槽等を設置し、砂利等を取り除いた上で既設の公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水象（水量、流量、流出量）に影響を及ぼすような要因はない。 また、供用時には、雨水貯留槽等による雨水流出抑制対策を行い、既設または新設の雨水管を通じて、公共用水域（河川）に放流する計画であり、水象（水量、流量、流出量）に影響を及ぼすような要因はない。 以上のことから、評価項目として選定しない。
	湧水	—	計画地及びその周辺地域に湧水は存在しない。	計画地及びその周辺に湧水は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	潮流	—	計画地及びその周辺地域に海域は存在しない。	計画地及びその周辺に海域は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	—	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす施設や要因はない。	工事中、供用時ともに上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
生物	植物	—	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、駅前広場及び歩道周辺の一部に緑地帯があり植栽樹木が見られるが、自然植生や注目される種、群落、及び動物の主要な生息環境は確認されていない。	計画地においては、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていないことから、評価項目として選定しない。
	動物	—		
	生態系	—		
緑	緑の質	○	計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、駅前広場及び歩道周辺の一部に緑地帯があり植栽樹木が見られる。	本事業において、計画建物の周囲には可能な限り緑化を行う等、緑の回復育成を図ることから、評価項目として選定する。
	緑の量	○		

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 4-3 (6) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
ふれあい活動の場 人と自然との	人と自然とのふれあいの活動の場	—	計画地及びその周辺地域に人と自然とのふれあい活動の場は存在しない。	計画地及びその周辺地域に人と自然とのふれあい活動の場は存在しないため、評価項目として選定しない。
文化的遺産 歴史的遺産	歴史的文化的遺産	—	計画地周辺地域では、計画地の北西側約400m、西側約250m、東側約100mに埋蔵文化財包蔵地が存在する。 計画地には、埋蔵文化財包蔵地、指定史跡及び指定文化財等は存在しない。	計画地には周知の埋蔵文化財包蔵地、指定史跡及び指定文化財、並びにその他の文化財は存在しないことから、評価項目として選定しない。
景観	景観、景圧、観迫感	○	計画地及び計画地周辺地域の景観特性としては、計画地北西側に鉄道施設、北側に業務施設、東側に商業施設が存在している。計画地周辺地域は、市道久末鷺沼線に沿って北側に向って高台となっており、低層、中高層集合住宅や商業施設等が存在し、低層～高層集合住宅、業務施設、商業施設、運輸施設、鷺沼橋、道路等といった景観構成要素が一体となった市街地景観が形成されている。	計画建物の存在により、景観及び圧迫感の変化が考えられることから、評価項目として選定する。
構造物の影響	日照障害	○	計画地及びその周辺地域は、鉄道施設、業務・商業施設、住宅等の低層建築物や中高層建築物が混在した市街地である。	計画建物の存在により、日影が生じることによる影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	テレビ受信障害	○		計画建物の存在により、テレビ受信障害の発生が考えられることから、評価項目として選定する。
	風害	○		計画建物の存在により、風環境への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
コミュニティ施設	コミュニティ施設	○	計画地周辺地域の教育施設は、計画地西側約400mに鷺沼小学校、計画地北側約400mに土橋小学校、計画地南側約900mに有馬中学校がある。計画地は、駅前街区が鷺沼、北街区が小台の町丁に分かれており、学校区は駅前街区が鷺沼小学校、有馬中学校、北街区は土橋小学校、宮前平中学校となっている。 また、計画地周辺地域の町内会は、駅前街区が鷺沼町会、北街区が小台町内会となっている。 計画地周辺地域の公園等は、計画地西側約450mに鷺沼公園、計画地北東側約160mに小台1丁目こども公園、計画地東側約160mに有馬1丁目公園、計画地南西側約180mに鷺沼第1公園がある。	本事業においては、供用時の人口増加に伴い、コミュニティ施設利用への影響が考えられることから、評価項目として選定する。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 4-3 (7) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
地域交通	交通安全、交通混雑	○	<p>計画地周辺地域の主要な道路は、駅前街区と北街区の間に通る市道久末鷺沼線、駅前街区南側に面して市道鷺沼36号線、北街区南東側に面して市道小台23号線があるほか、計画地南側約400mに一般国道246号（厚木街道）、北東側約800mに市道尻手黒川線、西側約800mに東名高速道路がある。</p> <p>道路交通センサス交通量調査によると、計画地近傍に位置する一般国道246号（地点番号：Q21030、平成27年度）における平日（昼間）12時間交通量は、32,139台、計画地北側に位置する市道尻手黒川線（地点番号：Q40530、平成27年度）25,179台となっている。</p>	<p>工事中には、工事用車両の走行が計画地周辺の交通安全及び交通混雑に影響を及ぼす可能性があると考えられる。</p> <p>また、供用時には、施設関連車両の走行並びに歩行者の往来が計画地周辺の交通安全及び交通混雑に影響を及ぼす可能性があると考えられる。</p> <p>以上のことから、評価項目として選定する。</p>
	地域分断	—	<p>計画地の駅前街区内を市道鷺沼線が通り、市道久末鷺沼線と接続しており、各交差点部等には、信号機付きの横断歩道が設置されている。</p>	<p>計画地駅前街区内の市道鷺沼線を廃道する計画であるが、工事中は歩行者通路を確保しながら、段階的に工事を行うことにより、通行止めを実施せず、車両・歩行者等への通行に支障がないよう配慮し、地域分断を生じさせない計画である。</p> <p>また、供用時には、計画地内に地下通路や街区間デッキ、信号機付きの横断歩道等を設け、歩行者が通行することが可能になるため、地域分断を生じさせるような要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
地形・地質	土砂流出	—	<p>計画地及びその周辺地域は、下末吉台地にあたり、大部分がオシ沼砂礫層（砂・礫）及びT₂（多摩Ⅱ）ローム層となっており、計画地付近は表層から10mまでは有機質土混じり粘土質ローム、それ以下では有機質土混じり砂となっている。</p> <p>計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、ほぼ平坦な地形で（標高（T.P.）約67m）である。</p>	<p>本事業において、掘削工事は行わなければならないが、土砂流出及び斜面の崩壊防止のために山留め支保工にて土留壁を構築するなど、土砂流出を伴う造成工事、また、造成工事による大規模な斜面や盛土造成地の出現はない計画である。また、供用時においても地形の改変は行わず、土砂流出、斜面崩壊を発生させる要因、また、新たな斜面の形成はない計画である。</p> <p>以上のことから、評価項目として選定しない。</p>
	崩壊	—		
	斜面安定	—		
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	—	<p>計画地は現在、商業施設、業務施設、交通広場、駐車場及び道路等であり、生活に危険を及ぼす可能性のある施設（工場、研究所等）は分布していない。</p>	<p>工事中、供用時ともに、危険物の貯蔵所、取扱所等は設置しないことから、評価項目として選定しない。</p>

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

3 環境配慮項目の選定

(1) 環境配慮項目の選定

対象事業の計画内容と、計画地及びその周辺地域の環境特性、地域特性を勘案し、環境配慮項目を選定する。

選定した環境配慮項目及び選定等の理由は、表 4-4 に示すとおりである。

表 4-4 環境配慮項目の選定

環境配慮項目	項目の選定	選定した理由または選定しない理由
有害化学物質	－	本事業において、工事中、供用時ともに、有害化学物質を取り扱うような工種及び施設等はないことから、環境配慮項目として選定しない。
放射性物質	－	本事業において、工事中、供用時ともに、放射性物質を取り扱うような工種及び施設等はないことから、環境配慮項目として選定しない。
電磁波・電磁界	－	本事業において、工事中、供用時ともに、人への影響が懸念される強い電磁波・電磁界を発生するような工種及び施設等はないため、環境配慮項目として選定しない。
光害	－	本事業において、計画地周辺の生活環境に著しい影響を及ぼす夜間照明等を行う計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
地震時等の災害	○	本事業では、計画建物に多数の利用者が集まることが想定され、また、住宅による人口の増加があり、地震時等の災害が発生した場合の安全確保が求められることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	○	本事業では、緑の回復育成を図る計画であり、生物多様性への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
地球温暖化対策	○	本事業では、工事中の建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出があり、地球温暖化防止への配慮が求められるため、環境配慮項目として選定する。また、解体工事前に空調機などにあるフロンガスを指定開発行為者が適切に回収・処理する計画であることから、環境配慮項目として選定する。 なお、供用時については、環境影響評価項目として「温室効果ガス」を選定しているため、環境配慮項目として選定しない。
気候変動の影響への適応	○	本事業では、ヒートアイランド対策を含んだ暑熱対策等や、近年ゲリラ豪雨などの被害対策が求められるため、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	－	本事業において、工事中、供用時ともに酸性雨の起因物質を著しく発生させる行為や設備機器等の導入計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
資源	○	本事業において、工事中、供用時ともに資源の有効利用への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。

注) ○：選定した項目、－：選定しない項目

(2) 環境配慮方針

選定した環境配慮項目についての環境配慮方針は、表 4-5 に示すとおりである。

表 4-5 環境配慮方針

選定した 環境配慮項目	環境配慮方針	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難経路の確保など、安全確保に努める。 ・地震時等の防災設備を整備する。
生物多様性	—	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽については、生物多様性に配慮した樹種の選定に努める。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働及び工事用車両の走行による温室効果ガス排出の抑制及びエネルギー使用の低減に努める。 ・法令を順守し、空調機などにあるフロンガスを適切に回収・処理し、オゾン層破壊物質の排出の抑制に努める。 	—
気候変動の 影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人が集まる駅前に位置することも踏まえた、暑熱対策として、植栽樹木による緑陰を創出する。 ・緑化等により可能な範囲で人工被覆の改善に努め、暑熱対策を図る。 ・断熱効果による省エネ化や人工排熱の抑制に努める。 ・設備機器の稼働に伴う人工排熱の低減に努める。 ・台風やゲリラ豪雨などの治水・水害対策に努める。
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材には、再生品や再利用が可能な材料の使用に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画建物の長寿命化、リニューアルしやすい構造の採用に努める。

第 5 章 環境影響評価

1 地球環境

1.1 温室効果ガス

第5章

1 地球環境

1.1 温室効果ガス

計画地及びその周辺地域におけるエネルギー資源の状況等を調査し、本事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度について、予測及び評価した。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画地及びその周辺地域におけるエネルギー資源の状況等を把握し、予測及び評価するための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査した。

- (ア) 原単位の把握
- (イ) 日射遮蔽に係る状況
- (ウ) 地域内のエネルギー資源の状況
- (エ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

- (ア) 日射遮蔽に係る状況
計画地及びその周辺地域とした。
- (イ) 地域内のエネルギー資源の状況
計画地周辺地域とした。

ウ 調査方法

- (ア) 原単位の把握
以下に示す既存資料を収集・整理することにより、原単位の把握した。
 - ・「開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル」
 - ・「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－令和2年度実績－」
- (イ) 日射遮蔽に係る状況
以下に示す既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査により、計画地及びその周辺地域における日射遮蔽に係る状況を把握した。
 - ・「地形図」
 - ・「住宅地図」
 - ・「土地利用現況図（宮前区）」
- (ウ) 地域内のエネルギー資源の状況
以下に示す既存資料を収集・整理することにより、地域内のエネルギー資源の状況を把握した。
 - ・「熱供給事業便覧（令和3年度版）」

(エ) 関係法令等による基準等

以下に示す関係法令等の内容を整理することにより、関係法令等による基準等を把握した。

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」
- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」
- ・「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」
- ・「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」
- ・「川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）」
- ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」
- ・「地球温暖化対策計画」
- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」
- ・「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準

エ 調査結果

(ア) 原単位の把握

a 二酸化炭素排出係数

電力と都市ガスの二酸化炭素排出係数は、表 5.1.1-1 に示すとおりである。本事業において使用するエネルギーは電力と都市ガスを計画している。

表 5.1.1-1 二酸化炭素排出係数

種 類	事業者名	二酸化炭素排出係数
電 力	東京電力エナジーパートナー	0.447kg-CO ₂ /kWh
都市ガス	東京ガス	0.0506kg-CO ₂ /MJ* (2.277 kg-CO ₂ /Nm ³)

*：都市ガス(13A)の一次エネルギー換算値（1m³につき 45,000kJ）による換算

出典：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－令和 2 年度実績－」

（令和 4 年 7 月、環境省）

「開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（平成 22 年 3 月、川崎市）

b 標準エネルギー需要原単位

「開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（平成 22 年 3 月、川崎市）に示される用途ごとの標準エネルギー消費原単位は表 5.1.1-2、用途区分別エネルギー消費比率は表 5.1.1-3 に示すとおりである。

また、住宅における標準エネルギー量の床面積当たりの需要原単位は、表 5.1.1-4 に示すとおりである。

表 5.1.1-2 標準エネルギー需要原単位（延べ面積）

	ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等
原単位 (MJ/m ² ・年)	3,131	2,798	2,575	1,870	1,185

出典：「開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（平成 22 年 3 月、川崎市）

表 5.1.1-3 用途区別エネルギー消費比率

単位：%

	ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等
空調	46	30	41	50	41
換気	5	10	10	5	10
照明	10	10	25	20	25
給湯	31	42	11	—	—
昇降機	3	—	—	3	—
その他	5	8	13	22	24
計	100	100	100	100	100

出典：「開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（平成 22 年 3 月、川崎市）

表 5.1.1-4 住宅の標準エネルギー使用量

用途	標準消費エネルギー量			システム (使用エネルギー)
	床面積当たり	参考) 一戸当たり [70m ² /戸の場合]		
	MJ/m ² ・年	MJ/年・戸	%	
暖房	100.8	7,056	12.1	電気式 COP 2.97 ガス式 効率 75% 石油式 効率 80%
冷房	33.6	2,352	4.0	COP 2.67
給湯	201.8	14,126	24.2	ガス式 効率 75% 石油式 効率 80%
調理	63.9	4,473	7.7	
照明	105.1	7,357	12.6	60lm/W
その他	329.0	23,030	39.4	
合計	834.3	58,394	100.0	

出典：「開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（平成 22 年 3 月、川崎市）

(イ) 日射遮蔽に係る状況

計画地及びその周辺地域における地形の状況は、「第 3 章 1(2)地象の状況（185 ページ）」に示すとおりである。計画地はほぼ平坦な地形で、地形により日射遮蔽を受ける可能性はない。

計画地周辺地域における 5 階以上の高層建築物の分布は、「第 5 章 7.1(1)オ（ウ）既存建築物の状況 図 5.7.1-1（580 ページ）」に示すとおりである。計画地の近傍には 10 階以上の高層建築物が存在し、時間により計画建物の一部が日影となる可能性がある。

(ウ) 地域内のエネルギー資源の状況

計画地及びその周辺地域において、地域冷暖房事業等は実施されていない。

(エ) 関係法令等による基準等

a 地球温暖化対策の推進に関する法律

本法律は、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

事業者の責務として、事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置を講じるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出量の削減等のための施策に協力しなければならないとされている。また、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならないとされている。

b エネルギーの使用の合理化等に関する法律

本法律は、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じることで、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならないとされており、一定以上のエネルギーを使用する工場・事業者や輸送事業者・荷主、一定規模以上の住宅・建築物の建築主・所有者等に対し、エネルギー使用量の定期報告や省エネ措置等の計画書の提出等を義務付けている。

c 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例

本条例では、事業者は地球温暖化対策の推進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、開発事業等に係る地球温暖化対策として、エネルギー使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、再生エネルギー源の利用を検討するよう努めるものとされている。一定規模以上の開発事業者に対しては、開発事業地球温暖化対策計画書と完了届出の提出を義務付けており、一定規模以上の事業者に対しては、事業活動地球温暖化対策計画書と結果報告書の提出を義務付けている。

d 川崎市地球温暖化対策推進基本計画

本計画は、脱炭素社会の実現に向けた施策を一層強化するため、令和4年3月に改訂されたもので、2022年度から2030年度までを計画期間とし、2050年の将来ビジョン、2030年度の達成目標、基本理念及び基本的方向、施策等を定めている。

温室効果ガス排出量の削減目標として、2030年度までに市域全体として2013年度比では50%（1990年度比57%）の削減を目指している。

e 川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）

本制度は、サステナブル（持続可能な）建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促し、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的としている。床面積の合計が2,000m²以上の建築物の新築、増築又は改築を行おうとする建物が届け出の対象となる。環境配慮の重点項目として、「緑の保全・回復」、「地球温暖化防止対策の推進」、「資源の有効活用による循環型地域社会の形成」、「ヒートアイランド現象の緩和」が設定されている。

f パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

本戦略は、我が国政府がパリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として策定したものである。本戦略では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を掲げるとともに、2050年目標と整合的で野心的な目標として、温室効果ガスを2030年度に2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%削減に向けて挑戦を続けるものとされている。

g 地球温暖化対策計画

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき策定されたものである。

地球温暖化対策としては、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組むとして、2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組及び世界の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を示している。

h 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

本法律は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、建築物のエネルギー性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

本法律では、中規模以上の建築物について、新築等における省エネ計画の届出義務を課し、エネルギー消費性能基準に適合しないときは、必要に応じ、所管行政庁が指示等を行うことができるとしている。また、省エネ性能の優れた建築物について、所管行政庁の認定を受けて容積率の特例を受けたり、エネルギー消費性能基準に適合している建築物について、所管行政庁の認定を受けてその旨を表示することができるとしている。

i 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、温室効果ガスの地域別環境保全水準として、「温室効果ガスの排出量の抑制を図ること。」と定めている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準に基づき、「温室効果ガスの排出量の抑制を図ること。」と設定した。

(3) 予 測

ア 予測項目

予測項目は、温室効果ガスの排出量及びその削減の程度とした。

イ 予測方法等

(ア) 予測地域

計画地内とした。

(イ) 予測時期

供用時の事業活動等が定常状態となる時期とした。

(ウ) 予測条件・予測方法

a 予測条件

(a) 二酸化炭素排出係数

電力と都市ガスの二酸化炭素排出係数は、表 5.1.1-1 (238 ページ) に示すとおり、電力については $0.447\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ 、都市ガスについては $0.0506\text{kg-CO}_2/\text{MJ}$ とした。

(b) 対象面積

排出量及び削減量を算出する対象面積は、表 5.1.1-5 に示すとおりである。

表 5.1.1-5 対象面積

地 区	建物用途		延べ面積 (m ²)
駅前街区	住宅	専有部分	約 25,700
		共用部分	約 16,600
	商業		約 15,500
	公共	市民館 (大ホール含む)、図書館	約 8,400
	業務		約 1,800
	交通広場		約 4,500
	駐車場	地下駐車場	約 9,500
機械式駐車場		約 4,000	
北街区	住宅	専有部分	約 8,000
		共用部分	約 6,200
	公共	区役所、小ホール	約 9,700
	駐車場	地下駐車場	約 4,200
		機械式駐車場	約 900

(c) 標準エネルギー需要原単位

計画地における標準エネルギー需要原単位は、表 5.1.1-2 (238 ページ) に示すとおりである。

なお、交通広場の照明、地下駐車場の照明及び換気並びに機械式駐車場の昇降機は事務所等の値を用いた。

(d) 計画設備

計画している省エネルギー設備は、表 5.1.1-6 に示すとおりである。

表 5.1.1-6 省エネルギー計画設備

地 区		用 途*		機 器	設備効率
駅前街区	住宅 (専有部分)	暖房	100%	電気式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準設備：COP2.97 計画設備：COP3.3
		冷房	100%	電気式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準設備：COP2.67 計画設備：COP3.3
		給湯	100%	ガス給湯器	標準設備：熱効率 75% 計画設備：熱効率 90%
	住宅 (共用部分)	暖房	100%	電気式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準設備：COP2.97 計画設備：COP3.3
		冷房	100%	電気式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準設備：COP2.67 計画設備：COP3.3
	商業	空調	97%	電気式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準設備：COP2.97 計画設備：COP3.3
		空調	3%	ガス式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準効率に対し、エネルギー 使用量 39%削減
		給湯	100%	ガス給湯器	標準設備：熱効率 75% 計画設備：熱効率 91%
	公共 (市民館(大ホール含む)、図書館)	空調	100%	ガス式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準効率に対し、エネルギー 使用量 39%削減
		給湯	100%	ガス給湯器	標準設備：熱効率 75% 計画設備：熱効率 91%
	業務	空調	100%	電気式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準設備：COP2.97 計画設備：COP3.3
		給湯	100%	ガス給湯器	標準設備：熱効率 75% 計画設備：熱効率 91%
北街区	住宅 (専有部分)	暖房	100%	電気式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準設備：COP2.97 計画設備：COP3.3
		冷房	100%	電気式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準設備：COP2.67 計画設備：COP3.3
		給湯	100%	ガス給湯器	標準設備：熱効率 75% 計画設備：熱効率 90%
	住宅 (共用部分)	暖房	100%	電気式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準設備：COP2.97 計画設備：COP3.3
		冷房	100%	電気式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準設備：COP2.67 計画設備：COP3.3
	公共 (区役所、小ホール)	空調	100%	ガス式空冷ヒートポンプ式エアコン	標準効率に対し、エネルギー 使用量 39%削減
		給湯	100%	ガス給湯器	標準設備：熱効率 75% 計画設備：熱効率 91%

*：用途欄の%は用途に対する設備割合である。

注1：COPは、設備の消費電力に対する暖房・冷房効果の割合を示すものであり、数値が大きいかほど効率が高いことを示す。

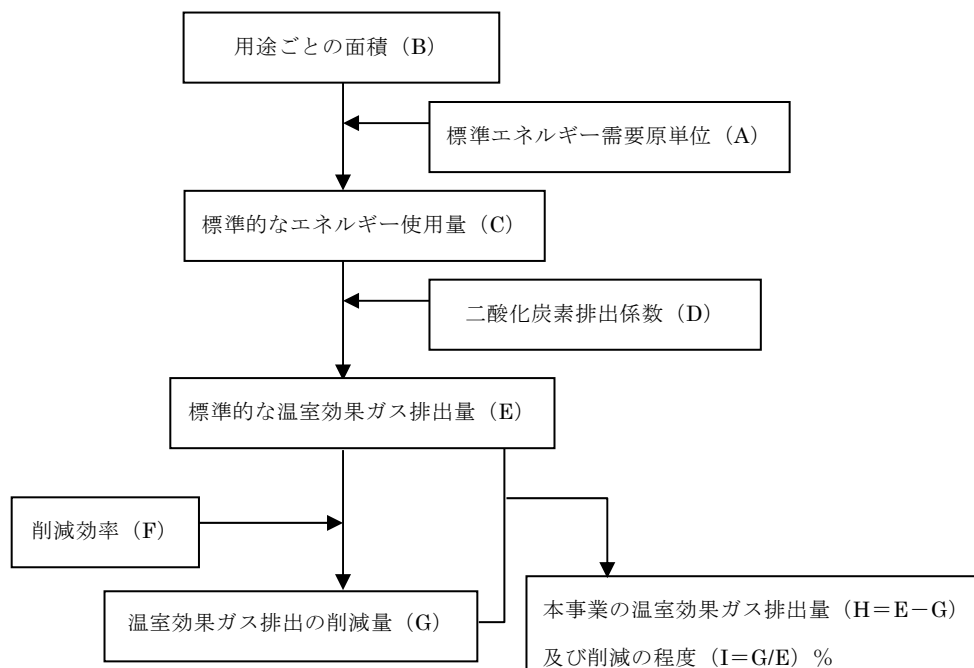
注2：標準設備は表 5.1.1-4 (239 ページ) に示したとおりとし、計画設備は使用予定機器の COP 及び熱効率とした。

注3：ガス式空冷ヒートポンプ式エアコンの計画設備効率は、使用予定機器のカタログを参考に算出し、2009 年発売機器に対しエネルギー使用量 39%削減 (削減効率 39%) とした。

b 予測方法

温室効果ガスの排出量及び削減の程度の予測手順は、図 5.1.1-1 に示すとおりである。

温室効果ガスの排出量は、まず用途ごとの面積と標準エネルギー需要原単位を乗じて、標準的なエネルギー使用量を算出する。次にエネルギー使用量と二酸化炭素排出係数を乗じて温室効果ガス排出量を算出する。削減の程度は、標準設備と計画設備の効率比や COP 比により求めた削減効率等から温室効果ガス排出の削減量を算出し、温室効果ガス排出量の削減の程度を予測した。



注：記号 (A~I) は、表 5.1.1-7~表 5.1.1-10 記号に対応する。

図 5.1.1-1 温室効果ガス排出量及び削減の程度の予測手順

(エ) 予測結果

a 標準的なエネルギーの使用量

計画施設用途における標準的なエネルギーの使用量は、表 5.1.1-7(1)~(13)に示すとおりである。

標準的なエネルギー使用量の合計は、表 5.1.1-7(14)に示すとおり、約 133,097,860MJ/年と予測する。

表 5.1.1-7(1) 標準的なエネルギーの使用量 (駅前街区、住宅 (専有部分))

用途	標準エネルギー需要原単位		延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)	(B)		
	延べ面積あたり MJ/m ² ・年		m ²	MJ/年
暖房	100.8		25,700	約 2,590,560
冷房	33.6			約 863,520
給湯	201.8			約 5,186,260
調理	63.9			約 1,642,230
照明	105.1			約 2,701,070
その他	329.0			約 8,455,300
合計				

表 5.1.1-7(2) 標準的なエネルギーの使用量 (駅前街区、住宅 (共用部分))

用途	標準エネルギー需要原単位		延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)	(B)		
	延べ面積あたり MJ/m ² ・年		m ²	MJ/年
暖房	100.8		16,600	約 1,673,280
冷房	33.6			約 557,760
照明	105.1			約 1,744,660
合計				約 3,975,700

表 5.1.1-7(3) 標準的なエネルギーの使用量 (駅前街区、商業)

用途	標準エネルギー需要原単位			延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)				
	延べ面積あたり (全体) MJ/m ² ・年	割合 %	延べ面積あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
空調	2,575	41	1,055.8	15,500	約 16,364,900
換気		10	257.5		約 3,991,250
照明		25	643.8		約 9,978,900
給湯		11	283.3		約 4,391,150
その他		13	334.8		約 5,189,400
合計					

表 5.1.1-7(4) 標準的なエネルギーの使用量
(駅前街区、公共（市民館（大ホール含む）、図書館）)

用途	標準エネルギー需要原単位			延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)			(B)	(C=A×B)
	延べ面積 あたり（全体） MJ/m ² ・年	割合 %	延べ面積 あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
空調	2,575	41	1,055.8	8,400	約 8,868,720
換気		10	257.5		約 2,163,000
照明		25	643.8		約 5,407,920
給湯		11	283.3		約 2,379,720
その他		13	334.8		約 2,812,320
合計					約 21,631,680

表 5.1.1-7(5) 標準的なエネルギーの使用量（駅前街区、業務）

用途	標準エネルギー需要原単位			延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)			(B)	(C=A×B)
	延べ面積 あたり（全体） MJ/m ² ・年	割合 %	延べ面積 あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
空調	2,575	41	1,055.8	1,800	約 1,900,440
換気		10	257.5		約 463,500
照明		25	643.8		約 1,158,840
給湯		11	283.3		約 509,940
その他		13	334.8		約 602,640
合計					約 4,635,360

表 5.1.1-7(6) 標準的なエネルギーの使用量（駅前街区、交通広場）

用途	標準エネルギー需要原単位	延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)	(B)	(C=A×B)
	延べ面積あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
照明	374.0	4,500	約 1,683,000
合計			約 1,683,000

表 5.1.1-7(7) 標準的なエネルギーの使用量（駅前街区、駐車場（地下駐車場））

用 途	標準エネルギー需要原単位	延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)	(B)	(C=A×B)
	延べ面積あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
換気	93.5	9,500	約 888,250
照明	374.0		約 3,553,000
合計			約 4,441,250

表 5.1.1-7(8) 標準的なエネルギーの使用量（駅前街区、駐車場（機械式駐車場））

用 途	標準エネルギー需要原単位	延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)	(B)	(C=A×B)
	延べ面積あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
昇降機	56.1	4,000	約 224,400
合計			約 224,400

表 5.1.1-7(9) 標準的なエネルギーの使用量（北街区、住宅（専有部分））

用 途	標準エネルギー需要原単位	延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)	(B)	(C=A×B)
	延べ面積あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
暖房	100.8	8,000	約 806,400
冷房	33.6		約 268,800
給湯	201.8		約 1,614,400
調理	63.9		約 511,200
照明	105.1		約 840,800
その他	329.0		約 2,632,000
合計			約 6,673,600

表 5.1.1-7(10) 標準的なエネルギーの使用量（北街区、住宅（共用部分））

用 途	標準エネルギー需要原単位	延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)	(B)	(C=A×B)
	延べ面積あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
暖房	100.8	6,200	約 624,960
冷房	33.6		約 208,320
照明	105.1		約 651,620
合計			約 1,484,900

表 5.1.1-7(11) 標準的なエネルギーの使用量（北街区、公共（区役所、小ホール））

用 途	標準エネルギー需要原単位			延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)			(B)	(C=A×B)
	延べ面積 あたり（全体） MJ/m ² ・年	割合 %	延べ面積 あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
空調	2,575	41	1,055.8	9,700	約 10,241,260
換気		10	257.5		約 2,497,750
照明		25	643.8		約 6,244,860
給湯		11	283.3		約 2,748,010
その他		13	334.8		約 3,247,560
合計					約 24,979,440

表 5.1.1-7(12) 標準的なエネルギーの使用量（北街区、駐車場（地下駐車場））

用 途	標準エネルギー需要原単位	延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)	(B)	(C=A×B)
	延べ面積あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
換気	93.5	4,200	約 392,700
照明	374.0		約 1,570,800
合計			約 1,963,500

表 5.1.1-7(13) 標準的なエネルギーの使用量（北街区、駐車場（機械式駐車場））

用 途	標準エネルギー需要原単位	延べ面積	標準的なエネルギー使用量
	(A)	(B)	(C=A×B)
	延べ面積あたり MJ/m ² ・年	m ²	MJ/年
昇降機	56.1	900	約 50,490
合計			約 50,490

表 5.1.1-7(14) 標準的なエネルギーの使用量 (合計)

地区	建物用途	標準的なエネルギー使用量
		(C)
		MJ/年
駅前街区	住宅 (専有部分)	約 21,438,940
	住宅 (共用部分)	約 3,975,700
	商業	約 39,915,600
	公共 (市民館 (大ホール含む)、図書館)	約 21,631,680
	業務	約 4,635,360
	交通広場	約 1,683,000
	駐車場 (地下駐車場)	約 4,441,250
	駐車場 (機械式駐車場)	約 224,400
北街区	住宅 (専有部分)	約 6,673,600
	住宅 (共用部分)	約 1,484,900
	公共 (区役所、小ホール)	約 24,979,440
	駐車場 (地下駐車場)	約 1,963,500
	駐車場 (機械式駐車場)	約 50,490
合計		約 133,097,860

b 標準的な温室効果ガスの排出量

計画施設用途における標準的なエネルギーの使用量から求められる標準的な温室効果ガスの排出量は、表 5.1.1-8(1)~(13)に示すとおりである。

標準的な温室効果ガスの排出量の合計は、表 5.1.1-8(14)に示すとおり、約 6,281.1t-CO₂/年と予測する。

表 5.1.1-8(1) 標準的な温室効果ガスの排出量（駅前街区、住宅（専有部分））

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
暖房	約 2,590,560	電気	0.0458	約 118,648
冷房	約 863,520	電気	0.0458	約 39,549
給湯	約 5,186,260	ガス	0.0506	約 262,425
調理	約 1,642,230	ガス	0.0506	約 83,097
照明	約 2,701,070	電気	0.0458	約 123,709
その他	約 8,455,300	電気	0.0458	約 387,253
合計	約 21,438,940			約 1,014,681

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWh につき 9,760kJ）により換算したもの

表 5.1.1-8(2) 標準的な温室効果ガスの排出量（駅前街区、住宅（共用部分））

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
暖房	約 1,673,280	電気	0.0458	約 76,636
冷房	約 557,760	電気	0.0458	約 25,545
照明	約 1,744,660	電気	0.0458	約 79,905
合計	約 3,975,700			約 182,086

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWh につき 9,760kJ）により換算したもの

表 5.1.1-8(3) 標準的な温室効果ガスの排出量 (駅前街区、商業)

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
空調(97%)	約 15,873,953	電気	0.0458	約 727,027
空調(3%)	約 490,947	ガス	0.0506	約 24,842
換気	約 3,991,250	電気	0.0458	約 182,799
照明	約 9,978,900	電気	0.0458	約 457,034
給湯	約 4,391,150	ガス	0.0506	約 222,192
その他	約 5,189,400	電気	0.0458	約 237,675
合計	約 39,915,600			約 1,851,569

* : 電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値 (1kWhにつき 9,760kJ) により換算したもの

表 5.1.1-8(4) 標準的な温室効果ガスの排出量
(駅前街区、公共 (市民館 (大ホール含む)、図書館))

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
空調	約 8,868,720	ガス	0.0506	約 448,757
換気	約 2,163,000	電気	0.0458	約 99,065
照明	約 5,407,920	電気	0.0458	約 247,683
給湯	約 2,379,720	ガス	0.0506	約 120,414
その他	約 2,812,320	電気	0.0458	約 128,804
合計	約 21,631,680			約 1,044,723

* : 電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値 (1kWhにつき 9,760kJ) により換算したもの

表 5.1.1-8(5) 標準的な温室効果ガスの排出量（駅前街区、業務）

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
空調	約 1,900,440	電気	0.0458	約 87,040
換気	約 463,500	電気	0.0458	約 21,228
照明	約 1,158,840	電気	0.0458	約 53,075
給湯	約 509,940	ガス	0.0506	約 25,803
その他	約 602,640	電気	0.0458	約 27,601
合計	約 4,635,360			約 214,747

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWhにつき 9,760kJ）により換算したものの

表 5.1.1-8(6) 標準的な温室効果ガスの排出量（駅前街区、交通広場）

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
照明	約 1,683,000	電気	0.0458	約 77,081
合計	約 1,683,000			約 77,081

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWhにつき 9,760kJ）により換算したものの

表 5.1.1-8(7) 標準的な温室効果ガスの排出量（駅前街区、駐車場（地下駐車場））

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
換気	約 888,250	電気	0.0458	約 40,682
照明	約 3,553,000	電気	0.0458	約 162,727
合計	約 4,441,250			約 203,409

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWhにつき 9,760kJ）により換算したものの

表 5.1.1-8(8) 標準的な温室効果ガスの排出量（駅前街区、駐車場（機械式駐車場））

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
昇降機	約 224,400	電気	0.0458	約 10,278
合計	約 224,400			約 10,278

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWhにつき 9,760kJ）により換算したもの

表 5.1.1-8(9) 標準的な温室効果ガスの排出量（北街区、住宅（専有部分））

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
暖房	約 806,400	電気	0.0458	約 36,933
冷房	約 268,800	電気	0.0458	約 12,311
給湯	約 1,614,400	ガス	0.0506	約 81,689
調理	約 511,200	ガス	0.0506	約 25,867
照明	約 840,800	電気	0.0458	約 38,509
その他	約 2,632,000	電気	0.0458	約 120,546
合計	約 6,673,600			約 315,855

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWhにつき 9,760kJ）により換算したもの

表 5.1.1-8(10) 標準的な温室効果ガスの排出量（北街区、住宅（共用部分））

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
暖房	約 624,960	電気	0.0458	約 28,623
冷房	約 208,320	電気	0.0458	約 9,541
照明	約 651,620	電気	0.0458	約 29,844
合計	約 1,484,900			約 68,008

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWhにつき 9,760kJ）により換算したもの

表 5.1.1-8(11) 標準的な温室効果ガスの排出量（北街区、公共（区役所、小ホール））

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
空調	約 10,241,260	ガス	0.0506	約 518,208
換気	約 2,497,750	電気	0.0458	約 114,397
照明	約 6,244,860	電気	0.0458	約 286,015
給湯	約 2,748,010	ガス	0.0506	約 139,049
その他	約 3,247,560	電気	0.0458	約 148,738
合計	約 24,979,440			約 1,206,407

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWhにつき 9,760kJ）により換算したものの

表 5.1.1-8(12) 標準的な温室効果ガスの排出量（北街区、駐車場（地下駐車場））

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
換気	約 392,700	電気	0.0458	約 17,986
照明	約 1,570,800	電気	0.0458	約 71,943
合計	約 1,963,500			約 89,929

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWhにつき 9,760kJ）により換算したものの

表 5.1.1-8(13) 標準的な温室効果ガスの排出量（北街区、駐車場（機械式駐車場））

用途	標準的なエネルギー使用量	電気・ガス	二酸化炭素排出係数	標準的な温室効果ガス排出量
	(C)		(D)	(E=C×D)
	MJ/年		kg-CO ₂ /MJ	kg-CO ₂ /年
昇降機	約 50,490	電気	0.0458	約 2,312
合計	約 50,490			約 2,312

*：電気の二酸化炭素排出係数は 0.447kg-CO₂/kWh を一次エネルギー換算値（1kWhにつき 9,760kJ）により換算したものの

表 5.1.1-8(14) 標準的な温室効果ガスの排出量 (合計)

地区	建物用途	標準的な温室効果ガス 排出量
		(E)
		t-CO ₂ /年
駅前街区	住宅 (専有部分)	約 1,014.7
	住宅 (共用部分)	約 182.1
	商業	約 1,851.6
	公共 (市民館 (大ホール含む)、図書館)	約 1,044.7
	業務	約 214.7
	交通広場	約 77.1
	駐車場 (地下駐車場)	約 203.4
	駐車場 (機械式駐車場)	約 10.3
北街区	住宅 (専有部分)	約 315.9
	住宅 (共用部分)	約 68.0
	公共 (区役所、小ホール)	約 1,206.4
	駐車場 (地下駐車場)	約 89.9
	駐車場 (機械式駐車場)	約 2.3
合計		約 6,281.1

c 温室効果ガス排出の削減量

標準設備に対する省エネルギー計画設備の効率等から求めた温室効果ガス排出の削減量は、表 5.1.1-9(1)~(13)に示すとおりである。

温室効果ガスの削減量の合計は、表 5.1.1-9(14)に示すとおり、約 657.5t-CO₂/年と予測する。

表 5.1.1-9(1) 温室効果ガス排出の削減量（駅前街区、住宅（専有部分））

用 途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
暖房	約 118,648	1-2.97/3.3	約 11,865
冷房	約 39,549	1-2.67/3.3	約 7,550
給湯	約 262,425	1-0.75/0.90	約 43,738
調理	約 83,097	0	0
照明	約 123,709	0	0
その他	約 387,253	0	0
合計	約 1,014,681		約 63,153

表 5.1.1-9(2) 温室効果ガス排出の削減量（駅前街区、住宅（共用部分））

用 途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
暖房	約 76,636	1-2.97/3.3	約 7,664
冷房	約 25,545	1-2.67/3.3	約 4,877
照明	約 79,905	0	0
合計	約 182,086		約 12,541

表 5.1.1-9(3) 温室効果ガス排出の削減量（駅前街区、商業）

用 途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
空調(97%)	約 727,027	1-2.97/3.3	約 72,703
空調(3%)	約 24,842	0.39	約 9,688
換気	約 182,799	0	0
照明	約 457,034	0	0
給湯	約 222,192	1-0.75/0.91	約 39,067
その他	約 237,675	0	0
合計	約 1,851,569		約 121,458

表 5.1.1-9(4) 温室効果ガス排出の削減量
（駅前街区、公共（市民館（大ホール含む）、図書館））

用 途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
空調	約 448,757	0.39	約 175,015
換気	約 99,065	0	0
照明	約 247,683	0	0
給湯	約 120,414	1-0.75/0.91	約 21,172
その他	約 128,804	0	0
合計	約 1,044,723		約 196,187

表 5.1.1-9(5) 温室効果ガス排出の削減量（駅前街区、業務）

用 途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
空調	約 87,040	1-2.97/3.3	約 8,704
換気	約 21,228	0	0
照明	約 53,075	0	0
給湯	約 25,803	1-0.75/0.91	約 4,537
その他	約 27,601	0	0
合計	約 214,747		約 13,241

表 5.1.1-9(6) 温室効果ガス排出の削減量（駅前街区、交通広場）

用 途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
照明	約 77,081	0	0
合計	約 77,081		0

表 5.1.1-9(7) 温室効果ガス排出の削減量（駅前街区、駐車場（地下駐車場））

用 途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
換気	約 40,682	0	0
照明	約 162,727	0	0
合計	約 203,409		0

表 5.1.1-9(8) 温室効果ガス排出の削減量（駅前街区、駐車場（機械式駐車場））

用 途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
昇降機	約 10,278	0	0
合計	約 10,278		0

表 5.1.1-9(9) 温室効果ガス排出の削減量（北街区、住宅（専有部分））

用 途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
暖房	約 36,933	1-2.97/3.3	約 3,693
冷房	約 12,311	1-2.67/3.3	約 2,350
給湯	約 81,689	1-0.75/0.90	約 13,615
調理	約 25,867	0	0
照明	約 38,509	0	0
その他	約 120,546	0	0
合計	約 315,855		約 19,658

表 5.1.1-9(10) 温室効果ガス排出の削減量（北街区、住宅（共用部分））

用途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
暖房	約 28,623	1-2.97/3.3	約 2,862
冷房	約 9,541	1-2.67/3.3	約 1,821
照明	約 29,844	0	0
合計	約 68,008		約 4,683

表 5.1.1-9(11) 温室効果ガス排出の削減量（北街区、公共（区役所、小ホール））

用途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
空調	約 518,208	0.39	約 202,101
換気	約 114,397	0	0
照明	約 286,015	0	0
給湯	約 139,049	1-0.75/0.91	約 24,448
その他	約 148,738	0	0
合計	約 1,206,407		約 226,549

表 5.1.1-9(12) 温室効果ガス排出の削減量（北街区、駐車場（地下駐車場））

用途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
換気	約 17,986	0	0
照明	約 71,943	0	0
合計	約 89,929		0

表 5.1.1-9(13) 温室効果ガス排出の削減量（北街区、駐車場（機械式駐車場））

用途	標準的な温室効果ガス排出量	削減効率	温室効果ガス排出の削減量
	(E)	(F)	(G=E×F)
	kg-CO ₂ /年	—	kg-CO ₂ /年
昇降機	約 2,312	0	0
合計	約 2,312		0

表 5.1.1-9(14) 温室効果ガス排出の削減量

地区	建物用途	温室効果ガス 排出削減量
		(G)
		t-CO ₂ /年
駅前 街区	住宅（専有部分）	約 63.2
	住宅（共用部分）	約 12.5
	商業	約 121.5
	公共（市民館（大ホール含む）、図書館）	約 196.2
	業務	約 13.2
	交通広場	0
	駐車場（地下駐車場）	0
	駐車場（機械式駐車場）	0
北街 区	住宅（専有部分）	約 19.7
	住宅（共用部分）	約 4.7
	公共（区役所、小ホール）	約 226.5
	駐車場（地下駐車場）	0
	駐車場（機械式駐車場）	0
合計		約 657.5

d 本事業の温室効果ガス排出量及び削減の程度

本事業の温室効果ガス排出量及び削減の程度は、表 5.1.1-10 に示すとおりである。

本事業の温室効果ガス排出量は、約 5,623.6t-CO₂/年、標準的な温室効果ガスの排出量は、約 6,281.1-CO₂/年、温室効果ガスの排出削減量は、約 657.5t-CO₂/年であり、標準的な温室効果ガスの排出量と比較すると、その削減の程度は約 10.5%と予測する。

表 5.1.1-10 本事業の温室効果ガス排出量及び削減の程度

地 区	標準的な エネルギー 使用量	標準的な 温室効果ガス 排出量	温室効果ガス 排出削減量	本事業の温室 効果ガス排出量	削減の程度	
	(C)	(E)	(G)	(H=E-G)	(I=G/E×100)	
	MJ/年	t-CO ₂ /年	t-CO ₂ /年	t-CO ₂ /年	%	
駅前街区	住宅 (専有部分)	約 21,438,940	約 1,014.7	約 63.2	約 951.5	約 6.2
	住宅 (共用部分)	約 3,975,700	約 182.1	約 12.5	約 169.6	約 6.9
	商業	約 39,915,600	約 1,851.6	約 121.5	約 1,730.1	約 6.6
	公共 (市民館 (大 ホール含む)、図書 館)	約 21,631,680	約 1,044.7	約 196.2	約 848.5	約 18.8
	業務	約 4,635,360	約 214.7	約 13.2	約 201.5	約 6.1
	交通広場	約 1,683,000	約 77.1	0	約 77.1	0
	駐車場 (地下駐車場)	約 4,441,250	約 203.4	0	約 203.4	0
	駐車場 (機械式駐車場)	約 224,400	約 10.3	0	約 10.3	0
北街区	住宅 (専有部分)	約 6,673,600	約 315.9	約 19.7	約 296.2	約 6.2
	住宅 (共用部分)	約 1,484,900	約 68.0	約 4.7	約 63.3	約 6.9
	公共 (区役所、小ホー ル)	約 24,979,440	約 1,206.4	約 226.5	約 979.9	約 18.8
	駐車場 (地下駐車場)	約 1,963,500	約 89.9	0	約 89.9	0
	駐車場 (機械式駐車場)	約 50,490	約 2.3	0	約 2.3	0
合計	約 133,097,860	約 6,281.1	約 657.5	約 5,623.6	約 10.5	

(4) 環境保全のための措置

本事業では、温室効果ガスの排出量の削減を図るために、次のような措置を講ずる。

- ・計画建物については、断熱性能に優れた部材の採用や冷房効率に配慮した構造を検討し、エネルギー使用の低減に努める。
- ・冷暖房施設及び給湯の設備機器等は極力最新の省エネルギー型の設備を選定する。
- ・公共施設、商業及び業務エリアについては、それぞれに設定温度等を定めて、過度な冷房・暖房を控える。
- ・従業員等に対し、通勤には極力公共交通機関を利用するよう促す。
- ・施設利用者に対して、ホームページ等でアイドリングストップ等のエコドライブの遵守及び公共交通機関の利用を促す。
- ・住宅（共用部分）、公共施設、商業及び業務エリアについては、LED照明など高効率照明機器を採用する。
- ・建物の周囲を中心に積極的に緑化地を確保するとともに、屋上緑化、壁面緑化等を導入するなど、緑化の推進を図る。
- ・積極的に環境配慮に取り組むことで、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）のAランク以上の取得を目指す。
- ・太陽光等の再生可能エネルギーを一部導入することにより、温室効果ガス排出量の削減に努める。
- ・太陽光パネルを設置する場合は、周辺建物の日射遮蔽の影響を受けない位置・高さに計画する。
- ・調達電力の一部を再生可能エネルギー由来の電力とすることにより、温室効果ガス排出量の削減に努める。
- ・計画建物は、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物として、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定を検討する。
- ・電気自動車用充電設備を設置し、二酸化炭素を排出しない電気自動車の利用促進を図る。

(5) 評価

本事業の実施にあたっては、温室効果ガスの排出量の削減対策を講じる計画であり、本事業の温室効果ガス排出量は、約 5,623.6t-CO₂/年、標準的な温室効果ガスの排出量は、約 6,281.1t-CO₂/年、温室効果ガスの排出削減量は、約 657.5t-CO₂/年であり、標準的な温室効果ガスの排出量と比較すると、その削減の程度は約 10.5%と予測する。

本事業では、計画建物については断熱性能に優れた部材の採用や冷房効率に配慮した構造を検討するとともに、冷暖房施設及び給湯の設備機器等は極力最新の省エネルギー型の設備を選定するなど、環境保全のための措置を講ずる。

以上のことから、温室効果ガスの排出量抑制が図られるものと評価する。

2 大 氣

2. 1 大氣質

2 大 気

2. 1 大気質

計画地及びその周辺地域における大気質の状況を調査し、工事中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う大気質への影響について、供用時は、施設関連車両の走行、駐車場の利用及び冷暖房施設等の稼働に伴う大気質への影響について、予測及び評価した。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画地及びその周辺地域における大気質及び気象の状況等を把握し、予測及び評価するための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査した。

- (ア) 大気質の状況（二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度）
- (イ) 気象の状況
- (ウ) 地形及び地物の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 発生源の状況
- (カ) 自動車交通量等の状況
- (キ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域・調査地点

(ア) 大気質の状況

a 既存資料調査

調査地点は、図 5.2.1-1 に示すとおり、計画地周辺地域の一般環境大気測定局である宮前測定局（宮前平小学校）（以下、「宮前測定局」という。）及び計画地周辺地域の自動車排出ガス測定局である宮前平駅前測定局（宮前平駅前）（以下、「宮前平駅前測定局」という。）とした。

b 現地調査

調査地点は、図 5.2.1-1 に示すとおり、計画地内南側の 1 地点 (No.A) とした。
なお、調査状況は、資料編（資-115 ページ）に示すとおりである。

(イ) 気象の状況

a 既存資料調査

風向及び風速の調査地点は、宮前測定局とした。日射量及び放射収支量の調査地点は、一般環境大気測定局である幸測定局（幸スポーツセンター）（以下、「幸測定局」という。）とした。

b 現地調査結果

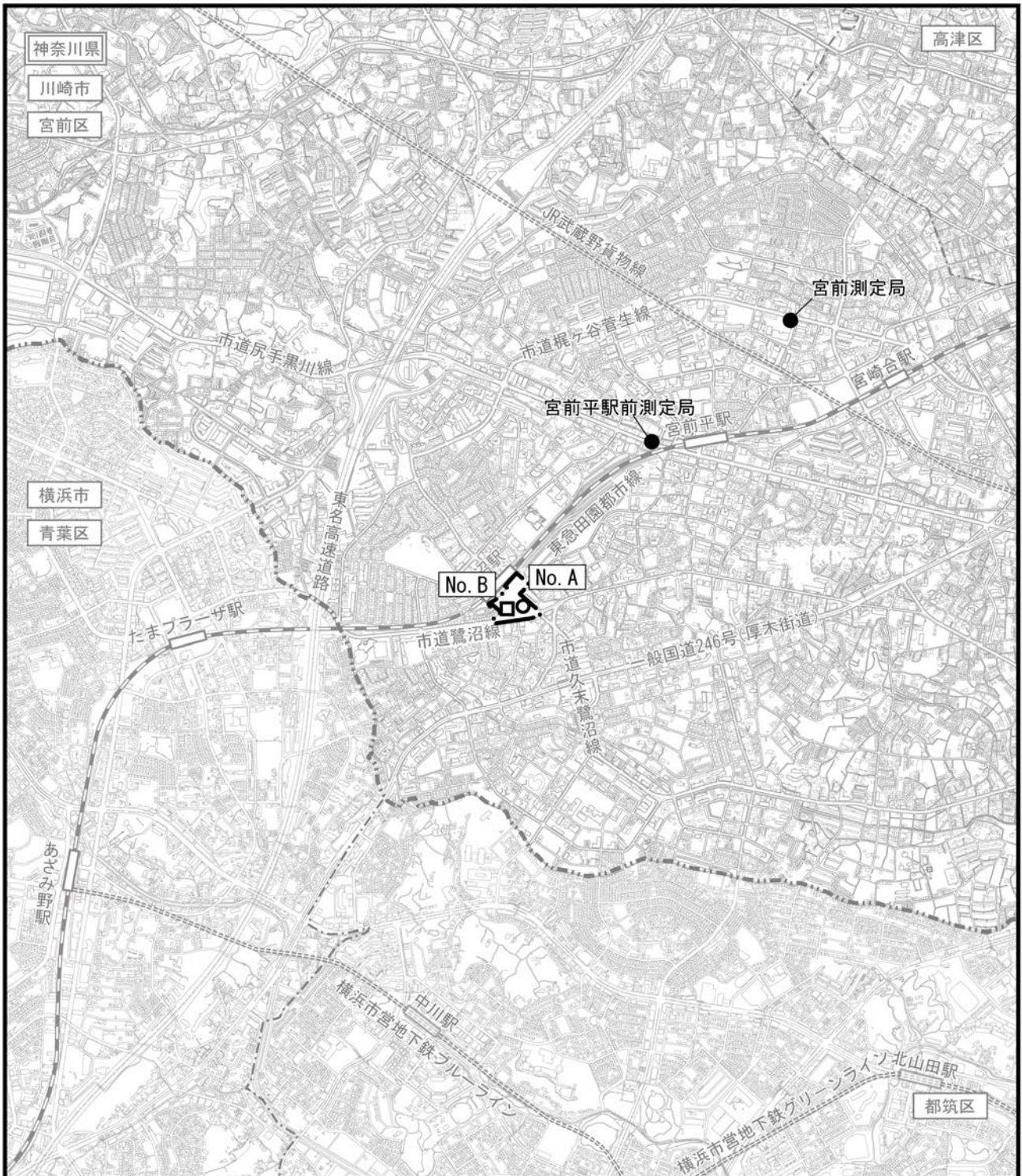
調査地点は、図 5.2.1-1 に示すとおり、計画地内南側の 1 地点 (No.B) とした。
なお、調査状況は、資料編（資-115 ページ）に示すとおりである。

(ウ) 地形及び地物の状況

計画地及びその周辺地域とした。

(エ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺地域とした。



凡 例

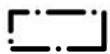
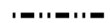




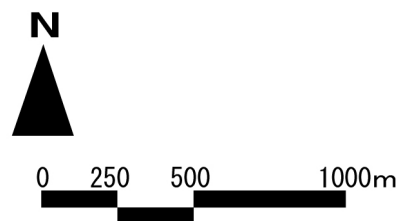
-  計画地
-  市界
-  区界
-  大気質調査地点 (No. A)
-  気象調査地点 (No. B)
-  大気質・気象既存資料調査地点

図5.2.1-1 大気質・気象調査地点位置図



(オ) 発生源の状況

計画地及びその周辺地域とした。

(カ) 自動車交通量等の状況

a 既存資料調査

自動車交通量の調査地点は、計画地周辺の道路交通センサス交通量調査地点とし、第3章1(7)ア「道路」(197ページ)に示すとおりである。

b 現地調査

調査地点は、図5.2.1-2に示すとおり、断面9地点(No.1~9)とした。

ウ 調査期間・調査時期

(ア) 大気質の状況

a 既存資料調査

調査期間は最新の5年間とし、平成29~令和3年度とした。

b 現地調査

調査期間は年間を通した大気質の濃度変化を把握できる期間・時期とし、以下に示す四季の各1週間とした。

冬季：平成30年2月20日0時~平成30年2月26日24時(7日間)

春季：平成30年4月10日0時~平成30年4月16日24時(7日間)

夏季：平成30年7月3日0時~平成30年7月9日24時(7日間)

秋季：平成30年10月12日0時~平成30年10月18日24時(7日間)

(イ) 気象の状況

a 既存資料調査

調査期間は最新の1年間とし、令和3年度とした。

b 現地調査

調査期間は年間を通した気象の変化を把握できる期間・時期とし、以下に示す四季の各1週間とした。

冬季：平成30年2月20日0時~平成30年2月26日24時(7日間)

春季：平成30年4月10日0時~平成30年4月16日24時(7日間)

夏季：平成30年7月3日0時~平成30年7月9日24時(7日間)

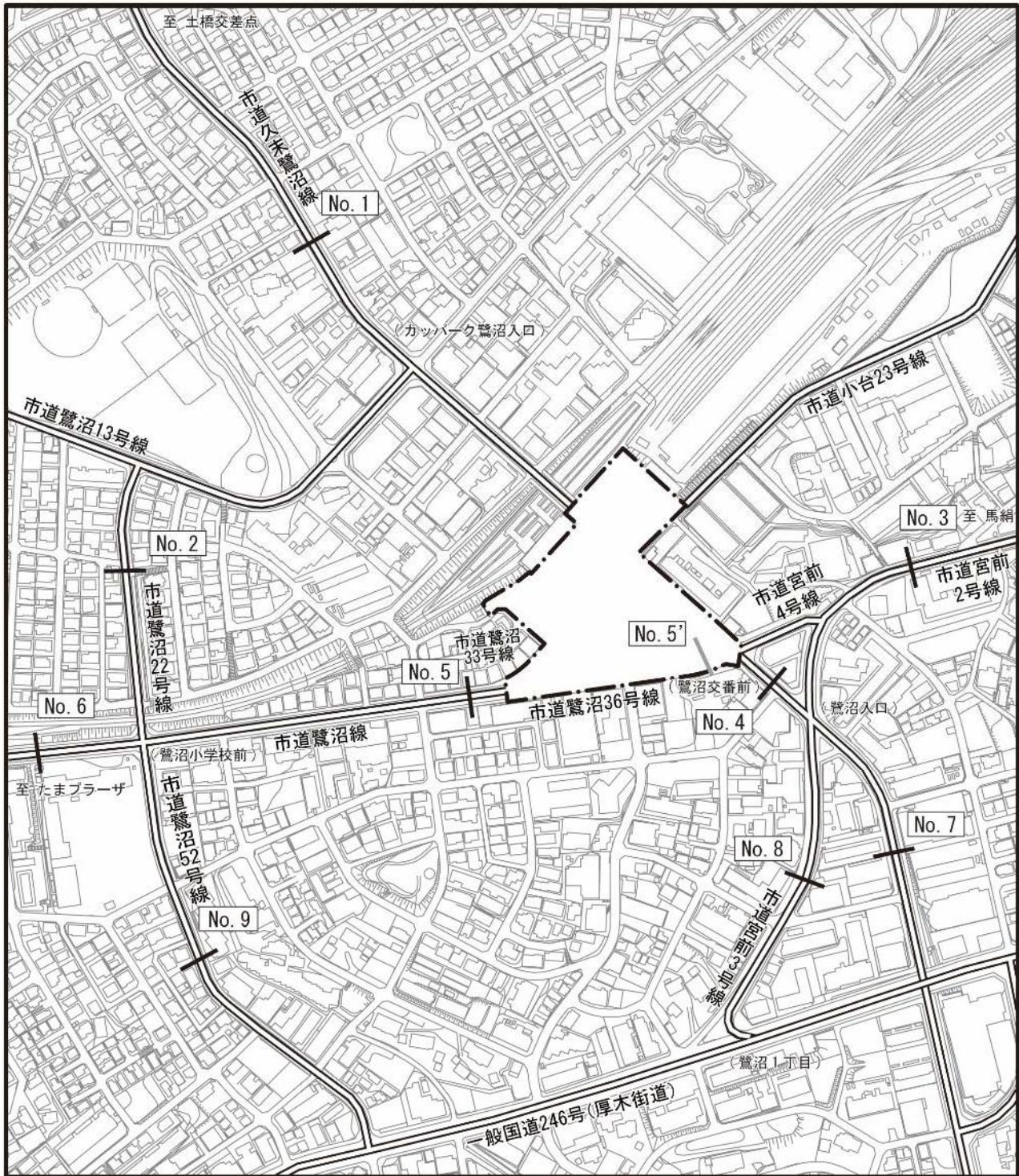
秋季：平成30年10月12日0時~平成30年10月18日24時(7日間)

(ウ) 自動車交通量等の状況

現地調査の調査期間は以下に示す平日及び休日各1日の24時間連続とした。

平日：平成30年11月14日(水)6時~11月15日(木)6時(24時間)

休日：平成30年11月11日(日)6時~11月12日(月)6時(24時間)



凡 例





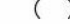
-  計画地
-  主要な道路
-  自動車交通量等調査及び予測地点
-  予測地点
-  交差点名称

図5.2.1-2 自動車交通量等調査地点及び工事用車両・施設関連車両大気質予測地点位置図



エ 調査方法

(ア) 大気質の状況

a 既存資料調査

「令和3年度 大気環境及び水環境の状況等について」(令和4年7月、川崎市)等の既存資料を収集、整理することにより、計画地及びその周辺地域における大気質の状況を把握した。

b 現地調査結果

大気質の調査方法は、表5.2.1-1に示すとおりである。

二酸化窒素の測定は「二酸化窒素に係る環境基準について」に、浮遊粒子状物質の測定は「大気汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠し実施した。

使用測定機器は表5.2.1-2に、調査結果の整理方法は表5.2.1-3に示すとおりである。なお、「1時間値」の時間のとり方は、正時から正時までとし、測定値は、後の時刻の時間値とした(例えば、1時から2時まで測定した場合には、2時の1時間値とした)。

表 5.2.1-1 調査方法

調査項目	測定方法	測定高度
二酸化窒素	オゾンを用いる化学発光法に基づく自動計測器(JIS B 7953)による連続測定。	地上 1.5m
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法に基づく自動計測器(JIS B 7954)による連続測定。なお、分粒装置により粒径 10 μm を超える粒子状物質は除去。	地上 3.0m

表 5.2.1-2 使用測定機器

調査項目	測定機器	メーカー・型式	測定範囲
二酸化窒素	大気中窒素酸化物測定装置	東亜ディーケーケー(株) GLN-314B	0~2.0ppm レンジ自動切換
浮遊粒子状物質	浮遊粒子状物質測定装置	東亜ディーケーケー(株) DUB-317C	0~5mg/m ³ レンジ自動切換

表 5.2.1-3 調査結果の整理方法

調査項目	単位	測定値	表示下限
二酸化窒素	ppm	1時間値	0.001
浮遊粒子状物質	mg/m ³		

(イ) 気象の状況

a 既存資料調査

風向及び風速については宮前測定局、日射量及び放射収支量は幸測定局の測定結果を、「川崎市大気データ」(令和4年8月閲覧、川崎市ホームページ)よりデータを収集し整理した。

b 現地調査

風向及び風速の調査方法は表 5.2.1-4 に、使用測定機器は表 5.2.1-5 に、調査結果の整理方法は表 5.2.1-6 に示すとおりである。

風向及び風速の測定は、「地上気象観測指針」（2002 年 7 月、気象庁編集 気象業務支援センター）に定める方法に準拠し実施した。

なお、「1 時間値」のとり方は、正時前 10 分間の平均値とした（例えば、2 時の測定値は、1 時 50 分から 2 時 00 分の 10 分間の平均とした）。

表 5.2.1-4 風向・風速の調査方法

調査項目	測定方法	測定高さ
風向・風速	風車型風向風速計による連続測定。正時前 10 分間の平均値を記録。	地上 24m

表 5.2.1-5 測定機器

調査項目	機器名	メーカー・型式	測定範囲
風向	風車型風向風速計	コーナシステム (株) KDC-S4	0° ~ 360°
	全天候型測定データ記録装置	ノースワン (株) KADEC21-KAZE-C	—
風速	風車型風向風速計	コーナシステム (株) KDC-S4	0~60m/s
	全天候型測定データ記録装置	ノースワン (株) KADEC21-KAZE-C	—

表 5.2.1-6 調査結果の整理方法

調査項目	単位	測定値	表示下限
風向	16 方位	正時前 10 分間の平均値	—
風速	m/s		0.1

(ウ) 地形及び地物の状況

以下に示す既存資料を収集、整理することにより、計画地及びその周辺地域における地形及び地物の状況を把握した。

- ・「地形図」等

(エ) 土地利用の状況

以下に示す既存資料を収集、整理することにより、計画地及びその周辺地域における土地利用の状況を把握した。

- ・「川崎都市計画図（宮前区）」等

(オ) 発生源の状況

以下に示す既存資料を収集、整理することにより、計画地及びその周辺地域における発生源の状況を把握した。

- ・「地形図」等

(カ) 自動車交通量等の状況

a 既存資料調査

以下に示す既存資料を収集、整理することにより、計画地及びその周辺地域における自動車交通量等の状況を把握した。

- ・「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」等

b 現地調査

自動車交通量は、方向別、時間別及び車種別にハンドカウンターで計測した。走行速度は、測定断面前後 50m 程度を通過する所要時間を、ストップウォッチにより計測した。また、道路構造は、現地踏査により確認した。

(キ) 関係法令等による基準等

以下に示す関係法令等の内容を整理することにより、関係法令等による基準等を把握した。

- ・「環境基本法」
- ・「川崎市環境基本条例」
- ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」
- ・「中央公害対策審議会答申（昭和 53 年 3 月）における指針」
- ・「環境への負荷の低減に関する指針」（川崎市）
- ・「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準

オ 調査結果

(ア) 大気質の状況

a 既存資料調査

(a) 二酸化窒素濃度

令和 3 年度の宮前測定局及び宮前平駅前測定局における二酸化窒素濃度の測定結果は、表 5.2.1-7 に示すとおりである。二酸化窒素濃度は、宮前測定局及び宮前平駅前測定局ともに環境基準を達成している。

また、平成 29～令和 3 年度の宮前測定局及び宮前平駅前測定局における二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間 98% 値）の推移は図 5.2.1-3 に、環境基準の達成状況は表 5.2.1-8 に示すとおりである。過去 5 年間の推移をみると、両局とも年平均値及び日平均値の年間 98% 値は減少傾向にあり、過去 5 年間はいずれの年度も環境基準を達成している。

表 5.2.1-7 二酸化窒素濃度の測定結果（令和 3 年度）

測定局名	有効測定日数	年平均値 ppm	日平均値の 年間 98% 値 ppm	環境基準値に適合した 日数とその割合		環境基準* 評価
	日			日	%	
宮前	364	0.012	0.030	364	100	○
宮前平駅前	360	0.016	0.032	360	100	○

*：環境基準の評価は、日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下の場合を環境基準の「達成」と評価し、○で表示した。
出典：「令和 3 年度 大気環境及び水環境の状況等について」（令和 4 年 7 月、川崎市）

表 5.2.1-8 二酸化窒素濃度の環境基準達成状況

測定局名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
宮前	○	○	○	○	○
宮前平駅前	○	○	○	○	○

注：環境基準の評価は、日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下の場合を環境基準の「達成」と評価し、○で表示した。

出典：「令和 3 年度 大気環境及び水環境の状況等について」（令和 4 年 7 月、川崎市）

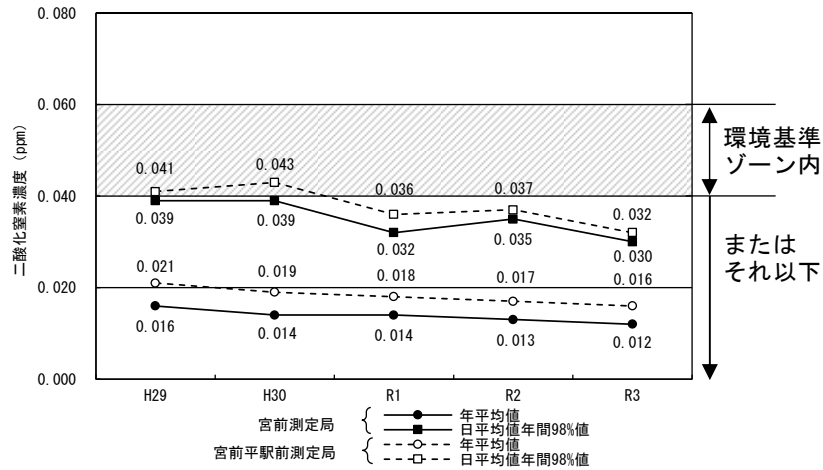


図 5.2.1-3 二酸化窒素濃度の推移 (年平均値及び日平均値の年間 98%値)

(b) 浮遊粒子状物質濃度

令和 3 年度の宮前測定局及び宮前平駅前測定局における浮遊粒子状物質濃度の測定結果は、表 5.2.1-9 に示すとおりである。浮遊粒子状物質濃度の長期的評価及び短期的評価は、両測定局ともに環境基準を達成している。

また、平成 29～令和 3 年度の宮前測定局及び宮前平駅前測定局における浮遊粒子状物質濃度(年平均値及び日平均値の年間 2%除外値)の推移は図 5.2.1-4 に、環境基準の達成状況は表 5.2.1-10 に示すとおりである。過去 5 年間の推移をみると、両局とも年平均値及び日平均値の年間 2%除外値は減少傾向にあり、過去 5 年間はいずれの年度も環境基準を達成している。

表 5.2.1-9 浮遊粒子状物質濃度の測定結果 (令和 3 年度)

測定局名	有効測定日数	年平均値 mg/m ³	環境基準評価								
			長期的評価*1					短期的評価*2			
			日平均値の年間 2% 除外値 mg/m ³	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 2 日以上連続の有無と回数	評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		評価	
						時間	%	日	%		
宮前	360	0.012	0.025	無	0	○	0	0	0	0	○
宮前平駅前	359	0.013	0.028	無	0	○	0	0	0	0	○

*1：環境基準の長期的評価は、次の①及び②に適合した場合、「達成」と評価し、○で表示した。

①日平均値の年間 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下、②日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

*2：環境基準の短期的評価は、次の①及び②の両方に適合した場合、「達成」と評価し、○で表示した。

①1 時間値が 0.20mg/m³ 以下、②日平均値が 0.10 mg/m³ 以下。

出典：「令和 3 年度 大気環境及び水環境の状況等について」(令和 4 年 7 月、川崎市)

表 5.2.1-10 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

測定局	環境基準評価	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
宮前	長期	○	○	○	○	○
	短期	○	○	○	○	○
宮前平駅前	長期	○	○	○	○	○
	短期	○	○	○	○	○

注 1：環境基準の長期的評価は、次の①及び②に適合した場合、「達成」と評価し、○で表示した。

①日平均値の年間 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下、②日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

注 2：環境基準の短期的評価は、次の①及び②の両方に適合した場合、「達成」と評価し、○で表示、①または②のどちらかに適合しなかった場合、「非達成」と評価し、×で表示した。

①1 時間値が 0.20mg/m³ 以下、②日平均値が 0.10 mg/m³ 以下。

出典：「令和 3 年度 大気環境及び水環境の状況等について」（令和 4 年 7 月、川崎市）

「令和 2 年度 大気環境及び水環境の状況等について」（令和 3 年 7 月、川崎市）

「令和元年度 大気環境及び水環境の状況等について」（令和 2 年 7 月、川崎市）

「平成 30 年度 大気環境及び水環境の状況等について」（令和元年 7 月、川崎市）

「平成 29 年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」（平成 30 年 8 月、川崎市）

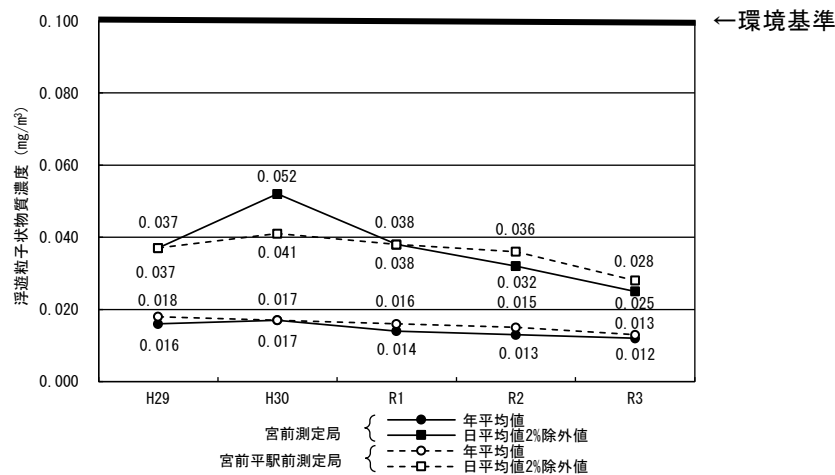


図 5.2.1-4 浮遊粒子状物質濃度の推移 (年平均値及び日平均値の年間 2%除外値)

b 現地調査

(a) 二酸化窒素濃度

二酸化窒素、一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果は、表 5.2.1-11(1)～(3)に示すとおりである。

測定期間中の二酸化窒素濃度は、期間平均値は冬季:0.022ppm、春季:0.011ppm、夏季:0.009ppm、秋季:0.018ppm、1 時間値の最高値は冬季:0.060ppm、春季:0.030ppm、夏季:0.027ppm、秋季:0.041ppm、日平均値の最高値は冬季:0.030ppm、春季:0.017ppm、夏季:0.015ppm、秋季:0.028ppm である。

二酸化窒素濃度の日平均値について、環境基準と比較すると、測定期間中は環境基準を下回っている。

なお、測定結果の詳細は、資料編 (資-116 ページ*) に示すとおりである。

*資料編の参照ページは該当部分の最初のページのみを示している。

表 5.2.1-11(1) 二酸化窒素濃度の測定結果

調査地点	時期	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値が 0.06ppm を 超えた日数とその割合	
		ppm	ppm	ppm	日	%	日	%
計画地内	冬季	0.022	0.060	0.030	0	0.0	0	0.0
	春季	0.011	0.030	0.017	0	0.0	0	0.0
	夏季	0.009	0.027	0.015	0	0.0	0	0.0
	秋季	0.018	0.041	0.028	0	0.0	0	0.0

表 5.2.1-11(2) 一酸化窒素濃度の測定結果

調査地点	時期	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
		ppm	ppm	ppm
計画地内	冬季	0.009	0.070	0.017
	春季	0.002	0.010	0.003
	夏季	0.005	0.028	0.009
	秋季	0.006	0.020	0.007

表 5.2.1-11(3) 窒素酸化物濃度の測定結果

調査地点	時期	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	NO ₂ /(NO+NO ₂)*
		ppm	ppm	ppm	%
計画地内	冬季	0.031	0.111	0.042	71.0
	春季	0.014	0.033	0.020	78.6
	夏季	0.014	0.055	0.024	64.3
	秋季	0.023	0.052	0.035	78.3

* : NO₂/(NO+NO₂) : 測定期間の NO+NO₂濃度の総和と NO₂濃度の総和の比を示す。

(b) 浮遊粒子状物質濃度

浮遊粒子状物質濃度の測定結果は、表 5.2.1-12 に示すとおりである。

測定期間中の期間平均値は冬季 : 0.017mg/m³、春季 : 0.015mg/m³、夏季 : 0.012mg/m³、秋季 : 0.011mg/m³、1時間値の最高値は冬季 : 0.039mg/m³、春季 : 0.033mg/m³、夏季 : 0.038mg/m³、秋季 : 0.027mg/m³、日平均値の最高値は冬季 : 0.022mg/m³、春季 : 0.019mg/m³、夏季 : 0.013mg/m³、秋季 : 0.019mg/m³である。

浮遊粒子状物質濃度の日平均値及び1時間値について、環境基準と比較すると、測定期間中の日平均値、1時間値ともに環境基準を下回っている。

なお、測定結果の詳細は、資料編 (資-116 ページ) に示すとおりである。

表 5.2.1-12 浮遊粒子状物質濃度の測定結果

調査地点	時期	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数とその割合	
		mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%
計画地内	冬季	0.017	0.039	0.022	0	0.0	0	0.0
	春季	0.015	0.033	0.019	0	0.0	0	0.0
	夏季	0.012	0.038	0.013	0	0.0	0	0.0
	秋季	0.011	0.027	0.019	0	0.0	0	0.0

c 現地調査結果と測定局との類似性

現地調査と同時期の宮前測定局及び宮前平駅前測定局における測定結果との相関係数は、資料編（資-120 ページ）に示すとおりである。傾き、切片、相関係数及び濃度等の関係から、宮前測定局よりも宮前平駅前測定局の方が現地調査結果との類似性が高かった。

(イ) 気象の状況

a 既存資料調査

宮前測定局における風向・風速測定結果は、表 5.2.1-13 に示すとおりである。大気安定度の出現頻度及び出現率は、表 5.2.1-14 に示すとおり令和 3 年度の宮前測定局の風速、幸測定局の日射量及び放射収支量から求めた。

年間の最多風向は北（15.5%）であり、年平均風速は 1.9m/s である。大気安定度の出現頻度は D が最も多く、昼間及び夜間を合わせ、約 40%を占めている。

表 5.2.1-13 宮前測定局の風向・風速測定結果（令和 3 年度）

風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東	南
割合(%)	15.5	7.7	3.5	2.6	3.7	4.4	5.3	6.1	9.1
平均風速(m/s)	2.3	2.2	1.7	1.5	1.5	1.6	1.7	1.9	2.2
風向	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西	静穏率*	年間
割合(%)	4.9	2.6	1.9	1.5	3.3	8.8	14.5	4.7	100.0
平均風速(m/s)	2.1	1.9	1.5	1.4	1.1	1.6	2.2	0.3	1.9

*：静穏率（Calm）は、風速 0.4m/s 以下をいう。

注：測定局の測定高さは 10m である。

出典：「川崎市大気データ」（令和 4 年 8 月閲覧、川崎市ホームページ）

表 5.2.1-14 大気安定度の出現頻度及び出現率

単位：%

風速階級	A	A-B	B	B-C	C	C-D	D 昼間	D 夜間	E	F	G	計
0.4m/s 以下	0.02	0.13	0.10	0.00	0.00	0.00	0.65	0.80	0.00	0.00	3.04	4.75
0.5~0.9m/s	0.31	0.80	0.70	0.00	0.00	0.00	3.13	2.57	0.00	0.00	7.56	15.07
1.0~1.9m/s	3.45	3.62	2.98	0.00	0.00	0.00	8.99	6.11	0.00	0.00	13.71	38.87
2.0~2.9m/s	0.00	3.77	3.85	0.00	2.41	0.00	6.27	4.19	1.72	4.51	0.00	26.72
3.0~3.9m/s	0.00	0.00	1.78	1.64	0.96	0.00	2.18	2.03	1.43	0.00	0.00	10.02
4.0~5.9m/s	0.00	0.00	0.00	0.00	0.81	0.63	1.40	1.47	0.00	0.00	0.00	4.31
6.0~7.9m/s	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.09	0.10	0.00	0.00	0.00	0.25
8.0m/s 以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01
計	3.78	8.32	9.41	1.64	4.24	0.63	22.72	17.28	3.15	4.51	24.31	100.00

注 1：風速階級は、測定高さにおける風速による。

注 2：四捨五入の関係で、計が一致しないことがある。

注 3：安定度は以下に示すとおりである。

A：強不安定 B：並不安定 C：弱不安定 D：中立 E：弱安定 F：並安定 G：強安定

A-B、B-C、C-D は、各安定度の中間の状態を示す。

出典：「川崎市大気データ」（令和 4 年 8 月閲覧、川崎市ホームページ）

b 現地調査

風向及び風速の測定結果は、表 5.2.1-15 に示すとおりである。

計画地における測定期間中の測定結果は、冬季は平均風速：2.4m/s、最多風向：北（出現率 28.6%）、静穏率（Calm）：1.2%、春季は平均風速：3.0m/s、最多風向：南東（出現率 25.6%）、静穏率（Calm）：0.0%、夏季は平均風速：2.2m/s、最多風向：南東（出現率 52.4%）、静穏率（Calm）：0.6%、秋季は平均風速：2.6m/s、最多風向：北（出現率 56.0%）、静穏率（Calm）：1.8%である。

なお、測定結果の詳細は、資料編（資-125 ページ）に示すとおりである。

表 5.2.1-15 風向・風速の測定結果

調査地点名	時期	期間 平均風速	1 時間値		日平均値		最多風向 (出現率)	静穏率*
			最高値	最低値	最高	最低		
		m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	(%)	%
計画地内	冬季	2.4	7.2	0.3	2.6	1.9	北(28.6)	1.2
	春季	3.0	10.6	0.5	4.1	2.1	南東(25.6)	0.0
	夏季	2.2	4.9	0.3	3.1	1.8	南東(52.4)	0.6
	秋季	2.6	5.7	0.3	3.4	1.6	北(56.0)	1.8

*：静穏率（Calm）は、風速 0.4m/s 以下をいう。

c 現地調査結果と測定局との類似性

現地調査と同時期の宮前測定局における測定結果との相関分析結果及び風配図は、資料編（資-126 ページ）に示すとおりである。風向・風速のベクトル相関の結果、現地調査と宮前測定局の類似性は高かった。

(ウ) 地形及び地物の状況

計画地及びその周辺地域の地形の状況は、第 3 章 1 (2) 「地象の状況」(185 ページ) に示すとおりである。また、地物の状況は、第 3 章 2 (2) コ「構造物の影響」(222 ページ) に示すとおりである。

(エ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺地域の土地利用の状況は、第 3 章 1 (6) イ「土地利用現況」(192 ページ) に示すとおりである。

(オ) 発生源の状況

発生源の状況は、第 3 章 1 (10) イ「大気汚染」(208 ページ) に示すとおりである。

(カ) 自動車交通量等の状況

a 既存資料調査

自動車交通量は、第 3 章 1 (7) ア「道路」(197 ページ) に示すとおりである。

b 現地調査

調査地点における自動車交通量の調査結果は表 5.2.1-16 に、走行速度の調査結果は表 5.2.1-17 に、道路構造は、図 5.2.1-5(1)・(2)に示すとおりである。

各断面交通量を比較すると、No.4 地点が最も多く、平日で 10,853 台/日、休日で 10,183 台/日である。なお、自動車交通量の調査結果の詳細は、資料編（資-128 ページ）に示すとおりである。

表 5.2.1-16 交通量調査結果

単位：台/日

No.	調査地点	平日			休日		
		自動車類	大型車混入率(%)	二輪車	自動車類	大型車混入率(%)	二輪車
1	土橋交差点方面	3,195	8.3	275	3,224	5.2	195
	国道 246 号方面	3,647	8.3	217	3,591	4.7	175
	断面計	6,842	8.3	492	6,815	4.9	370
2	鷺沼小学校前交差点方面	1,947	3.6	144	2,165	2.2	135
	カッパーク鷺沼入口交差点方面	1,828	4.6	136	1,960	2.0	118
	断面計	3,775	4.1	280	4,125	2.1	253
3	馬絹方面	3,967	8.9	408	3,791	5.0	288
	鷺沼入口交差点方面	2,420	10.3	342	2,209	5.7	215
	断面計	6,387	9.4	750	6,000	5.3	503
4	土橋交差点方面	5,658	12.5	465	5,437	7.3	386
	国道 246 号方面	5,195	11.0	415	4,746	6.6	312
	断面計	10,853	11.8	880	10,183	7.0	698
5	鷺沼小学校前交差点方面	2,523	7.1	207	2,542	4.3	155
	鷺沼交番前交差点方面	3,223	7.2	195	3,286	3.8	198
	断面計	5,746	7.1	402	5,828	4.0	353
6	たまプラーザ方面	3,814	6.5	253	3,620	2.5	199
	鷺沼小学校前交差点方面	4,087	5.9	305	3,864	2.8	247
	断面計	7,901	6.2	558	7,484	2.7	446
7	土橋交差点方面	4,878	10.9	528	4,795	6.6	395
	国道 246 号方面	5,590	10.9	512	5,194	6.1	365
	断面計	10,468	10.9	1,040	9,989	6.3	760
8	鷺沼 1 丁目交差点方面	420	7.9	63	450	3.3	66
	鷺沼入口交差点方面	1,332	9.3	122	1,378	4.7	82
	断面計	1,752	9.0	185	1,828	4.4	148
9	国道 246 号方面	3,573	4.2	215	3,451	2.1	172
	鷺沼小学校前交差点方面	4,053	4.2	217	3,778	2.0	168
	断面計	7,626	4.2	432	7,229	2.1	340

表 5.2.1-17 走行速度調査結果

単位：km/h

No.	調査地点	平日	休日	規制速度
1	土橋交差点方面	47.0	48.8	40
	国道 246 号方面	47.4	49.9	
2	鷺沼小学校前交差点方面	41.8	41.9	30
	カッパーク鷺沼入口交差点方面	42.0	43.4	
3	馬絹方面	31.5	31.6	40
	鷺沼入口交差点方面	33.9	35.5	
4	土橋交差点方面	32.0	32.0	40
	国道 246 号方面	37.5	37.6	
5	鷺沼小学校前交差点方面	27.8	29.0	40
	鷺沼交番前交差点方面	29.2	28.9	
6	たまプラーザ方面	42.7	43.1	40
	鷺沼小学校前交差点方面	48.4	50.5	
7	土橋交差点方面	40.7	41.6	40
	国道 246 号方面	43.9	45.4	
8	鷺沼 1 丁目交差点方面	36.1	36.1	40
	鷺沼入口交差点方面	39.7	40.5	
9	国道 246 号方面	43.4	40.5	30
	鷺沼小学校前交差点方面	42.0	40.1	

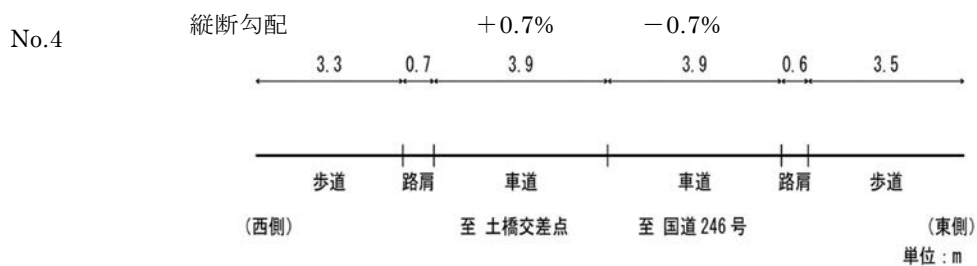
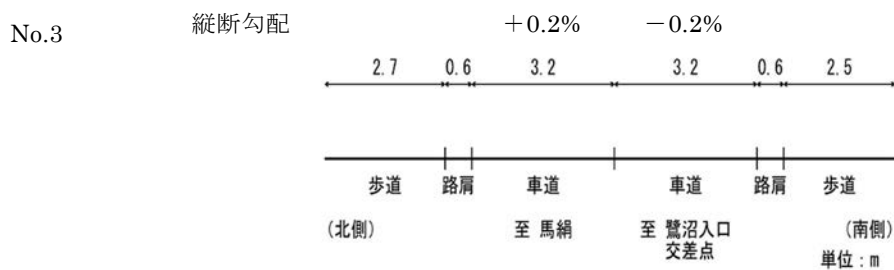
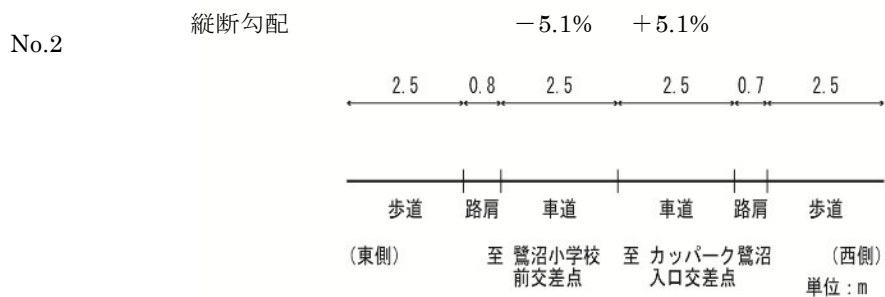
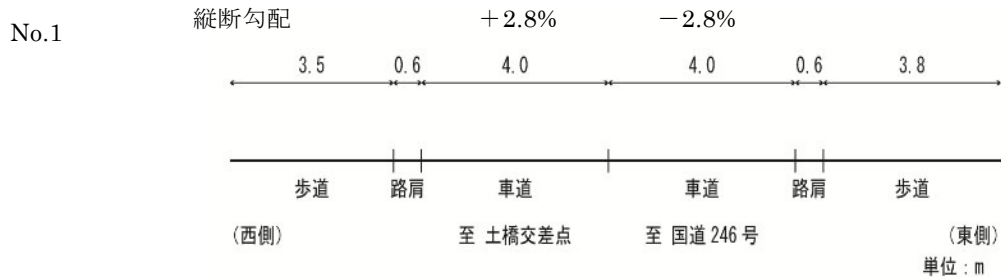


図 5.2.1-5(1) 道路構造

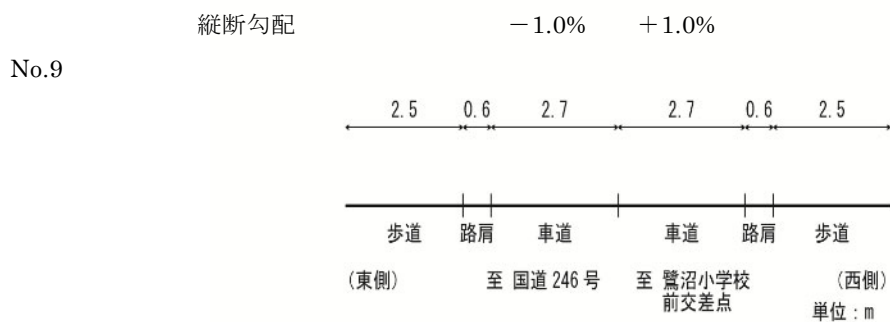
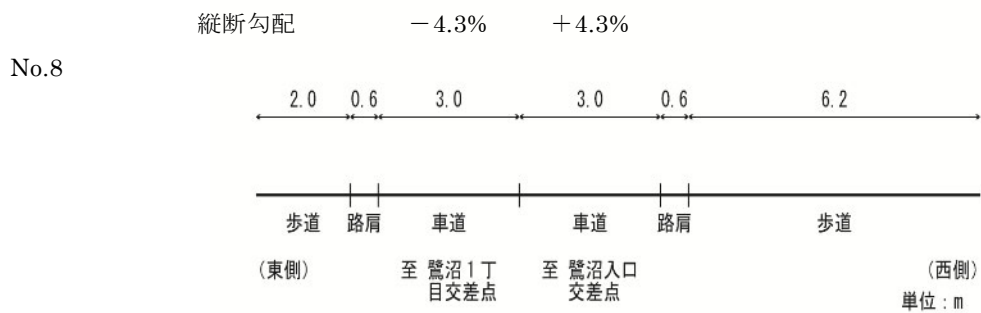
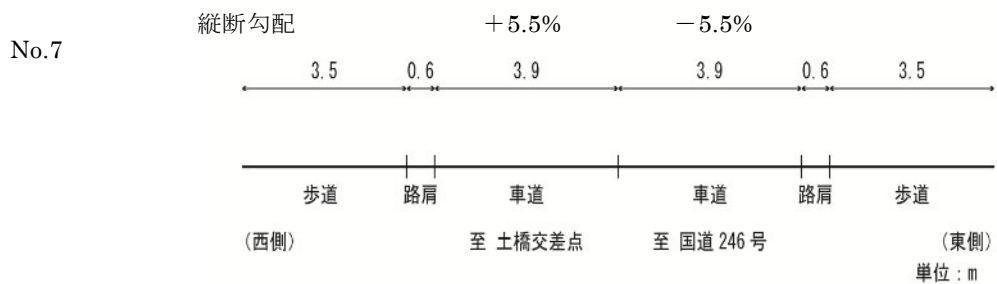
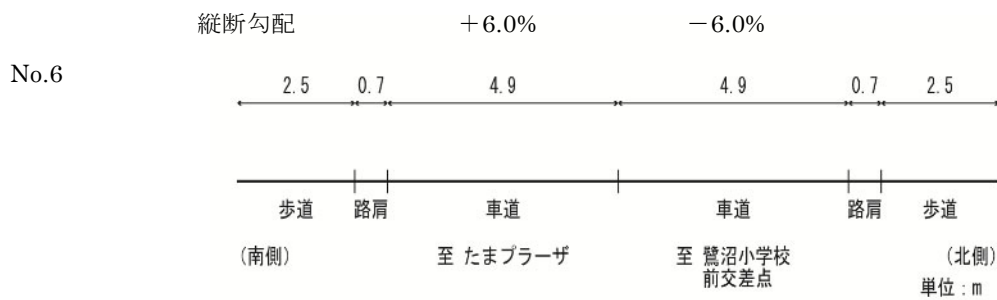
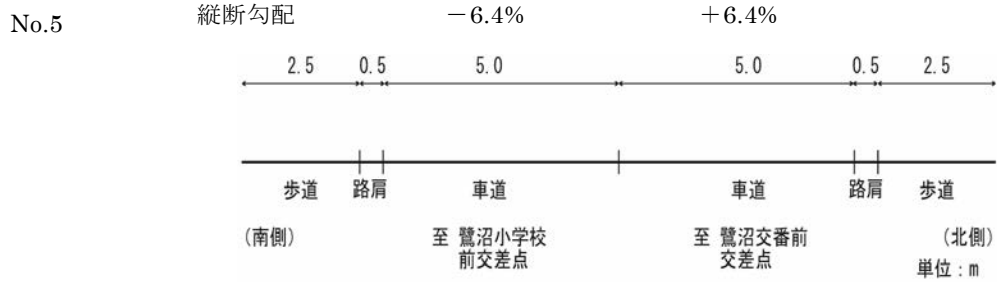


図 5.2.1-5(2) 道路構造

(キ) 関係法令等による基準等

a 環境基本法

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 5.2.1-18 に示すとおりである。

b 川崎市環境基本条例

「川崎市環境基本条例」第 3 条の 2 の規定に基づく大気の汚染に係る環境上の条件に係る目標値は、表 5.2.1-18 に示すとおりである。

c 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」第 6 条の規定に基づく対策目標値は、表 5.2.1-18 に示すとおりである。

表 5.2.1-18 環境基準等

大気質		国		川崎市	
		環境基準	評価方法	環境目標値*3	対策目標値*4
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値	0.04~0.06ppm のゾーン内または それ以下*1	日平均値の年間 98%値 が ゾーン内またはそ れ以下	0.02ppm 以下	0.04~0.06ppm のゾーン内または それ以下
	1 時間値の 1 日平均値	0.10mg/m ³ 以下*2	【長期的評価】1 日平均 値の年間 2%除外値が基 準値以下、かつ、1 日平 均値の基準値を超える 日が 2 日以上連続しな い 【短期的評価】1 時間値 の 1 日平均値と 1 時間 値がともに基準値以下	0.075 mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下
1 時間値	0.20mg/m ³ 以下*2	—		0.20mg/m ³ 以下	
年平均値	—	0.0125mg/m ³ 以下		—	

*1: 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年、環境庁告示第 38 号)

*2: 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年、環境庁告示第 25 号)

*3: 「川崎市環境基本条例」第 3 条の 2 の規定に基づく大気の汚染に係る環境上の条件に係る目標値

*4: 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」第 6 条の規定に基づく対策目標値

d 中央公害対策審議会答申(昭和 53 年 3 月)における指針

中央公害対策審議会答申(昭和 53 年 3 月)における指針は、表 5.2.1-19 に示すとおりである。

表 5.2.1-19 中央公害対策審議会答申(昭和 53 年 3 月)における指針

物質	指針値	
二酸化窒素	長期曝露	種々の汚染物質を含む大気汚染の条件下において二酸化窒素を大気汚染の指標として着目した場合、年平均値として 0.02~0.03ppm
	短期曝露	1 時間曝露として 0.1~0.2ppm

e 環境への負荷の低減に関する指針（川崎市）

本指針は、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」第 69 条の規定に基づき、事業者が行う環境への負荷の低減に係る取組を支援するために定められたものである。事業者は、施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善等による物の製造、処理、廃棄等の工程から副次的に生ずるおそれがある有害な物質の発生の防止について、燃料として都市ガス、液化石油ガス、灯油等の良質燃料を使用すること、又は、熱源として電気を使用することにより、硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの発生量がより少なくなるようにすることと定められている。また、施設の設置・更新にあたっては、設置・更新時点で、できる限り優れた環境性能を備えた施設を採用することと定められている。

f 「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」に定められる地域別環境保全水準は、「環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。」であり、具体的数値等は表 5.2.1-20 に示すとおりである。

表 5.2.1-20 地域別環境保全水準及び具体的数値等

予測項目		地域別環境保全水準	具体的数値等		
			環境目標値	環境基準	指針値*
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値	環境基準等を超えないこと。 かつ、現状を悪化させないこと。	0.02ppm 以下	0.04ppm～0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下	—
	1 時間値		—	—	0.1～0.2ppm
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値		0.075mg/m ³ 以下	0.10mg/m ³ 以下	—
	1 時間値		—	0.20mg/m ³ 以下	—
	年平均値	0.0125mg/m ³ 以下	—	—	

*：中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を参考に、表 5.2.1-21 に示すとおり設定した。

表 5.2.1-21 環境保全目標

項目		環境保全目標		具体的数値等
工事中	建設機械の稼働に伴う大気質濃度	二酸化窒素	長期予測	環境基準を超えないこと。 0.06ppm 以下 (表 5.2.1-18 参照)
			短期予測	中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針を超えないこと。 0.2ppm 以下 (表 5.2.1-19 参照)
		浮遊粒子状物質	長期予測	環境基準を超えないこと。 0.10mg/m ³ 以下 (表 5.2.1-18 参照)
			短期予測	環境基準を超えないこと。 0.20mg/m ³ 以下 (表 5.2.1-18 参照)
工用車両の走行に伴う大気質濃度	二酸化窒素	長期予測	環境基準を超えないこと。 0.06ppm 以下 (表 5.2.1-18 参照)	
	浮遊粒子状物質	長期予測	環境基準を超えないこと。 0.10mg/m ³ 以下 (表 5.2.1-18 参照)	
供用時	施設関連車両の走行に伴う大気質濃度	二酸化窒素	長期予測	環境基準を超えないこと。 0.06ppm 以下 (表 5.2.1-18 参照)
		浮遊粒子状物質	長期予測	環境基準を超えないこと。 0.10mg/m ³ 以下 (表 5.2.1-18 参照)
	駐車場の利用に伴う大気質濃度	二酸化窒素	長期予測	環境基準を超えないこと。 0.06ppm 以下 (表 5.2.1-18 参照)
		浮遊粒子状物質	長期予測	環境基準を超えないこと。 0.10mg/m ³ 以下 (表 5.2.1-18 参照)
	冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度	二酸化窒素	長期予測	環境基準を超えないこと。 0.06ppm 以下 (表 5.2.1-18 参照)
短期予測			中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針を超えないこと。 0.2ppm 以下 (表 5.2.1-19 参照)	

(3) 予測、環境保全のための措置及び評価

ア 建設機械の稼働に伴う大気質濃度

(ア) 予測

a 予測項目

予測項目は、建設機械の排出ガスによる二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とし、以下の将来濃度を予測した。

- ・長期将来濃度予測：日平均値の年間 98%値（二酸化窒素）
日平均値の年間 2%除外値（浮遊粒子状物質）
- ・短期将来濃度予測：1 時間値（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

b 予測方法等

(a) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地周辺地域とし、計画地境界から 100m 程度の範囲とした。

(b) 予測時期

施工計画（第 1 章 2 (14) 「施工計画」エ「仮設防災計画」（77 ページ））より、駅前街区と北街区で段階的に工事を行い、また、夜間工事を行う計画であることから、表 5.2.1-22 に示すとおり予測時期を設定した。予測時期の設定根拠は、資料編（資-146 ページ）に示すとおりである。

長期予測（二酸化窒素：日平均値の年間 98%値、浮遊粒子状物質：日平均値の年間 2%除外値）については、駅前街区及び北街区の建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大となる期間（1 年間）とし、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とも工事開始後 6～17 ヶ月目（駅前街区）及び 58～69 ヶ月目（北街区）とした。

短期予測（1 時間値）については、駅前街区及び北街区の解体工事、建設工事及び夜間工事における建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量がそれぞれ最大となる工事開始後 1～5 ヶ月目（駅前街区夜間工事）、7～11 ヶ月目（駅前街区解体工事）、12～14 ヶ月目（駅前街区建設工事）、60～61 ヶ月目（北街区解体工事）、63、67～69 ヶ月目（北街区建設工事、浮遊粒子状物質）、94～95 ヶ月目（北街区建設工事、二酸化窒素）及び 98 ヶ月目（北街区夜間工事）とした。

表 5.2.1-22 予測時期

予測時期		工事箇所	備考
長期 予測	工事開始後 6～17 ヶ月目	駅前街区	解体工事（6～11 ヶ月目）・建設工事（6～17 ヶ月目）が実施される時期
	工事開始後 58～69 ヶ月目	北街区	解体工事（58、60～61 ヶ月目）・建設工事（59、62～69 ヶ月目）・夜間工事（58～69 ヶ月目）が実施される時期
短期 予測	工事開始後 1～5 ヶ月目	駅前街区	夜間工事（駅前街区道路整備等工事）が実施される時期
	工事開始後 7～11 ヶ月目	駅前街区	解体工事が実施される時期
	工事開始後 12～14 ヶ月目	駅前街区	建設工事が実施される時期
	工事開始後 60～61 ヶ月目	北街区	解体工事が実施される時期
	工事開始後 63、67～69 ヶ月目	北街区	建設工事が実施される時期（浮遊粒子状物質排出量最大時期）
	工事開始後 94～95 ヶ月目	北街区	建設工事が実施される時期（窒素酸化物排出量最大時期）
	工事開始後 98 ヶ月目	北街区	夜間工事（計画地北側道路整備工事）が実施される時期

(c) 予測条件・予測方法

① 予測条件

i 建設機械の稼働台数・配置

長期予測において、工事期間中で建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる1年間（長期予測時）の建設機械延べ稼働台数は、表 5.2.1-23(1)・(2)に示すとおりである。また、建設機械配置は、計画地から均等に汚染物質が排出されるものと考え、図 5.2.1-6(1)・(2)に示すとおり煙源の位置を設定した。なお、昼間工事と夜間工事の煙源は、それぞれの施工範囲に配置した。

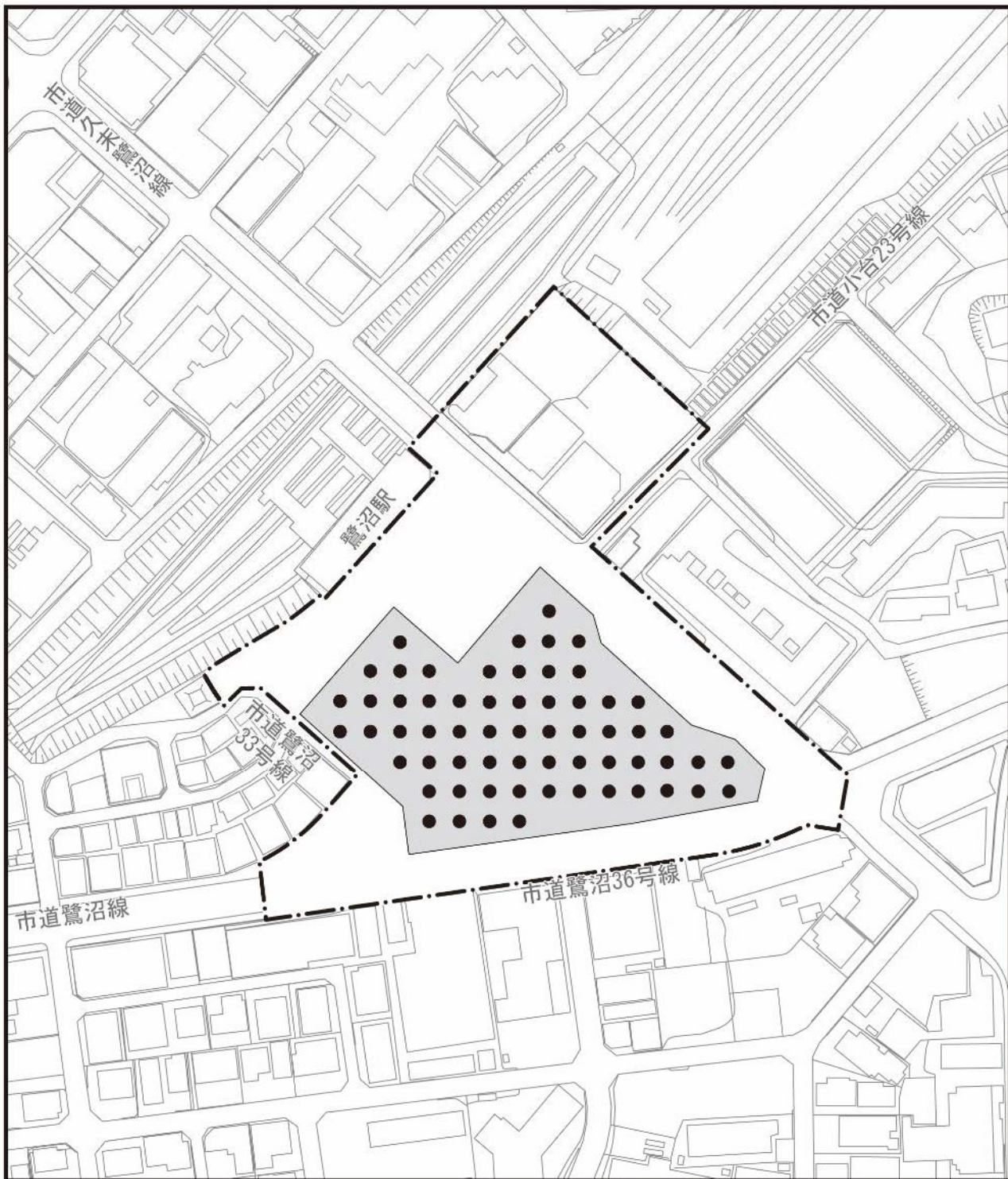
短期予測において、工事期間中で建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる日（短期予測時）の建設機械稼働台数は表 5.2.1-24(1)~(3)及び表 5.2.1-25(1)~(4)に、建設機械配置は図 5.2.1-7(1)~(3)及び図 5.2.1-8(1)~(4)に示すとおりである。

表 5.2.1-23(1) 建設機械稼働台数（長期予測 6~17ヶ月目・駅前街区）

工区	建設機械	規格	延べ稼働台数（台/年）	
			昼間工事	夜間工事
駅前街区	バックホー（解体用）	1.9m ³	120	—
	バックホー（解体用）	1.4m ³	120	—
	バックホー（解体用）	0.8m ³	680	—
	オーガー削孔機	ラフタークレーン 25t	1,440	—
	バックホー（建設用）	1.4m ³	1,560	—
	クラムシエル	1.3m ³	300	—
	ポンプ車	124m ³ /h	300	—
	発電機	37kVA	1,260	—

表 5.2.1-23(2) 建設機械稼働台数（長期予測 58~69ヶ月目・北街区）

工区	建設機械	規格	延べ稼働台数（台/年）	
			昼間工事	夜間工事
北街区	バックホー（解体用）	1.9m ³	60	—
	バックホー（解体用）	1.4m ³	60	—
	バックホー（解体用）	0.8m ³	320	—
	オーガー削孔機	ラフタークレーン 25t	440	—
	バックホー（建設用）	1.4m ³	520	280
	クラムシエル	1.3m ³	160	—
	ポンプ車	124m ³ /h	120	100
	発電機	37kVA	360	240



凡 例

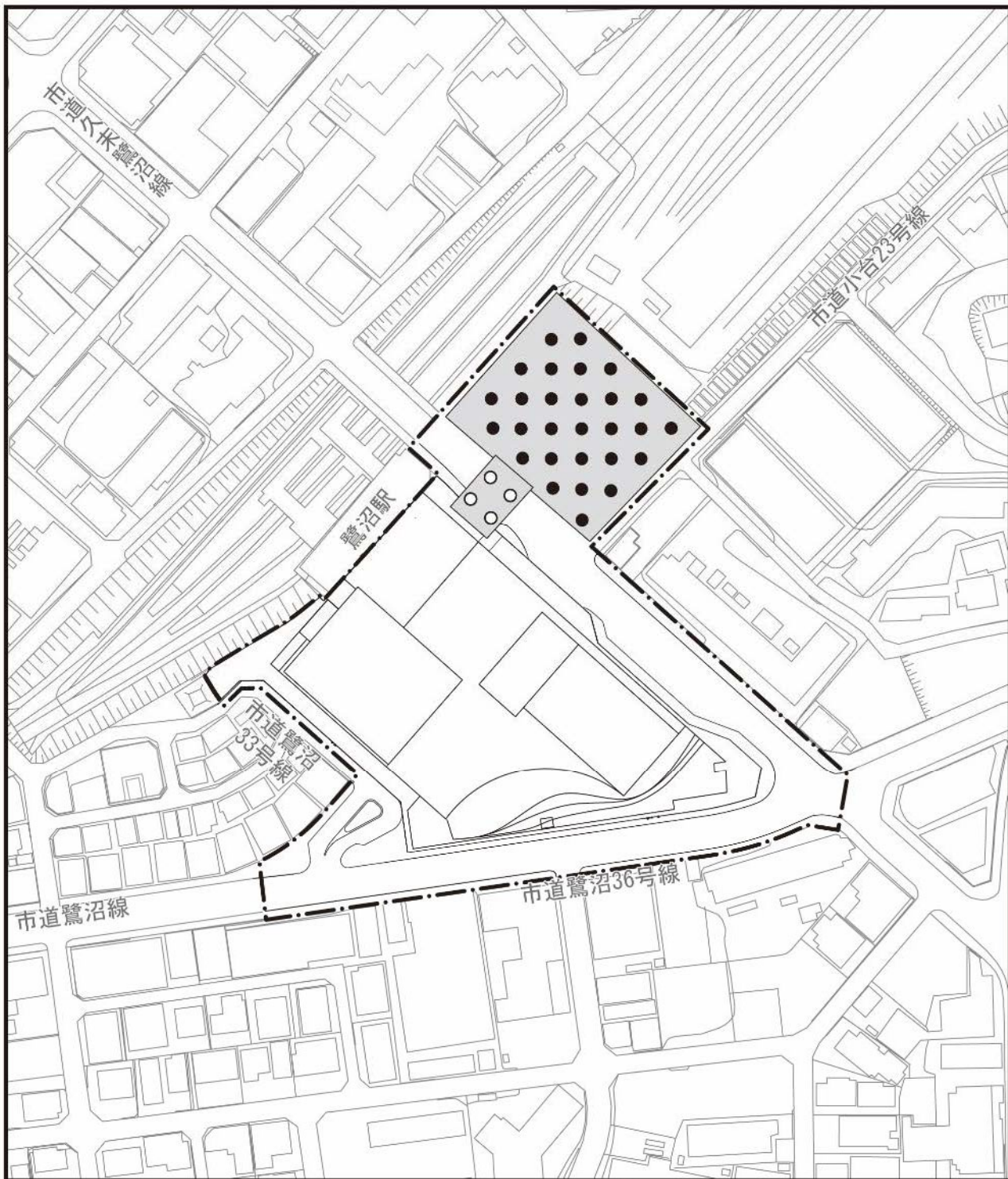
計画地

煙源 (屋間工事)

施工範囲

図5.2.1-6(1) 煙源位置
(長期予測 6~17
ヶ月目・駅前街区)





凡 例

 計画地

● 煙源 (昼間工事)

○ 煙源 (夜間工事)

 施工範囲

図5.2.1-6(2) 煙源位置
(長期予測 58~69
ヶ月目・北街区)



表 5.2.1-24(1) 建設機械稼働台数（短期予測 1～5 ヶ月目・駅前街区夜間工事）

工区	建設機械	規 格	稼働台数（台/日）
駅前街区	バックホー（建設用）	1.4m ³	2
	ブルドーザー	30t	1
	タイヤローラー	13t	1
	発電機	37kVA	1

表 5.2.1-24(2) 建設機械稼働台数（短期予測 7～11 ヶ月目・駅前街区解体工事）

工区	建設機械	規 格	稼働台数（台/日）
駅前街区	バックホー（解体用）	1.9m ³	1
	バックホー（解体用）	1.4m ³	1
	バックホー（解体用）	0.8m ³	6
	オーガー削孔機	ラフタークレーン 25t	6
	バックホー（建設用）	1.4m ³	6
	発電機	37kVA	6

表 5.2.1-24(3) 建設機械稼働台数（短期予測 12～14 ヶ月目・駅前街区建設工事）

工区	建設機械	規 格	稼働台数（台/日）
駅前街区	オーガー削孔機	ラフタークレーン 25t	5
	バックホー（建設用）	1.4m ³	5
	ポンプ車	124m ³ /h	5
	発電機	37kVA	5

表 5.2.1-25(1) 建設機械稼働台数（短期予測 60～61 ヶ月目・北街区解体工事）

工区	建設機械	規 格	稼働台数（台/日）
北街区	バックホー（解体用）	1.9m ³	1
	バックホー（解体用）	1.4m ³	1
	バックホー（解体用）	0.8m ³	6

表 5.2.1-25(2) 建設機械稼働台数

（短期予測 63、67～69 ヶ月目・北街区建設工事、浮遊粒子状物質排出量最大時期）

工区	建設機械	規 格	稼働台数（台/日）
北街区	オーガー削孔機	ラフタークレーン 25t	3
	バックホー（建設用）	1.4m ³	4
	クラムシエル	1.3m ³	2
	発電機	37kVA	2

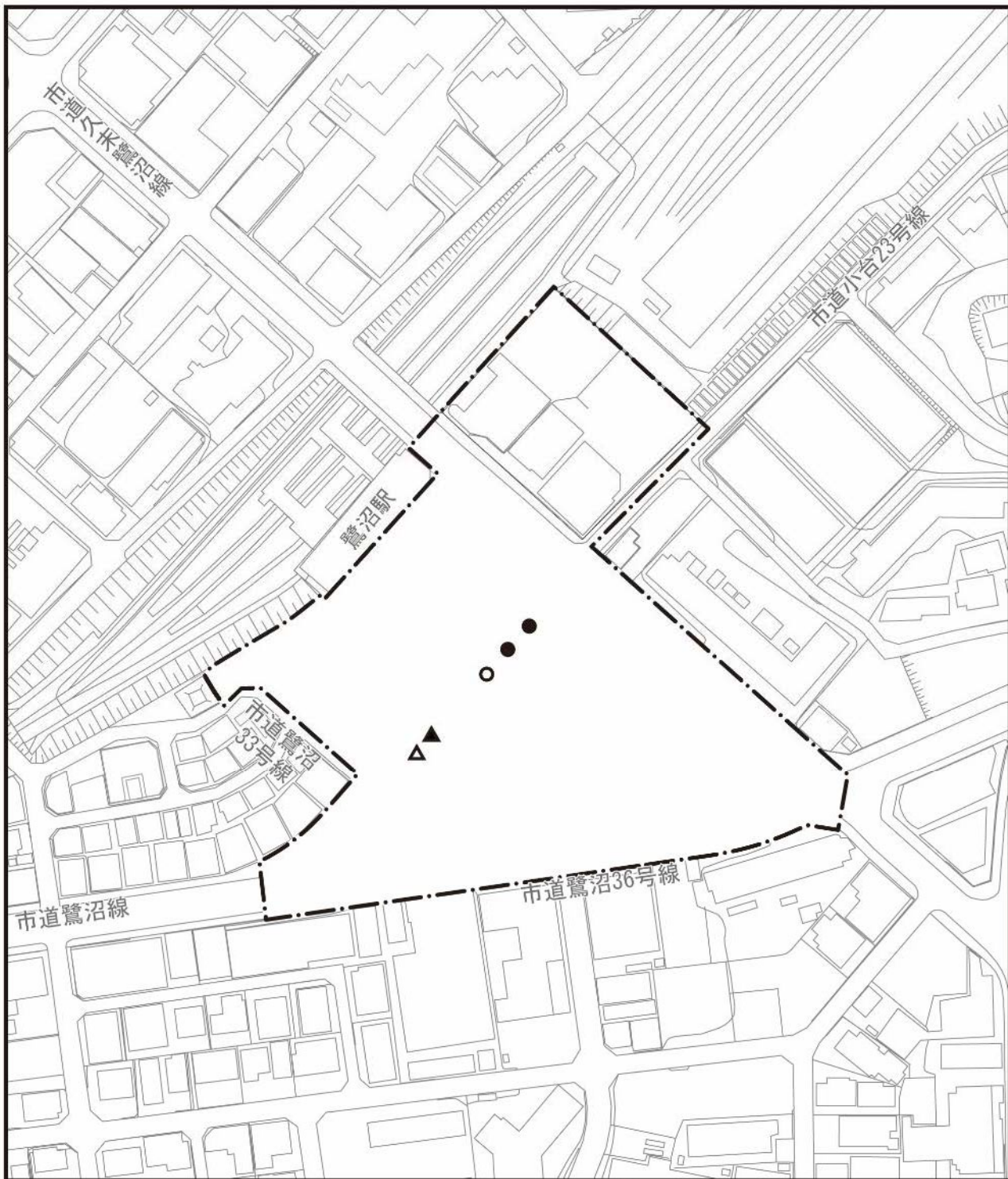
表 5.2.1-25(3) 建設機械稼働台数

(短期予測 94~95 ヶ月目・北街区建設工事、二酸化窒素排出量最大時期)

工区	建設機械	規 格	稼働台数 (台/日)
北街区	バックホー (建設用)	1.4m ³	5
	ブルドーザー	30t	2
	アスファルトフィニッシャー	2.0~4.5m	1
	モーターグレーダー	3.4m	1
	タイヤローラー	13t	1

表 5.2.1-25(4) 建設機械稼働台数 (短期予測 98 ヶ月目・北街区夜間工事)

工区	建設機械	規 格	稼働台数 (台/日)
北街区	バックホー (建設用)	1.4m ³	1
	ブルドーザー	30t	1
	タイヤローラー	13t	1
	発電機	37kVA	1

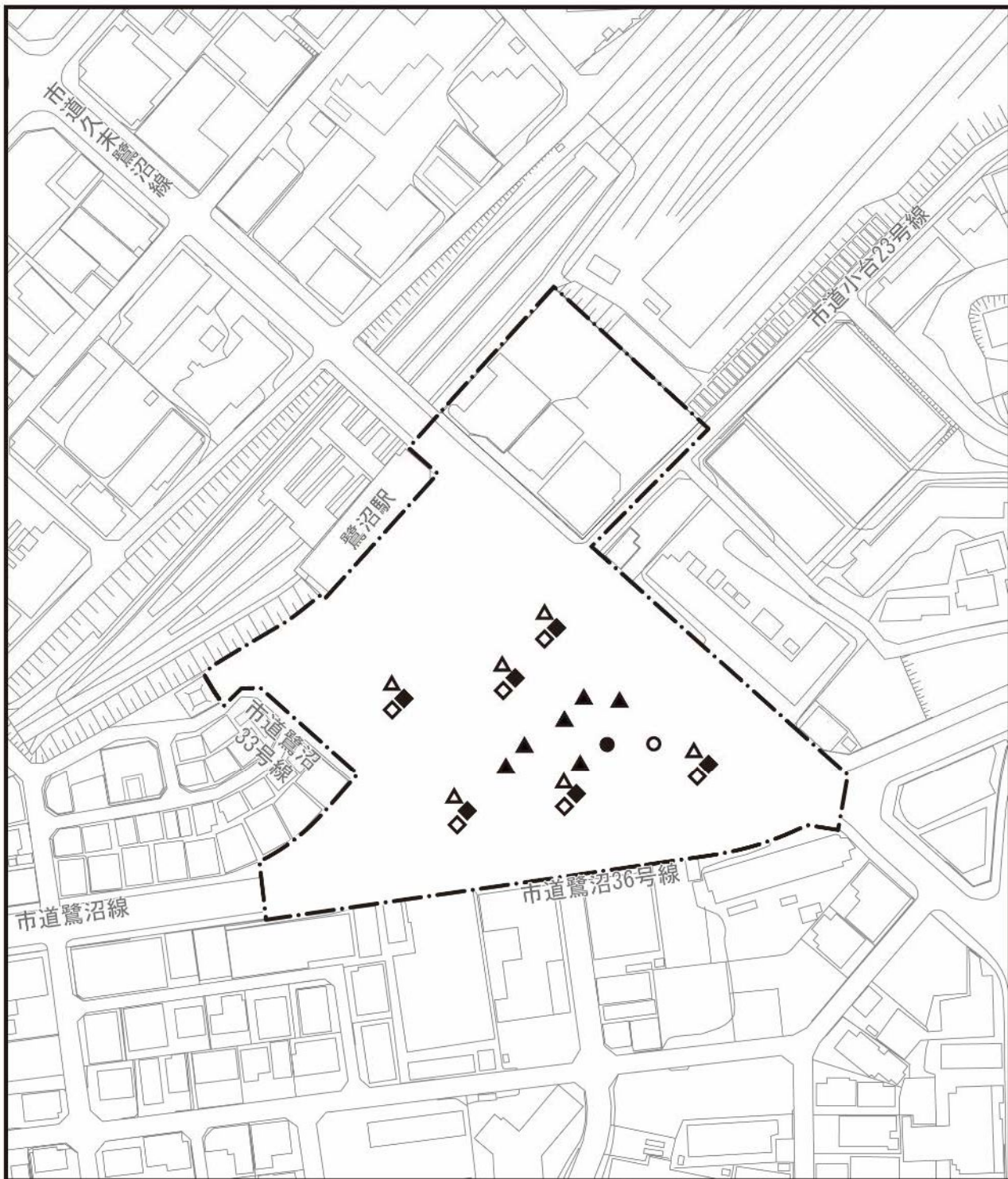


凡 例

-  計画地
-  バックホー (建設用)
-  ブルドーザー
-  タイヤローラー
-  発電機

図5.2.1-7(1) 建設機械の位置
(短期予測 1~5ヶ月目
・駅前街区夜間工事)





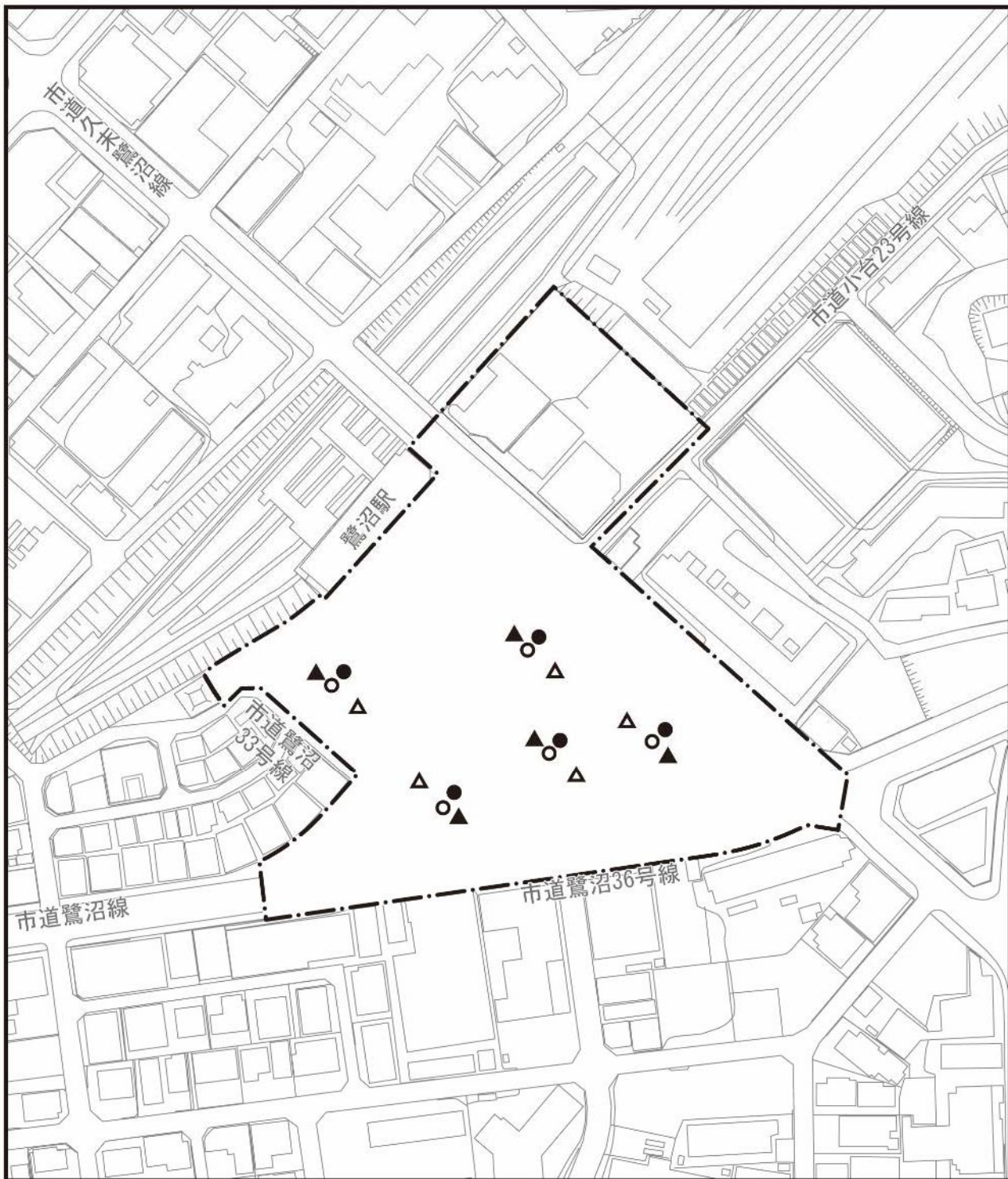
凡 例

計画地

- バックホー（解体用）1.9m³
- バックホー（解体用）1.4m³
- ▲ バックホー（解体用）0.8m³
- △ オーガー削孔機
- ◆ バックホー（建設用）
- ◇ 発電機

図5.2.1-7(2) 建設機械の位置
 (短期予測 7~11
 ヶ月目・駅前街区
 解体工事)

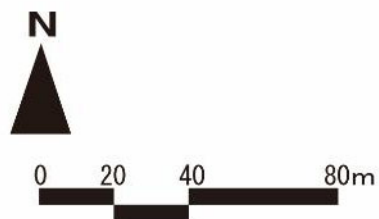


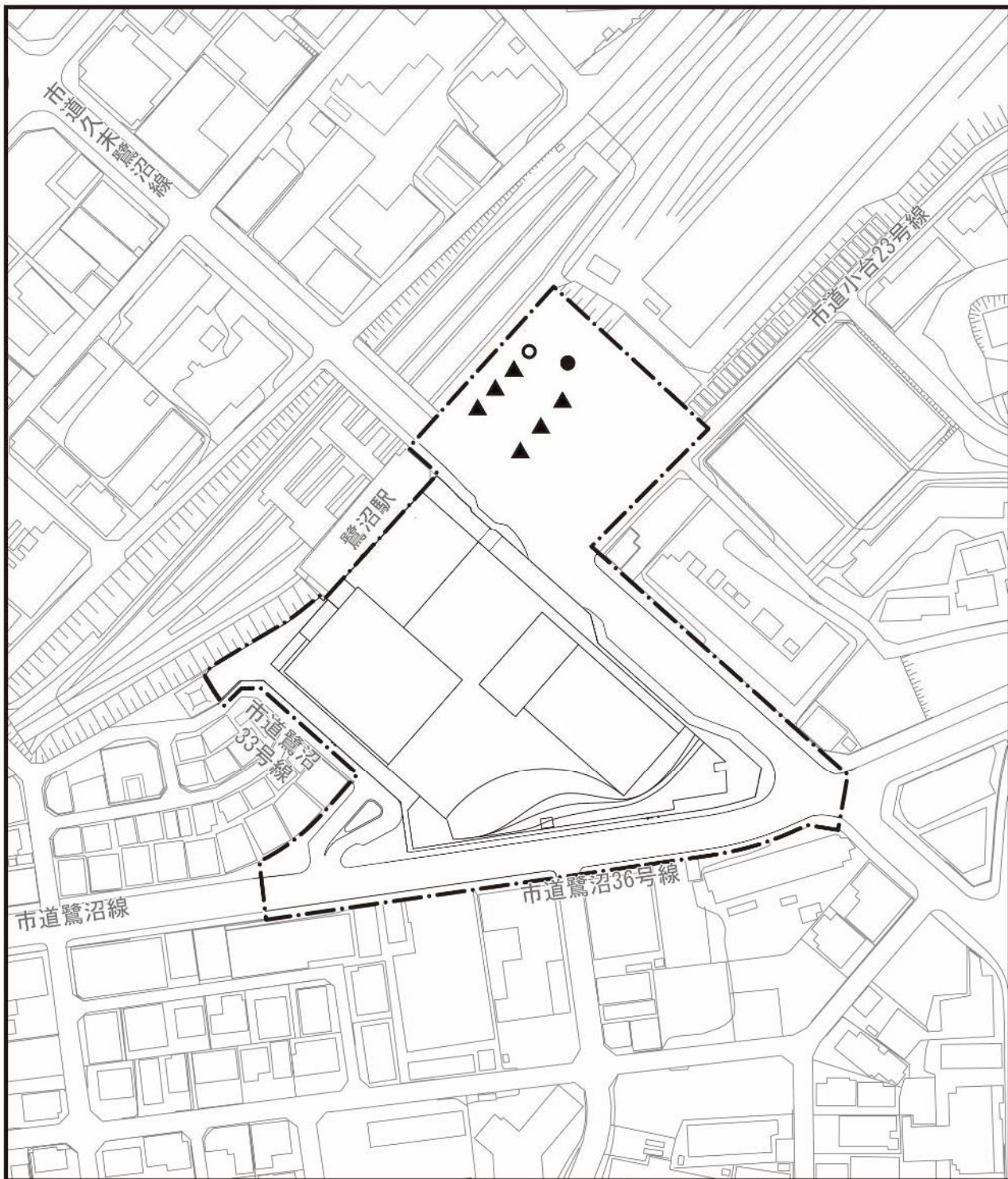


凡 例

-  計画地
-  オーガー削孔機
-  バックホー（建設用）
-  ポンプ車
-  発電機

図5.2.1-7(3) 建設機械の位置
 (短期予測 12~14
 ヶ月目・駅前街区
 建設工事)





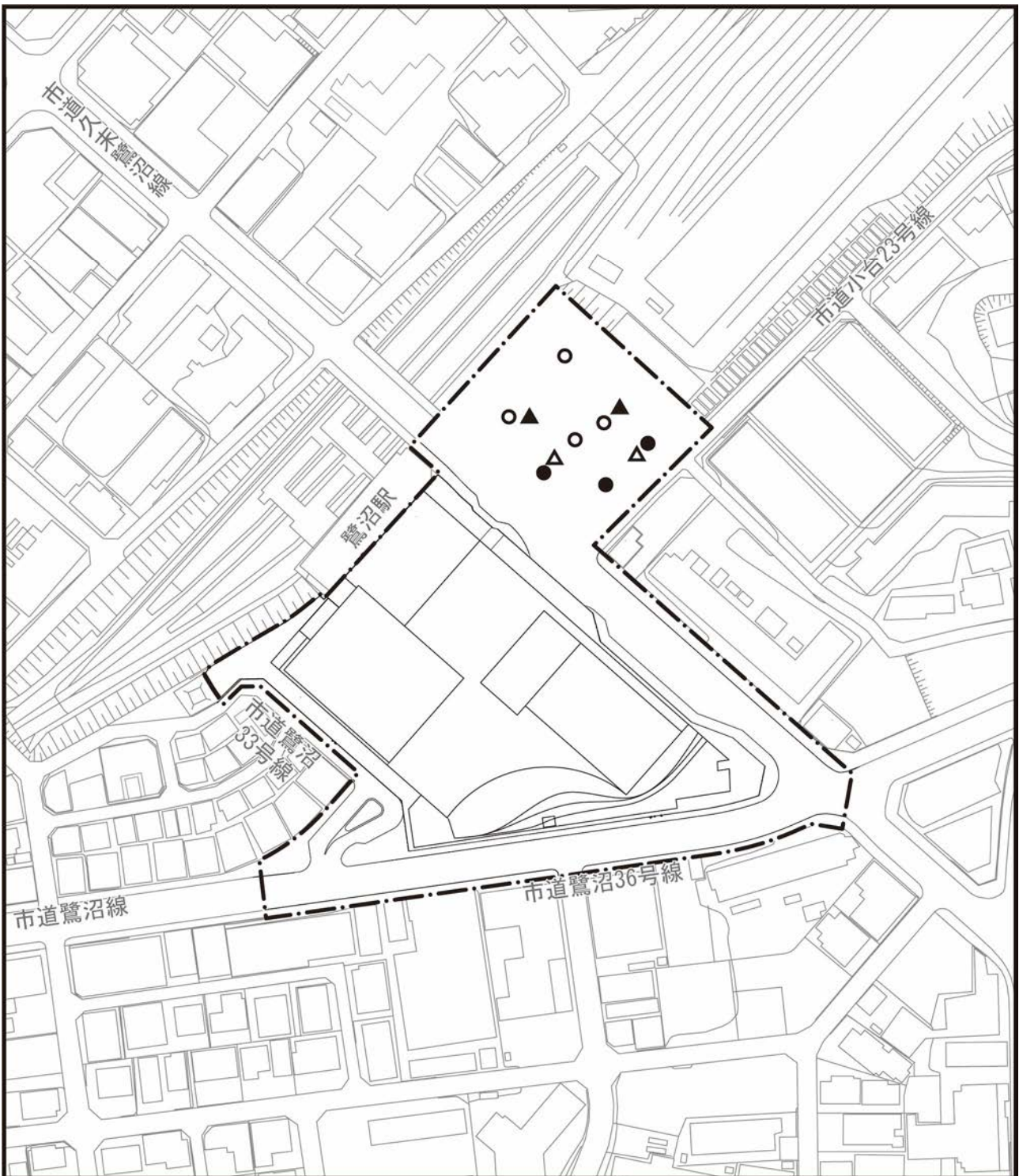
凡 例

計画地

- バックホー（解体用）1.9m³
- バックホー（解体用）1.4m³
- ▲ バックホー（解体用）0.8m³

図5.2.1-8(1) 建設機械の位置
 (短期予測 60~61
 ヶ月目・北街区
 解体工事)

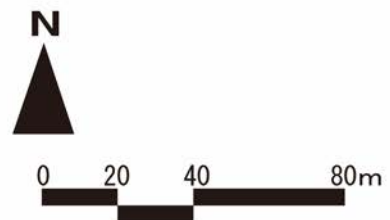


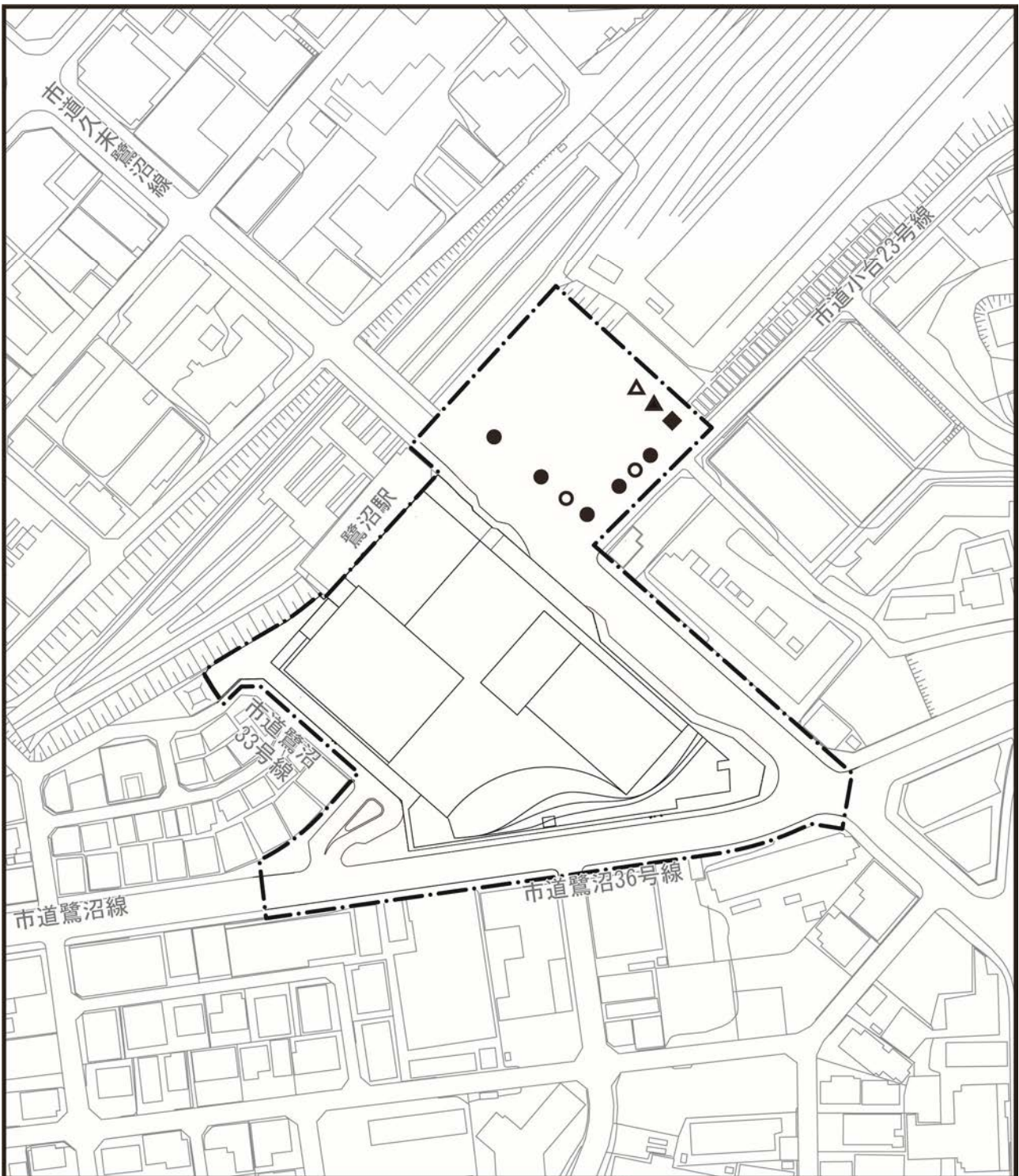


凡 例

-  計画地
-  オーガー削孔機
-  バックホー（建設用）
-  クラムシェル
-  発電機

図5.2.1-8(2) 建設機械の位置
 (短期予測 浮遊粒子状物質排出量最大時期・63、67～69ヶ月目・北街区建設工事)





凡 例


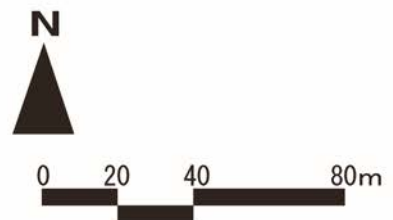
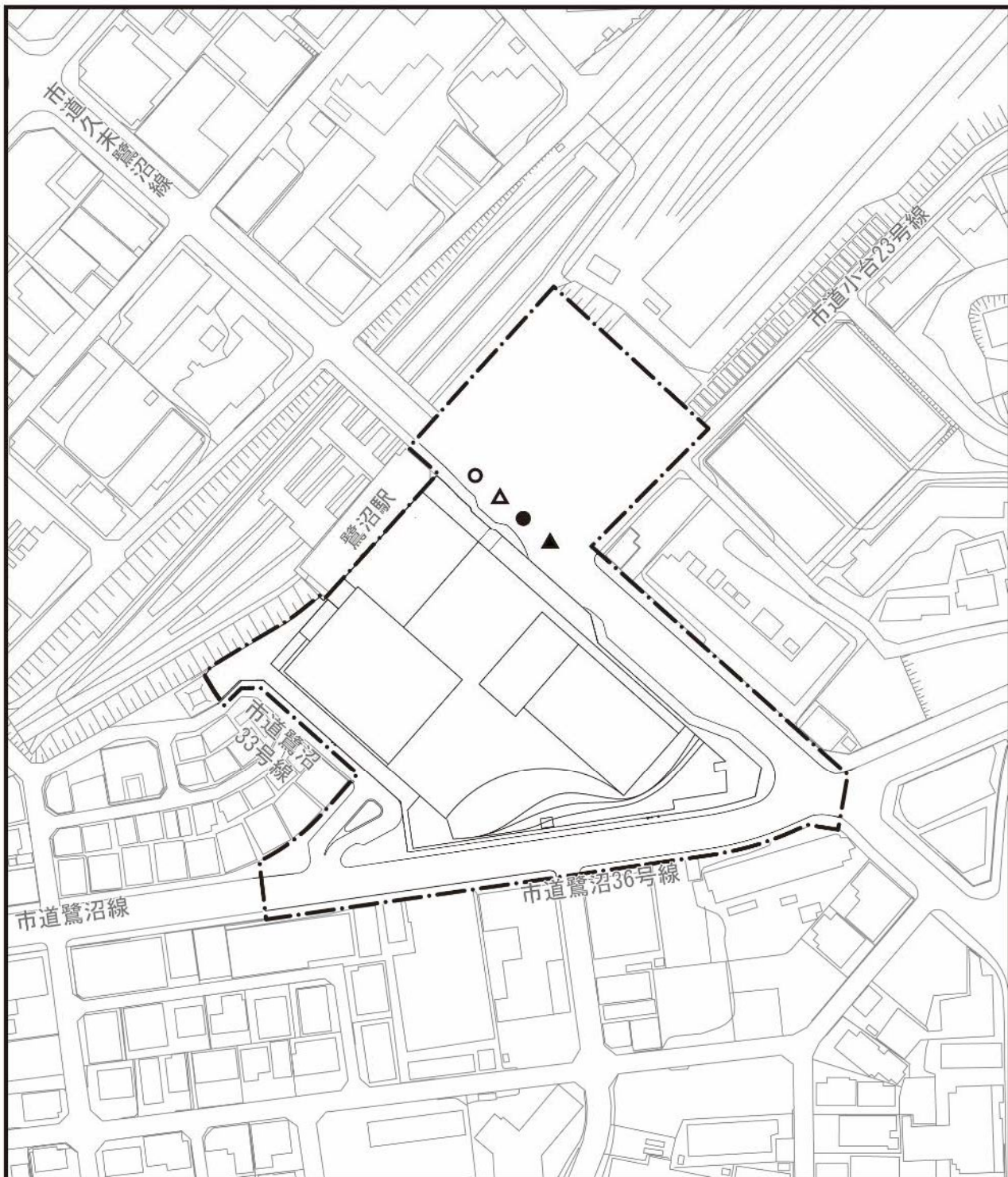
-  計画地
- バックホー（建設用）
- ブルドーザー
- ▲ アスファルトフィニッシャー
- △ モーターグレーダー
- ◆ タイヤローラー

図5.2.1-8(3) 建設機械の位置
 (短期予測 窒素酸化物
 排出量最大時期・
 94~95ヶ月目・
 北街区建設工事)





凡 例

-  計画地
- バックホー（建設用）
- ブルドーザー
- ▲ タイヤローラー
- △ 発電機

図5.2.1-8(4) 建設機械の位置
(短期予測 98ヶ月目・北街区夜間工事)

